

安全センター情報2014年3月号 通巻第413号
2014年2月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2014 **3**

安全センター情報



特集● アジアにおけるアスベスト禁止 2013

写真：泉南アスベスト国賠訴訟第二陣大阪高裁判決

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト:<http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

セン

安全 センター 情報

◎ 「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2013年度の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2013年 4月号 総特集/胆管がん多発事件はどうして起こったか
- 5月号 特集/第12次労働災害防止計画 胆管がん事件時効差別なく補償
- 6月号 特集/全国安全センターの厚生労働省交渉 ILO「職業病の予防」
- 7月号 特集/職業がん等のリスト掲載と補償 ロッテルダム条約第6回締約国会議
- 8月号 特集/腰痛予防対策指針の改訂 石綿救済法判定基準の見直し
- 9月号 特集/日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 10月号 特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災補償 精神障害の認定 欧州10か国調査
- 11月号 特集/惨事ストレス対策 WHO労働者健康世界行動計画実施のベースライン
- 12月号 特集/韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流 大阪西成区で石綿公害
- 2014年1・2月号 特集/職業性胆管がん事件 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 特集/アジアのアスベスト禁止 2013 泉南アスベスト国賠訴訟二陣大阪高裁判決

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

◎ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@jca.apc.org)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

特集／アジアにおけるアスベスト禁止 2013

**香港4月4日から石綿禁止
バングラデシュでB-BAN設立**

NAP作成、日本に次ぎフィリピン、ラオス等

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 2

香港：空気汚染管制条例修訂関係資料 24

労働政策審議会建議

今後の労働安全衛生対策について 41

ルポ「1カ月」～ニュースにならなかった日々～⑦

いわき市平薄磯② 47

泉南二陣訴訟も最高裁へ

判決前日から上告後における一支援者がみてきたもの

全国安全センター事務局長 澤田慎一郎 50

泉南アスベスト国賠訴訟二陣大阪高裁判決 57

各地の便り/世界から

大阪●東急車輛石綿損害賠償請求訴訟が和解 63

奈良・岐阜・岡山●全国で続く対ニチアスの闘い 65

神奈川●コンピュータ入力作業によるけいわん 66

バングラ●二大工場惨事の被災者がネットワーク 66

中国●致麗(ジリ)玩具工場火災事故から20年 67

香港4月4日から石綿禁止 バングラデシュでB-BAN結成 NAP作成、日本に続きフィリピンラオス等

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

香港空気汚染管制条例改正

香港がよいよアスベスト禁止に踏み切る。

本誌で紹介してきたように、2011年4月20日の立法会環境事務委員会に環境省が、空気汚染管制条例（APCO）を改正する「すべての種類のアスベスト禁止の提案」を提出、背景事情を解説した「ファクトシート：香港におけるアスベスト禁止」も示された（2011年6月号）。関係者との協議が行われたうえで、翌2012年1月19日の環境事務委員会に修訂提案が示され、おおむね了承された（2012年3月号）。この段階で「目標は2012年末に法案の立法会の承認を迫る」とされていたが、この後2012年3月に行政長官の選挙があり7月に交代、9月には立法会議員選挙があり、情報が途絶えた。香港工業傷亡權益会（ARIAV）の陳錦康（チャン・カンホン）総幹事も2013年夏に来日した時点で、障害は何もないはずなのに、なぜ遅れているのかいつになるのかわからないと困惑していた。

しかし、2013年9月23日ようやく「2013年空気汚染管制条例（修訂）（第2号）草案」が憲報（官報）に掲載され、10月23日に立法会に提出された（36頁に草案）。10月25日の内務委員会（第一読会及び第二読会討論の開始）は、事前に出された用語の解釈を求める質問状に対する回答を了承したうえで法案委員会の設置を決定した。

法案委員会は11月5日、11月19日、12月2日、12月17日、12月23日の5回開催され、2014年1月10日の内務委員会に報告書を提出した。同報告書を26頁で紹介するが、「政府当局または法案委員会による条例草案に対する委員会審議段階における修正案は提出されなかった」、「法案委員会は、2014年1月22日の立法会会議における条例草案に関する第二読会の再開を支持する」とした。

1月24日の立法会では第二読会（再開）、全体委員会審議段階及び第三読会が行われた後、圧倒的多数の賛成で法案を通過させた。旧正月前の最後の立法会会議だった。

即日、環境局長が「政府は法案通過を歓迎す



る」と発表（24頁に発表文）。そのなかで、修訂法は4月4日に施行される予定と明らかにした。

禁止提案は、すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有物質の使用、供給、輸入及び積替（転運=transshipment）を禁止するものであるが、2つの除外がある。①香港を通過（過境=in transit）するだけの品と、②一定の中成薬（proprietary Chinese medicine）である。

前者は、中国本土の輸出入との関係であり、南アフリカの2008年の禁止がジンバブエとの関係で同様の除外を設けたことが悪い先例になってしまったかもしれない。

後者は、「温腎壮陽」の効能があるとされるアスベストを含有した陽起石（Tremolium）または陰起石（actinolium）を含有するものが、中薬規例に2013年11月11日現在で36品目登録されているのだそうだ。「代替」は困難で、香港中薬管理委員会は、陽起石・陰起石の使用・処方禁止を勧告したものの、含有成薬の禁止まで必要とは考えていない。

ARIAVや禁止石棉連盟（No More Asbestos in

Hong Kong Alliance）、香港工人健康中心（HKWHC）等は、2つの除外もなくした完全禁止の実現を働きかけてきたが、残念ながら残された。

1980年代から取り組み

香港では、ARIAVが1981年、HKWHCが1984年に設立され、1980年代後半からアスベスト問題にも取り組むようになって、香港禁止石棉連盟が設立された（現在の構成団体は、ARIAV、香港職工連盟（HKCTU）、街坊工友服務處、天主教勞工事務委員会、建築地盤職工總會）。

しかし、1996年のAPCO改正によるクロシドライト・アモサイトの禁止、1997年の工場及び工業経営（石棉）規令制定をピークにして、小休止状態が続いていたと言ってよいだろう。

それが、一方では香港における中皮腫の顕在化と、他方ではアジア・アスベスト禁止ネットワーク（A-BAN）を立ち上げたアジア・アスベスト会議（AAC 2009）の香港開催によって、香港禁止石棉連盟も



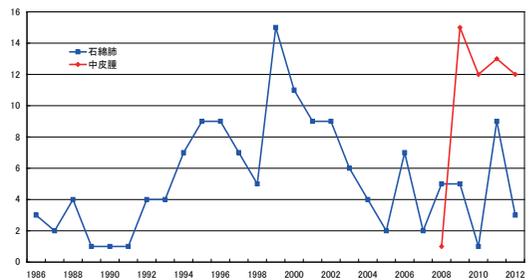
再活性化され、急進展で禁止が実現に向かった。香港の関係者は、1990年代後半当時すでに環境保護署はアスベスト全面禁止の方向性を約束していたと言いき、その実行を求めて会見を求めたのに対して署長が逃げまわったので、顔写真付き「指名手配」のポスターを作ったりもした。

2013年も禁止石棉連盟は、馬塘村における石綿スレート違法投棄、上水燕崗村における石綿スレート大量使用（前頁写真のような郊外の田圃地帯で敷地境界の仕切りのようなかたちでも石綿スレートが使用されている）、沙田石門地区に建設中の銀行ビルのアスベスト含有カーペット違法使用（左新聞記事）、等々の問題を社会的に明らかにして、メディアでも大きく取り上げられた。テレビも特集番組を報じたとのことである。

修訂草案が発行されると、10月21日に記者会見を行い、23日に立法会に申し入れ、11月7日には後述の研討会に参加、12月2日法案委員会に意見書提出。一切の例外なしの全面禁止を求めて審議を監視するとともに、以下のような要求を掲げた。

- ① すべての建築物のアスベスト調査と結果の公表
 - ② すべてのアスベスト含有建築物及びアスベスト製品のラベル表示
 - ③ 市民のアスベスト除去援助
 - ④ 請負業者にアスベストの不存在を証明させるようにする届出制度の改善
 - ⑤ 巡検監督の強化
 - ⑥ 宣伝教育の増加と労働者・市民の健康保障
 - ⑦ 被害者・家族に対する補償の改善
- また一方で、教育や被害者組織化のスキルを共

香港における石綿肺・中皮腫の労災補償状況



有すること等による中国本土のNGOに対する働きかけも行っている。

増加するアスベスト被害

香港では、2008年にじん肺（補償）条例が改正されて、中皮腫も補償対象となってから、毎年10件以上認定されている。ARIAVスタッフの実感でも増加しているだけでなく、次々と被害者が亡くなっていく事態に、学習して知っていたとは言うものの驚いているようだ。（右グラフも参照）

2013年11月7日、香港肺塵埃沈着病（じん肺）補償基金委員会は携手杜絶石綿危害研討会（石綿危害根絶のための連携に関する会議）を開催した。

香港行政区の劳工署・環境保護署・政府發展局のほか、工業傷亡權益会、建造業議會、香港建造商会、香港建造業总工会、香港工程師学会、香港職業及環境衛生学会、香港職業及環境医学学会、香港工人健康中心、註冊小型工程承建商連会、肺積塵互助会と、被害者・労使・専門家団体らが後援して、パンフレットには各団体のメッセージが掲載されている（団体名は掲載順）。

海外ゲストとして高橋謙・産業医大教授によるキーノート・スピーチ、政策・立法、予防・アドボカシー戦略を取り上げた討論が行われるとともに、以下の内容の「消滅石綿危害約章（石綿危害根絶憲章）」が署名された。

石綿危害根絶憲章

承諾宣言

われわれは、以下のことを理解並びに同意する。

- アスベストの使用継続が環境、建設労働者及び一般の人々の健康に重大な影響を与えている。
- アスベスト含有建材の禁止、アスベスト含有建材の除去及び廃棄における関連する法令及び実施基準の遵守は、健康的な労働・生活環境の維持及び石綿肺・中皮腫の低減に資するだろう。
- われわれは、アスベスト危害を根絶する取り組みに積極的な役割を果たすことができる。

執行

アスベスト危害を根絶するために、われわれは力を合わせて以下のことに取り組む。

- アスベスト含有建材の使用を全面的に禁止するとともに、香港のアスベスト全面禁止を支持する。
- 関連する法的要求事項及び実施基準にしたがってアスベスト含有建材を除去・廃棄するとともに、健康的な労働・生活環境を創造するために有効な保護措置を採用し、もって石綿肺・中皮腫の発生を減少させる。
- 社会の関係者と連携し、アスベスト・リスクへの注意喚起の促進における模範を示すとともに、建設業従業員、管理階層及び一般の人々に予防のメッセージを幅広く宣伝する。

豪労組のアジア協力の拡大

ところで、2012年11月タイ・バンコクでのA-BAN2012 (アジア・アスベスト禁止ネットワーク-2013年3月号)以降、筆者が参加したものだけでも、多くの取り組みがなされてきた。12月のインド・グジャラート訪問(2013年3月号)、2013年5月のロッテルダム条約第6回締約国会議(2013年7月号)、6月韓国・釜山での日韓石綿被害者ワークショップ(2013年12月号)については、すでに本誌で報告している。

オーストラリアの労働組合評議会 (ACTU) は、海外人道支援機関APHEDA (Australian People for Health, Education and Development Abroad) を通じて、近年、アジアにおけるアスベストの危険性に対する注意喚起とアスベスト禁止の促進に焦点をあてたプログラムに力を入れてきた。

まず2010年にベトナムの国立労働保護研究所 (NILP) との間でパイロット・プロジェクトが実施さ

れ、2010年12月21日にハノイでその報告会といえる会議「ベトナムにおけるアスベスト疾患の予防-職業調査及び能力構築 2010年と今後」が開かれて、このプロジェクトの成果として同年11月12日にNILP内にアスベスト情報センター (ARC) が開設されたことや、2009年に初めて作成された「アスベストに関連した労働衛生に関するナショナル・プロファイル」の改善・維持等が紹介された(2011年3月号)。

パイロット・プロジェクトが成功すれば、他のメコン地域諸国に拡大することが予定されていたため、この会議には、ラオスから労働組合連盟 (LFTU) ・労働社会福祉省、カンボジアから建設林産労連 (BWTUC)、両国のAPHEDA現地事務所の代表らも参加したほか、国際建設林産労連 (BWI) アジア太平洋事務所のApolinar Tolentino、オーストラリア・アスベスト疾患研究所 (ADRI) 所長のDr. Nico van Zandwijkらとともに、筆者も招かれた。

実際にそれ以降もプロジェクトはベトナムで継続されるとともに、ラオスに拡張された。ちなみに2011年2月には日本の環境省、同年10月には韓国の産業安全公団とILOの協力によってビエンチャンでアスベスト・セミナーも開催されていて、同年12月には政労使三者会議でアスベスト問題を国の課題として取り上げることが議論され、2012年に有害物規則によってクロシドライトとアモサイトが禁止された。

2012年11月タイ・バンコクでのA-BAN2012では、APHEDAメコン地域コーディネーターのPhillip Hazeltonにベトナム・ラオスでの取り組みについて報告してもらった。また、ATUCは同じく2012年11月に、LFTU労働安全衛生部長のInpeng Meunviseth、BWI南アジア事務所のAnup Srivastava、カナダの労働安全衛生活動家Larry Stoffmanをオーストラリアに招いて各地を訪問するアスベスト注意喚起ツアーも実施した。

これはラオス-LFTUを一層刺激したようである。2013年5月にはラオス労働社会福祉省労働管理局・LFTUがタイにアスベスト物質に関するスタディ・ツアーに代表を派遣することになり、APHEDAのPhillipから、タイで会った方がよいと思われるキーパーソンを紹介してほしいという要請があった。

一方、オーストラリア政府は、2013年3月にアスベ

Union Aid Abroad APHEDA
The overseas humanitarian aid agency of the ACTU



Report to Donors 2012-13



Mr Ingpeng Meuanviseth (left), head of the OHS Division in the Department of Labour Protection and Mr Ounkham Bounyaseng, Department Director, display the LFTU produced asbestos information poster and training handbook.

スト安全・根絶機関(ASEA)を設立するための法案を議会に提出、4月にアスベスト注意喚起・管理国家戦略計画の案を示して、パブリック・コンサルテーションを開始した(2013年6月号)。どちらも7月からスタートしたが、戦略計画には、2030年までにアスベストのない環境を実現するという目標とともに、世界的アスベスト禁止のための国際キャンペーンのなかでオーストラリアがリーダーシップの役割を果たし続けるという課題も含まれていた。

実際、2013年5月のロッテルダム条約第6回締約国会議でもオーストラリア代表団は積極的で、筆者たちNPO代表とも連絡をとりあった。

このような状況のなかでAPHEDAは、アスベスト・プロジェクトをASEAN諸国に拡大することを計画。A-BANとの協力とA-BANに対する支援の可能性等について、活発に意見交換が行われた。そのための予算をAusAID(オーストラリア国際開発庁)に請求もしていたが、9月7日に行われた連邦選挙で野党・保守党が圧勝して、労働党から政権が交代してしまった。APHEDAの資金源はAusAIDだけではなく、ACTU加盟組合や個人からの寄付等の独自資金の方が上まわっており、過去の保守党政権時代も乗り切ってきたということだが、新たなプロジェクトがどうなるかはまだ先行き不透明で、残念なことではある(写真は後述のラオスでの進展を

報告したレポートからLFTUの活動紹介)。

対策に着手したラオス

それはさておき、APHEDAから、2013年7月24-25日にラオス・ビエンチャンで開催される「アスベストに関する国家戦略(確立)に向けた」会議に招待された。7月23日の夜に徳島労働安全衛生センター総会の記念講演を依頼されていたため悩んだが、ラオスで初めての会議だからとの強い勧めもあり、結局、24日早朝に高速バスで関西空港に向かい、ハノイ経由でビエンチャンに夕方着いて、25日のみ会議参加ということで対応した。(次頁左写真)

主催はラオス人民民主共和国商工業省(MOIC、工業・手工芸局がアスベスト規制を主管)で、労働社会福祉省、公衆衛生省、国防省、天然資源環境省、国立がんセンター、LFTU等の代表らが参加、BWIアジア太平洋事務所のAdam Kaminski、オーストラリアADRIのDr. Matthew Soeberg、タイ公衆衛生省疾病管理局のDr. Somkiat Siriruttanapruk(予防医学上級専門家に肩書が変更になった)、高橋謙・産業医大教授と筆者が海外ゲストだった。

筆者が参加できなかった1日目には、商工業省のKhemmani Pholsena副大臣が開会あいさつで、「持続的生産を確保するために、新たな選択肢、と



りわけこれに代わる適切な原料物質をみつけないければならない。それによって最終的に白アスベストの使用を永久にやめることができる。同時に、労働者や消費者に有害な健康影響を理解させる注意喚起が必要だ。ラオスは土地や空気、水がきれいで、新たに工業化しようとしている国。過去にアスベスト使用に問題を見いだした先進国から学ぶのはよい機会であり、すべての部門がこの問題に対する取り組みを支援すべきだ。発展があるとしても、人々の健康と環境は守られる必要がある」等と述べたとビエンチャン・タイムズが報じている。

2日目の討論でも参加者は皆積極的に発言が相次いだ。自分たちの省・部門は何をなすべきかという内容が多かった。この会議を受けて、LFTUにA-BAN2013への参加を正式に要請した。

話が前後するがそこでの報告によると、7月の会議後最終的に、アスベスト関連疾患根絶国家計画の策定に向けた第一歩として、2014年6月末までにナショナル・アスベスト・プロフィールを策定することが決定されたとのこと。12月16日付けのビエンチャン・タイムズは、「ラオスはアスベスト輸入根絶を計画」という見出しで、AusAIDとAPHEDAの資金援助によって、同プロフィール作成と有害物質法起草のためのプロジェクトに調印と報じた。

アメリカ連邦地質調査所 (USGS) 等の統計にはラオスのアスベスト輸入・消費量は現われてこないが、LFTUと関係省では、8つの州に10のアスベストボード製造工場を確認している (右写真)。中国人経営のものが多いが、軍が所有しているものもあると聞いた。労働者数は20~60人 (女性が20%) でアスベスト対策は講じられていなかった。LFTUは、



アスベストの危険性を知らせるポスターとハンドブックを作製、工場と周辺住民に配布するとともに、労働者に対する教育・訓練を開始している。

できるだけ早期にアスベスト禁止の実現をということは会議の参加者らの共通認識になりつつあると言えそうで、LFTUは政府、使用者、国会に対して強くこの問題を働きかけているというが、新しい問題でよく知られていないことも含めて、関係者は誰も楽観はしていない。とりわけラオスを囲んでいる諸国等からの圧力を心配している。

盛り沢山のオーストラリア訪問

2013年8月になると、ACTUから、10月15-16日にアデレードで開催予定の全国労働安全衛生/労災補償会議に参加が可能かという打診があった。可能であれば、同会議を中心に (前年に続いて) アスベストツアーを組みたいとのことだった。

最終的に、10月13日に成田を出発して翌4日にシドニー経由でアデレードに到着。15日 (「労働組合のアスベスト・フリー・キャンペーン」のセッションで報告) と16日の午前中だけ同会議に参加。プリズベン経由でケアンズに夜到着して、14日から開催中の建設・森林・鉱業・エネルギー労働組合 (CFMEU) の建設部門全国会議の17日午前中の「世界的アスベスト禁止に向けて」セッションに参加・報告。同日中にシドニーに向かい、18日にABCラジオ・インタビュー (次頁左写真)、APHEDA本部訪問、ユニオンズNSW (旧ニューサウスウェールズ労働組合評議会) で交流会、また、設立されたばかりのアスベスト安全・根絶機関 (ASEA) CEOのPeter



Tighe氏と面談、さらにシドニー郊外のアスベスト疾患研究所 (ADRI) 訪問。19日シドニー発で20日帰国という強行軍でのオーストラリア訪問となった。

オーストラリアは中皮腫発症率が世界最高レベルのアスベスト被害の先進国。ウエスタン・オーストラリア (WA) 州のWittenoom鉱山で1943-66年に75万トンのクロシドライト、NSWのWoodsreefで1970-83年に500万トンのクリソタイルが採掘され、さらに1930-83年に150万トンが輸入されたという。1984年に青・茶石綿が禁止され、2003年12月に白石綿も禁止。当時はわずかな例外があったが、現在は例外は存在していないとのことである。

毎年600人以上が中皮腫で死亡し、全国保健医療研究評議会は2020年までに中皮腫が13,000件、アスベスト関連肺がんが40,000件と推測している。①アスベスト鉱夫、②製造労働者、③上記の家族、④DIY (Do-It-Yourself) による曝露、がアスベスト被害者の「4つの波」として語られている。また、全国700万の建物のうち1990年以前建造の150～2、300万にアスベスト含有建材が使用されている可能性があると考えられている。

アスベスト規制と被害者救済・加害企業責任の追及等では、労働組合が被災者団体とともに一貫して主導的な役割を果たしてきたが、禁止実現で取り組みが終わっていないことが教訓的である。ACTUとオーストラリア製造業労働組合 (AMWU)、オーストラリアがん評議会 (CCA) は被害者支援団体とともに、2010年6月28-29日に最初の全国アスベスト・サミットを開催し、2030年までに安全でアスベストのない環境 (SAFE: Safe Asbestos Free En-

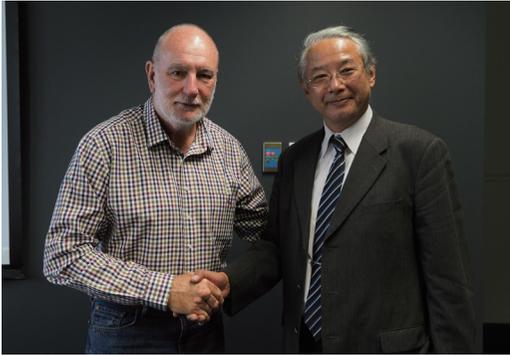
vironment) を実現するための全国アスベスト機関 (NAA) の設立を求めた (2010年10月号)。

2011年11月にはNSWで最初のアスベスト注意喚起週間が取り組まれ、翌2012年からは11月をアスベスト注意喚起月間として、全国的に各級政府も巻き込んで取り組まれるようになってきている。

第1回全国アスベスト・サミットから2か月後に連邦政府はアスベスト管理レビュー (AMR) を立ち上げ、2012年8月16日に公表されたAMR報告は、国家戦略計画の策定とそれを調整・実行する独立的な国の機関の設立を勧告した。同年9月、教育訓練職業省にアスベスト安全事務所が設置されて報告のフォローアップを行うことになり、2013年7月に (2013～8年を最初の計画期間とする) アスベスト注意喚起・管理国家戦略計画が策定され、アスベスト安全・根絶機関 (ASEA) がスタートした (2013年6、11月号)。2030年までにアスベストのない環境の実現をめざすことが、オーストラリアの国家戦略目標となったのである。

2012年9月4日には第2回全国アスベスト・サミットが開催されている。オーストラリアは6つの州と2つのテリトリーからなる連邦国家で、現在9つのアスベスト被害者支援団体があるが、この場で全国ネットワークを形成することが確認されたとのこと。今回筆者はアデレードで、NSWのオーストラリア・アスベスト疾患基金 (ADFA) のBarry Robson会長、サウス・オーストラリアのアスベスト被害者協会 (AVA) のTerry Miller会長らと会うことができた (右写真)。

また、今回会ったASEA・CEOのPeter Tighe氏 (次頁左写真) は、通信・電機・配管工労働組合



(CEPU) の出身。ASEAの評議会の議長のGeoff Farryも専門技術職・科学者・管理職組合(APESMA) の出身で元ACTUA副事務局長で、AMRの議長も務めた。他の9人の委員は、現ACTU副事務局長のMichael Borowick、ADF AのBarry Robson、オーストラリア・インダストリー・グループ(使用者団体)、NSW、首都特別地域(ACT)、WA各州の代表、労働環境医学専門家、医師、法律家である。政権交代によっても、この陣容は当面変わらないとのことであった。

ちなみにNSWには、一般の労災補償と切り離してアスベスト関連疾患・じん肺等を扱う粉じん疾患理事会(Dust Disease Board)があり、この理事にも労働組合代表が複数いて、ユニオンズNSWでの会合に参加してくれていた。さらに、NSWには粉じん疾患裁判所も設置されている。

被害補償についてもオーストラリアには語るべき物語が多々あるが、とりわけ有名なひとつがアスベスト大企業James Hardie社に対する責任追及。オーストラリアのアスベスト被害者の“顔”であった故Bernie Bantonの闘いと寄り添って、ABC放送のジャーナリストMatt Peacockが2009年に出版した本『殺人企業(Killer Dust)』が有名である。2012年にはABCがこの本をもとにしたTVドキュメンタリー・ドラマ『悪魔のほこり(Devil's Dust)』を上映、同年5月にオーストラリア高等裁判所は、同社の7人の元役員に対して有罪を言い渡した。また、ABCは2011年11月にもMattをレポーターに『有毒な貿易(Toxic Trade)』という番組を制作している(2012年3月号)。そのMattもユニオンズNSW



での会合に参加して、その後ABCの彼のオフィスに行って前述の本とTVドラマのDVDをいただいた(右写真)。

オーストラリアのメディアは、上述の諸々に加え、2012年には中国から輸入された自動車に違法にアスベスト含有ブレーキパッドが使用されていたことや、つい最近2013年11月にも中国から輸入された機関車のディーゼル・エンジンにアスベストが使用されていたことを大々的に報じている。

なお、筆者は今回初めて詳しく教えられたのだが、オーストラリアでは、各州・テリトリーでばらつきがあった労働安全衛生関係の法律・基則・実施基準について連邦政府がモデルを策定して、“ハーモナイゼーション”が図られようとしているところだった。アスベスト規制についても同様で、その“ハーモナイゼーション”もASEAの課題である。

ACTUとCFMEUの会議では、ニュージーランド、東ティモール、イギリス、カナダ等の労働組合代表ともアスベスト問題の交流をすることができた。

アスベストのない社会/環境

前出のオーストラリアの国家戦略計画は、「オーストラリアがアスベスト関連疾患の完全根絶に向けて進む[世界で]最初の国となるうえで、歴史的な一歩をしるすことになるだろう」と述べている。

この関連でふれておきたいのが、2013年3月14日の欧州議会の「アスベストによる労働衛生上の脅威及びすべての既存アスベスト廃止の展望に関する決議」である(2013年5月号)。文章自体は、「2028

年までに公共建物及び一般の人々の日常的アクセスを必要とするサービスを提供する建物からアスベストを安全に除去するための行動計画を確立する可能性についての影響評価及び費用対効果分析を行うこと…をEUに求める」とややおとなしめだが、この決議を促進してきた関係者は「2028年までにアスベストのない欧州の実現」を求めた決議であると位置付けている(同前)。

実際決議採択を予想(決議採択に向けた動議を収録)しながら、同年7月に欧州建設労働調査研究所(CLR)から『アスベストのない労働現場に向けた長く曲がりくねった道』という本が出版されている(http://ibasecretariat.org/gt_rev_long-wind-ing-road-asbestos-free-future.php)。これは、欧州議会が同研究所に、世界規模でのアスベスト政策を記録するとともに、将来のEU戦略のためのデータ収集を依頼したプロジェクトの成果である。

オーストラリアとEUにおけるこれらの進展は、①アスベスト全面禁止に続いて、②アスベストのない環境/社会を実現してこそ、③アスベスト関連疾患を根絶することができる、また、そのための目標時期設定とロードマップをもった国家(戦略)計画が必要というモデルを示したものと言える。筆者はいま、これを国際的コンセンサスとして確立させ、また、各国で実行していくことの重要性を強く訴えている。

また、オーストラリアの国家戦略計画と欧州議会決議の双方がともに、世界的アスベスト禁止の早期実現のために一層の役割を果たしていくことに言及していることも、合わせて紹介している。

WHO欧州の意欲的取り組み

2010年3月にイタリアで開催された第5回欧州地域環境・保健関係閣僚会合が「2015年までにアスベスト関連疾患根絶のための国家計画(NPEAD)策定」を各国に求めたバルマ宣言を採択して以降(2010年6月号)、WHO欧州事務所は2016年の第6回関係閣僚会合に向けて精力的にフォローアップ作業を進めている。これは実際には、中東欧諸国を主要ターゲットにした、欧州全体におけるアスベスト全面禁止の促進を目的としたものと言ってよい。

2011年には「アスベスト関連疾患根絶国家計画:レビューとアセスメント」、2012年「WHO欧州地域におけるアスベストの人的・金銭的負荷」、2013年「複合曝露とリスク:証拠のレビュー、知識転移及び政策的含意」と、毎年テーマを絞ったワークショップを開催して、前年度の報告書もそれに合わせて公表されている(<http://www.euro.who.int/en/home>)。2013年12月にベルギーで開催された第3回環境・保健タスクフォース会議はバルマ宣言の実行の必要性をスケールアップし、2016年の第6回閣僚会議に向けた中間の2014年後半にイスラエルで開催予定のハイレベル会合で進展状況を点検することを確認している。

並行して、2013年12月には、欧州森林林産労連(EFBWW)、アスベスト禁止国際書記局(IBAS)、欧州労連(ETUC)の長年の協力作業の一環としてドイツの研究センターKooperationsstelle Hamburg IFEから『中東欧諸国におけるアスベスト関連疾患』が出版された(http://ibasecretariat.org/efbww_report_2013_toc.htm)。ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロバキア、トルコの14か国が取り上げられており、2006年にEUROGIPから出版された『欧州におけるアスベスト関連職業病 認定一件数-特別のシステム』(2007年5、6月号)の中東欧版と言える内容である。上記WHO欧州事務所の報告書と合わせて、中東欧諸国のアスベスト事情が格段に理解できるようになってきた。

このような努力が、先の欧州議会決議と結びついて、アスベスト全面禁止にとどまらずに、アスベストのない環境/社会の実現を目的としたNPEAD確立の取り組みに発展していくこと、また、WHOのWPRO/SEARO等、アジアで同様のイニシアティブが展開されることを期待したい。

ロシア版ARD根絶計画

ただし、気を付けておきたいのが、ロシアが2013年1月28日付けで首相Decree(政令)No.79-rとして「2020年までの期間のアスベスト含有粉じん曝



露関連疾患根絶のための国の方針の実施及びその後の見直しに関するコンセプト」というロシア版NPEADを策定していること。後述のニューデリーでの会議でDr. Sergey Kashanskyが報告したのはこの内容で、概略以下のとおりである。

- ・フェーズ1（～2015）－過去及び現在の状況の把握、ARDs診断の改善、労働衛生専門家の50%の再教育
- ・フェーズ2（～2020）－許容曝露限界を超える濃度のアスベストに曝露する者の数を50%減少、労働衛生専門家の100%の再教育、全労働者の教育
- ・フェーズ3（～2025）－ARDs発症率の2015年比50%減少
- ・フェーズ4（～2060）－ARDsの根絶（バックグラウンド値に対する発症率まで減少）

アスベストを禁止することなくARDsを根絶するという国家計画である。しかし、ロシアにおけるARDsの状況については現状データなしのままである。NAPについては、2015年までに最初の版を策定、以降5年ごとに改訂するとしている。

アスベストのない環境/社会の実現どころか、早期全面禁止の必要性についてさえ、アスベスト関連疾患根絶をめぐるロシアに代表される反対勢力との攻防は今後も予想される場所である。

香港でのワークショップ

話を戻して2013年10月28-29日には、直接アスベスト関連ではないが、アジア・モニター・リソースセン

ター（AMRC）と労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク（ANROEV）が香港で開催した「メディカルプラクティショナーズ・ワークショップ」に、三重大学の毛利一平准教授と一緒に参加した（写真）。医療専門家のためのトレーニング・プログラムの開発とアジアにおけるネットワークの確立が直接の目的とされ、2013年初めころからニーズ・アセスメントのアンケート調査等が行われていた。

日本以外では、韓国ソウル大学のDr. Paek Do myung、香港中文大学のDr. Ignatius Tak-sun Yu、インド労働安全衛生センター（OSHC-ムンバイ）のDr. Venkiteswaran Murlidha、フィリピン大学のDr. Romeo Quijano、パキスタン労働者教育財団（LEF）のDr. Huma Tabassum、ベトナムNILPのDr. Vu Xuan Trung、ベトナム国立労働環境衛生研究所のDr. Duong Khanh Van、アメリカ・ハーバード公衆衛生大学院のDr. Thomas Gas ser、南アフリカ国立労働衛生研究所のDr. Barry KistnasamyとDr. Inakshi Naik、他に中国、インドネシア等から活動家が多数参加した。議論は面白かったが、2014年秋にも「医師向け」のトレーニングを実施という結論については、はたして（どんなかたちで）できるか不安を感じているところ。

筆者にとっては、11月のA-BAN2013に向けた顔を合わせての最終打ち合わせという意味合いもあった。パキスタンでアスベスト問題に取り組んでいる団体とコンタクトをとろうとしてうまくいっていなかったのだが、ラホールをベースに活動していて、実際にアスベスト被害者の実例も知っているという労働者教育財団（LEF）のDr. Humaにパキスタンからの参加を要請（結果的にビザ取得が遅れ参加できず。その後、年末になってカラチでアスベスト禁止をめざす会議開催の情報がもたらされ、2014年2月にパキスタンを訪問することになったのだが、これについては次号で報告の予定）。また、AAI-6にも参加予定だったDr. Yuはじめ香港の関係者と本稿冒頭に紹介したような進展や中国本土に対する働きかけ等について情報交換等も行った。

フィリピンで対抗国際会議

11月14-15日にはフィリピン・マニラで第6回アジア・アスベスト・イニシアティブ国際セミナー(AAI-6)が開催された。

ところが、これに対抗してアスベスト業界が10月25日にマニラ(マカティ)で「クリソタイルに関する最新の科学的研究:健康影響の検討と関連する安全使用ガイドライン」と題した会議を開催したのである。主催は国際クリソタイル協会(ICA)とフィリピン・クリソタイル産業協会(ACIP)、クリソタイル情報センターで、発表者は、以下のとおり。

- ・ キーノート「クリソタイルの健康リスクの再検討(Health risk of chrysotile revisited)」: Dr. David Bernstein (スイス人で、イギリスの効果的紛争解決センター(CEDR)毒物学認定仲裁人の肩書を名乗っている。演題は2013年2月にCritical Reviews in Toxicologyに掲載された論文のタイトルと同じで、低度曝露では検出可能な健康リスクは生じず、短期間高度曝露であっても悪影響は低いと主張している。)
- ・ Dr. Somchai Bovornkitti(タイ・マヒドン大学名誉教授)「タイにおけるクリソタイル使用の学術的経験」
- ・ Dr. Robert Nolan(アメリカ、国際環境研究財団理事長)「国際的安全使用ガイドラインと教訓:アメリカその他の諸国の事例報告」
- ・ Dmitry Selyanin(ロシア、国際労働組合組織連合クリソタイル国際問題アドバイザー)「クリソタイルの安全使用に向けた労働組合の立場」
- ・ Jose Wambango(フィリピン、ACIP広報部長)「フィリピンにおけるクリソタイル産業の経済的影響」

Dr. Bernsteinは著名な一札付きのアスベスト業界御用学者である。ちょうど2013年6月6日にニューヨーク上訴裁判所は、彼の4論文を含む11の「科学論文」とその生データについて、インカメラ審理が必要との決定を下した。アスベスト建材メーカーGeorgia-Pacific(GP)社が被告の訴訟で、被告が提出したそれらの論文が同社の資金提供により、同社の弁護士が設計・分析・作成に関わっていたことが開示されなかったことが理由である。Bernsteinは、独立の科学者として証人に立った

が、実はGP社に時給制で雇われていたものであり、過去にもユニオン・カーバイド社やケベックのクリソタイル研究所、それ以前はたばこ産業に雇われてきた。被告側弁護士は「弁護士・依頼者間の秘匿特権」によって保護されるべきだと主張したが、裁判所は「犯罪不正に関する例外」に該当するか判断するためにインカメラ審理が必要と判断した。それらの「科学論文」が「犯罪不正」に該当する可能性があるということである。

Dr. Robert Nolanについては、筆者自身は詳しくないが、札付きの一味として知られている。

Dr. Somchaiは、タイではアスベストが原因の中皮腫はないという論文を2011年末にタマサート医学ジャーナルに書いて一躍業界の寵児になった人物(2012年4月号。マニラで示した資料では、1954年以来80件(後述のニューデリー会議では79件とされている)の中皮腫、内4件(同前3件)がセメントタイル工場での労働歴ありだが、アスベスト起因の証拠のあるものはないという数字を紹介したようだ)。

Dmitry Selyaninは、筆者も参加した、2008年ソウルでの第18回世界労働安全衛生会議、2013年5月のロッテルダム条約第6回締約国会議に通訳兼務の役割で参加している。

Jose Wambangoはその経歴によると、以下のアスベスト業界による主要な国際会議に、ジャカルタとキエフ以外はすべて参加しており、彼以外の4人の発表者はキエフの会議に参加している。

- ・ 1997年-クリソタイル繊維の安全で責任ある使用に関する国際会議(カナダ・モントリオール)
- ・ 2003年-クリソタイル・セメントの安全で責任ある使用に関する国際会議(インド・ニューデリー)
- ・ 2004年-クリソタイル・アスベストの安全使用に関する国際会議(中国・北京)
- ・ 2006年-国際科学会議「クリソタイル繊維:最近の研究、強力なデータ及び新たな現実」(インドネシア・ジャカルタ)
- ・ 2012年-国際会議「クリソタイル・アスベスト:リスクアセスメントと管理」(ウクライナ・キエフ、2013年3月号)

ACIPは、クリソタイルを禁止すれば約12,000人の職とその家族らの生活を奪う。保健省(DOH)

は現行の天然資源省(DENR)の化学物質管理令(CCO)に具体化されている「管理使用」方針を支持すべきだと主張している。

合同労働組合-フィリピン労働組合会議(ALU-TUCP)/BWIは、A-BAN、IBAS等々の後援を受け10月24日にこの会議に抗議するプレス・リリースを行い、会議が多くの政府関係者を招こうと試み、翌月開催予定のアスベスト関連疾患根絶に向けた戦略的アプローチを議論しようとしているAAI-6の信頼性を傷つけようとしていることを非難した。11月12日にも労働安全衛生開発研究所(IOHSAD)や金属労働者連合(MWA)等によりデモンストレーションが計画されていたが、11月8日にフィリピン中部を直撃した台風ヨランダの被災地救援を優先するというでこれは中止された。結果的に、10月25日の会議はメディアでは報道されず、政府関係者の参加は環境天然資源省(DENR)の海外支援・特別プロジェクト担当次官補ひとりに限られたようだが、彼は開会時の挨拶を行っている。

インドでも被害者が反撃

AAI-6の報告の前に順序は逆になるが、もうひとつアスベスト産業の動向にふれておきたい。12月3-4日には同じく国際クリソタイル協会(ICA)とインドのアスベスト・セメント製品製造業協会(ACPM)の主催によりインド・ニューデリーで「国際クリソタイル会議:クリソタイル・アスベストと関連製品の安全使用に関する最新の科学的知見」が開催されている。(次頁右写真)

発表者は、以下のとおり。

- Dr. Jacques Dunnigan (カナダ、元シャープブルック大学教授・クリソタイル研究所コンサルタントで前出Bernsteinの論文の共著者-筆者はニューデリーとケベック・シティで会ったことがある)「クリソタイルのアセスメントとリスク管理」
- Dr. Thomas Hesterberg (アメリカ、毒物学・環境保健センター、前出Bernsteinの論文の共著者)「クリソタイルへの低度曝露による健康リスク」(最新の動物実験では500f/cc未満の曝露はいかなる肺疾患も引き起こさないと主張)

- Dr. Sergey Kashansky (ロシア、エカテリンブルグ工業労働者予防・健康保護医学研究センター)「アスベスト関連疾患根絶に向けたロシアの国家方針」
- H. Vishvanathan (インド、工場指導局・労働研究所評議会(DGFASLI))「ILO第162号[アスベスト]条約の批准」
- Dr. Satoshi Kitamura (ブラジル、カンピナス州立大学助教授)「アスベスト・セメント屋根のもとで暮らす人々におけるアスベスト関連疾患のリスクアセスメント:開発途上国におけるトライアル」(世界の大都市のバックグラウンドと同等曝露)
- Dr. Somchai Bovornkitti (タイ)「タイにおけるクリソタイル使用の結論」
- Dr. Le Thi Hang (ベトナム、建設省建設病院長)「過去6年間(2008-2013年)におけるクリソタイル・セメント屋根板工場労働者の労働衛生及び環境検査の結果」
- Dr. John Hoskins (イギリス、独立したコンサルタント)「クリソタイル製品の生産における安全」
- Dr. Robert Nolan (アメリカ)「一般人口に対する曝露の種類別アスベストによる胸膜中皮腫死亡の比較」
- Dr. David Bernstein (スイス)「クリソタイルの健康リスクの再検討」
- Dr. Ericson Bagatin (ブラジル、ジュンディアイ医科大学助教授)「ブラジルにおける採掘作業におけるアスベスト曝露:長期的研究-1940-2010年」(アスベスト曝露に適合する胸膜・肺実質のHRCT所見は1977、1980年以降顕著に改善)
- Dr. A.V. Basanets (ウクライナ、労働衛生研究所職業病診療所長)「クリソタイル曝露労働者におけるアスベスト関連疾患に対する遺伝性素因」(石綿肺の遺伝素因を議論、肺がん・中皮腫の事例はないと報告)
- Dr. R. Tiwari (インド、国立労働衛生研究所)「クリソタイル・アスベスト:インドにおける環境及び健康ハザードの状況分析」
会議のリーフレットは、「貧しい諸国の人々の未来は(クリソタイルの)安全かつ責任ある使用プログラムにかかっており、人々には来たるべき未来に希



望と確信をもつ完全な権利がある」と述べている。

しかし、アスベスト産業はニューデリーでも抗議に遭遇する。会議前日の12月2日にインド労働・環境衛生ネットワーク(OEHNI)がA-BAN、ANROEV、IBASの後援を得てニューデリーのプレスクラブで行った記者会見には、マハラシュトラとアームダバードからかけつけたアスベスト被害者・労働者も出席した。彼らは、会議の主催者が「宣伝するクリソタイルについて致命的かつ欺瞞的な誤った情報は、人々に重篤な疾病と人命の損失をもたらしている」と非難し、アスベストのない世界に向けた禁止の即時実現を求めた。(左写真)

彼らは会議への参加を求め、結果的に主催者は受け入れた。しかし、その質問やコメントに対しては—例えば、ILOやWHOの方針はワーキンググループの立場にすぎなしたり、現に被害者が診断されていることについてはそれを議論する場ではないと逃げたり、決して誠実とは言い難かった。Bernsteinは、ニューヨークの裁判所で告発されていることは否認し、逆に、たった(!)100万ドル支払ってくれさえすれば、反アスベスト・グループのための研究もする用意があると発言したという。また、会議の実質的裏方はロシアで、彼らは被害者らの参加に明らかに腹を立てていたようだとのこと。

このようなアスベスト産業の動きをどう見るか。ロッテルダム条約第6回締約国会議でクリソタイルのPICリスト搭載を再び阻止できたことに勢いを得て、プロバガンダを強化しているとみることもできよう。また逆に、追いつめられての悪あがきかもしれない(とくにマニラはAAI-6への対抗の意味合いが大きかっただろう)。

例えば、Uralasbest社の本拠地Asbest(町)では、世界の需要の減少等によって生産が縮小(11月には1週間操業停止)、労働者の実収入も大幅に下がって、労働省が、景気のよい町に移住する者には米ドルで9,000~25,000ドル支給することにしたなどとも報じられている。

※<http://ibasecretariat.org/lka-trouble-in-russias-asbestos-paradise.php>

いずれにせよ、この種の国際会議が現地の人々の抗議に出会うのは初めてと言ってよく、状況は確実に変化しているということがひとつ。もうひとつは、そうは言っても、彼らが簡単にはあきらめず、各国の禁止実現のためにはその妨害をはねのける必要があるということである。

AAI-6のフィリピン開催

AAI-6は11月14-15日、フィリピン・マニラで開催された。過去2回のAAIは韓国環境省がスポンサーになって釜山で開催されたが、今回は、世界保健機関(WHO)の西太平洋事務所(WPRO)と南東アジア事務所(SEARO)を中心とした国際組織委員会と保健省(DOH)、労働雇用省(DOLE)、フィリピン大学—公衆衛生学部(UP-CPH)、フィリピン肺疾患センター(LCP)、WHOフィリピン事務所、環境衛生問題機関間委員会(IACEH)からなる国内組織委員会によって準備された。

会議ではできあがったばかりの(7月発行と記載されている)「ナショナル・アスベスト・プロフィール(NAP):フィリピン」が配布された。2007年に発行されたILO/WHOアスベスト関連疾患根絶国家計

画 (NPEAD) 策定のためのアウトライン (2007年12月号) は、18のモデル項目を掲げて、NPEADの策定及び設定する目的・目標を評価するためのベースラインとしてNAPを策定し、定期的に更新することを勧告している。

AAI-5は、各国の参加者に、アウトラインに沿ったNAPを作成するよう求めた。結果的に、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムの10か国のNAPの草稿が集まった。日本については、筆者と産業医大の高橋謙、姜英、Mehrnoosh Movahedの4名で作成した。さらに、その内容を豊富化させて2013年2月に「ナショナル・アスベスト・プロファイル・オブ・ジャパン」を発行した。このPDF版は以下からダウンロードできる。幸い非常に好評で、ILO、WHOや各国の関係者らにモデルとして活用されているようだ。

※<http://envepi.med.uoeh-u.ac.jp/aii/NAPJ/NAPJ.pdf>

実はフィリピンでは、ALU-TUCPらの要求を受けて、2009年に政府関係部署-DOH、DOLE、環境天然資源省 (DENR)、財務省 (DOF)、科学技術省 (DST) -と労使団体等によって構成されるアスベスト関連疾患根絶国家計画 (NPEAD) 策定に向けたプロジェクトが立ち上げられていた。2011年中にNAPを作成するための責任分担等が確認されたのだが、ACIPの非協力・データ提供拒否等によってデッドロックに乗り上げてしまっていたと聞いている。今回は、保健省次官補のDr. Enrique Tayangを運営委員会議長、フィリピン大学公衆衛生学部長のDr. Romeo Quizonをプロジェクト管理チームのコーディネーターにして、政府関係部署担当者と研究者を中心にしてAAIに間に合うように完成したようだ。ロッテルダム条約事務局の資金援助を受けたとのこと。(次頁右写真：日本とフィリピンのNAP)

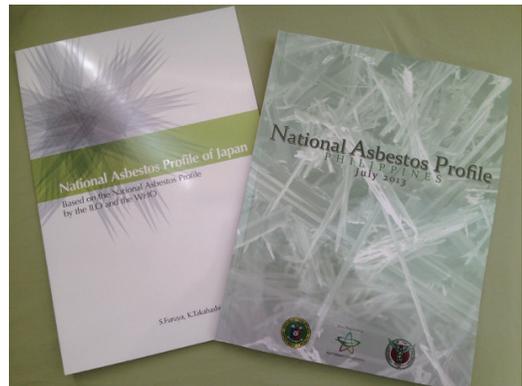
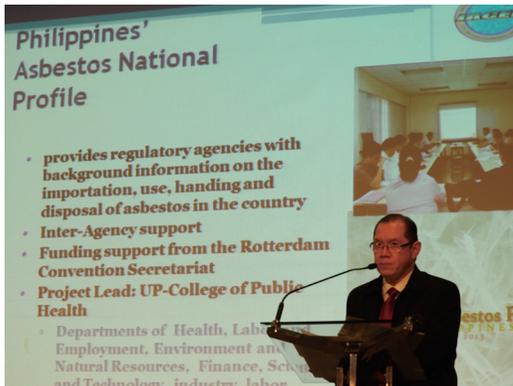
よくできたNAPである。AAI-4でフィリピン肺疾患センターで11件の中皮腫が確認されていること、AAI-5で2012年9月の職業病リストの改訂等が報告されたが、フィリピンがん学会 (PCS) によるとさらに33件の中皮腫が登録されているという。労災補償件数については、社会保障システム (SSS) の

データのみで (2012年までに石綿肺10件、ARDS9件、中皮腫1件、合計20件)、AAI-5で報告された26件と食い違いがある。化学物質管理令 (CCO) のもとで義務づけられた登録を行っている輸入・販売・製造・使用企業のリストも掲載されている。曝露労働者は5,289人 (直接曝露664人、間接曝露645人、曝露の可能性あり3,980人) と推計されている。

政府関係者等を大いに刺激

AAI-6冒頭の保健省Dr. Enrique Tayang次官補のキーノート・スピーチもアスベスト問題の重要性を率直に認めた意欲的なものだった (次頁左写真)。「タバコ問題と同様に、産業はとりわけ開発途上諸国にその製品を売り込むために、政府のイニシアティブに反対するロビー活動を続けるだろう。正しい情報を提供し、人々の健康・福祉を促進・防護する努力を慎重かつ積極的に継続しなければならない。アスベスト関連疾患の報告件数が少ないのは、フィリピン人労働者に対して健康影響がないことを意味するのではなく、おそらく労働者・医療関係者の注意の欠如等によるものだろう。「フィリピンは現状を維持するリスクを犯して、予防可能な死亡、重篤な疾病の苦しみと金銭的負担を放置するわけにはいかない。われわれは、政府が、禁止を求める労働組合、とりわけTUCPと同じ見解を共有するという非常にユニークかつ独特のポジションにいる」。「DENRが議長を務める機関間専門的助言委員会のメンバーに、クリソタイルの特定の用途の代替化及び段階的禁止のための規制の見直し・制定に向けて取り組むよう求めたい。われわれの取り組みは始まったばかりである。UP-CPHによってなされた政策勧告は、クリソタイルを含めたすべてのアスベストの全面的禁止を求めている」。「われわれは、この会議で示された気運とチャンスをさらに積み重ね、NPEADの実施に向けてパートナーシップを維持しなければならない」-かなり踏み込んだ発言をしているように感じられた。

DOHが禁止にもっとも積極的で、研究者はそれを支持し、DOLEがそれに続き、DENRにはACIPの会議に次官補が参加してあいさつしたことのみ



られるように業界の影響が及んでいるという構図のようである。フィリピンからは他に、NAPについてDOH、方針・規則についてDENR、キャパシティ・ビルディング・イニシアティブでLCPから発表があったが、DENRの発表では、2008年にDENR・DOLE・DOHがまとめた、2018年を全面禁止の目標時期とする仮合意を含むアスベストに関する実施基準（COP）草案や禁止法案が下院の保健委員会（2009年）及び環境委員会（2011年）で承認されていることも紹介され、禁止に反対するような発言は誰からもなされていない。ALU/TUCPからはAlan Tanjusayが参加して積極的に発言をした。ACIPの代表もいたと思うのだが、筆者の気づいた範囲では発言をしていない。

政府の様々な部署の担当者や研究者が多数参加するなかで、活発かつ建設的な議論が展開されたことの意義は非常に大きい。AAI-6はフィリピンのアスベスト禁止に向けた道程のなかで大きな画期になるに違いない。

教育啓蒙的なプログラム

「アスベスト関連疾患根絶に向けた戦略的アプローチ」をテーマに掲げたAAI-6は、WHOサイドの意図として、教育啓蒙の内容を重視して、WPRO・SEAROの全加盟国の出席を追求したように思われた。参加者は、各国のWHOの労働衛生コラボレーティング・センターまたは政府関係者が中心。

プログラムは以下のとおりで、各セッションとも発

表の後に討論の時間を多くとられた。

●セッション1：行動のための科学的証拠

- ・「クリソタイルの発がん性に関する最新の知見」Dr. Dana Loomis (WHO-IARC)
- ・「アスベスト関連疾患の根絶－WHOの取り組み」Dr. Ivan Ivanov (WHO-HQ)

●セッション2：ナショナル・アスベスト・プロフィール

- ・「NAP策定入門」小川尚（WHO-WPROコンサルタント）
- ・「NAPの統合－WHOとの共同作業の概略」Dr. Dongmug Kang（韓国：釜山国立大学）
- ・具体例－日本（筆者）、スリランカ（保健省からSAICMプロジェクトとして取り組まれているNAPについて）、フィリピン（保健省）

●セッション3：アスベストに対処する国の方針・規則

- ・具体例－日本（筆者）、韓国（環境省から救済法について）、タイ（公衆衛生省）、フィリピン（環境天然資源省）、ブータン（労働人材資源省からSAICMプロジェクトとして取り組まれているNAPについて）、ベトナム（保健省からWHOとの共同プロジェクトについて）

●セッション4：モニタリング、サーベイランス及び診断

- ・「アスベスト起因びまん性胸膜肥厚の診断及び臨床経過」岸本卓巳（日本：岡山労災病院）
- ・「デジタル遠隔病理診断システムによる悪性中皮腫及び石綿肺の診断の支援」井内康輝（日本：広島大学）
- ・「国際アスベスト職業・曝露マトリックス－IJEMA」

Dr. Juan Ramos-Bonilla (チリ:ロスアンデス大学)
・「ARDs根絶に向けたILOの取り組み」Dr. Igor Fedtov (ILO-HQ)

●セッション5: キャパシティ・ビルディング

- ・具体例-フィリピン(肺疾患センター)、インドネシア(インドネシア大学)、中国(浙江省医学科学院)
- ・「アスベスト・ツールキットの実演」姜英(日本:産業医大)+筆者(リスク・コミュニケーション部分)

※2013年5月に完成した「アスベスト関連疾患根絶のためのツールキット」については、2013年7月号でも簡単に紹介したが、以下で利用することができるので、ぜひ活用していただきたい。リスク・コミュニケーションの部分を筆者が担当した。

<http://envepi.med.uoeh-u.ac.jp/toolkit/index.html>

- ・「巨大なアスベスト遺産をもつ国オーストラリアにおける予防イニシアティブ」Dr. Nico van Zandwijk (オーストラリア: ADRI)
- ・「ロッテルダム・バーゼル条約のイニシアティブ」Dr. Lesley Onyon (WHO-SEARO)

●セッション6: パートナーシップ、リンケージ、ネットワーキング

- ・「南東アジア及び西太平洋地域におけるWHO コラボレーティング・センターの取り組み」Lesley Onyon (WHO-SEARO)
- ・「WHOの他の地域の取り組みの教訓」Dr. Ivan Ivanov (WHO-HQ)
- ・「労働衛生に関する地域計画(2011年にWHO-WPROが策定した地域的枠組み-2011年11月号)の進展」Dr. Nasir Hassan (WHO-WPRO)

●グループ・ディスカッション/全体討論

- ① 行動のための科学的証拠-進行: Lesley Onyon, Dr. Dana Loomis
- ② ナショナル・アスベスト・プロファイル及び国の方針・基則-進行: 小川尚, Dr. Kim Rokho (WHO-WPRO)
- ③ モニタリング、サーベイランス及び診断-進行: Dr. Ivan Ivanov, Dr. Dina Diaz (フィリピン肺疾患センター)
- ④ キャパシティ・ビルディング、コミュニケーション、アドボカシー-進行: 高橋謙, Dr. Nico van

Zandwijk (筆者もこのグループに参加)

●セッション7: まとめ

グループ・ディスカッションの「進行」役が会議全体でも中心的な役割を果たしていた。筆者としては、もっと多くの各国報告を聞きたかったところだが、結果的に自らが3回発表で登壇することになってしまった。

Dr. Kim Rokhoは、WHO欧州事務所からフィジーのカントリー・リプレゼンテティブに異動して初めての参加で、他のセッションの司会も含めて大活躍した。教育啓蒙的に構成された内容であることがおわかりだろう。そして、そういうものとしての効果はあったと考える。

グループ・ディスカッションでは、各グループとも、いかにしたら禁止が必要という合意を形成できるか、反対論にどのように対応するか等々、非常に実際の共通の論点の議論に収れんしていたように思われる。きわめて実践的な議論だった。

国のアスベスト・プロファイル

NAPについては、AAI-5で集められた10か国をさらに増やして出版する方向性が議論されたが、各項目の内容の国ごとの違いが大きかったり、作成者が政府関係者だったり、そうでなかったり、WHOの出版物とする場合の手続等々、様々な問題も指摘されており、まだどうなるかわからない。

ともかく、日本に次いで、フィリピンのNAPが刊行され、ラオスも2014年6月までに策定の方針決定、スリランカ、ブータン等でSAICMプロジェクトが進行中という具体的な動きが出てきたことは、他の諸国を刺激するだろう。前述したベトナムNILPが作成した「アスベストに関連した労働衛生に関するナショナル・プロファイル」は、NILP以外の機関が作成に参加していないので、あえて「労働衛生関係」という限定を加えているのだと思われるが、何と云っても公刊されていないことが惜まれる。

バングラデシュでA-BAN2013



11月22-23日にはバングラデシュ・ダッカでA-BAN 2013会議を開催した。地元主催者は、バングラデシュ労働安全衛生環境財団(OSHE)である。

今回は、海外から34名、バングラデシュ国内から50名以上の参加があった。

今回のプログラムは以下のとおりであった。

●オープニング

- ・ Choudhury Repon (バングラデシュOSHE)
- ・ JUNG Ji Yol and PARK Young Gu (韓国から参加のアスベスト被害者)
- ・ Aminul Islam (バングラデシュ労働雇用省事務次官)
- ・ Robert Moore (イギリスのジャーナリスト) による科学者インタビュー・ビデオの紹介

●A-BANブリーフ・レポート

- ・ 古谷杉郎 (A-BANコーディネーター)

●各国におけるキャンペーンのアップデート

- ・ オーストラリア+のメコン地域におけるAPDEDAの取り組み: Phillip Hazelton (APHEDAメコン地域代表)
- ・ バングラデシュ: Dr. S M Morshed (OSHE副議長)
- ・ 中国: Samuel LI Shing Hong (AMRC)
- ・ 香港: SIU Sin Man and CHAN Kam Hong (ARIAV)
- ・ インド: Manubhai Virchand Prajapati (OSHA, OEHNI)
- ・ インドネシア: Muchamad Darisman (インドネシ

ア・アスベスト禁止ネットワーク(Ina-BAN))

- ・ 日本: 澤田慎一郎 (全国安全センター)
- ・ 韓国: LIM Heung Kyu (全国石綿追放ネットワーク(BANKO))
- ・ 韓国: LEE Suk Koun (釜山石綿共同対策委員会)
- ・ ラオス: Inpeng Meunviseth (LFTU)
- ・ マレーシア: Minah Binti Ramli (マレーシア労働組合会議(MTUC))
- ・ マレーシア: Dr. Jayabalan Thambyappai (ペナン消費者協会(CAP))
- ・ フィリピン: Alan Tanjusay (ALU/TUCP)
- ・ フィリピン: Noel Colina (IOHSAD)
- ・ タイ: Dr. Vithaya Kulsomboon (タイ・アスベスト禁止ネットワーク(T-BAN))
- ・ ベトナム: Dr. Pham Hong Luu (NILP)

●スペシャル・トピックス

- ・ 「イギリスT&N社に対するインドの被害者の補償請求」 Dr. Venkiteswaran Murlidhar, Pralhad Malavadar (OSHC, OEHNI)
- ・ 「新たに設立された石綿問題総合対策研究会の紹介」 村山武彦 (早稲田大学教授、A-BAN共同代表)

●アジア地域/国際キャンペーンのアップデート

- ・ 「船舶解体:アスベスト・チャレンジ」 Patrizia Heidegger (ベルギー、船舶解体に関するNGOプラットフォーム)
- ・ 「2013年A-BAN国際共同活動報告/危険な質



易:アジアにおけるアスベスト産業の移転」CHOI Ye Yong(韓国BANKO)

- ・「BWIのアスベスト・キャンペーン・アップデート」 Mohit Gupta(インドOEHNI)、Choudhury Repon(バングラデシュOSHE)
- ・「ロッテルダム条約第6回締約国会議報告他」古谷杉郎(A-BANコーディネーター)

●アクションプランの開発

海外参加者3+バングラデシュ1グループに分かれてのグループ・ディスカッション+全体討論

- ① 会議を踏まえた自国のアクション・プランのブラッシングアップ
- ② アジア地域/国際アクション・プランの提案
- ③ アスベスト産業の海外移転実態調査に関する提案

●バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク(B-BAN) 設立(左写真、右写真はバングラデシュ参加者の集合写真)

●まとめ

- ・村山武彦(早稲田大学教授、A-BAN共同代表)
- ・Dr. Paek Domyung(ソウル大学教授、A-BAN共同代表)

労組・専門家等でB-BAN結成

バングラデシュでは昨年来、タズリーン衣料工場火災、ラナプラザ・ビル倒壊をはじめ工場災害が続き、OSHEをはじめ多くの関係者が被害者の支援や安全衛生対策の確立等にも精力的に取り組んでいて多忙なことはわかっていたので若干心配していたが、B-BANの設立も含めて立派に準備され

ていたことに大変感謝している。

統計に現われるバングラデシュのアスベスト輸入量はさほど多くはないが、25%の関税を嫌って闇で輸入が行われていることは公然の事実で、また、解体する船舶から回収されたアスベストについても統計はない。2006年に石綿肺は職業病リストに登録されているが、認定された事例はまだない。

OSHEはかなり前からアスベスト問題にも取り組んでおり、2004年の世界アスベスト東京会議にReponが参加してチッタゴン海岸における船舶解体問題について報告(2005年3月号)。2006年にはそのチッタゴンでOSHE・AMRCの主催で「アスベスト禁止戦略と今後の方向のための南アジア会議」を開催(2007年3月号)。2011年8月には「バングラデシュにおけるアスベスト時限爆弾:フィールド・アセスメント報告」を公刊(2012年3月号)。また、2012年のAAI-5にはOSHEのDr. S M MorshedがNAPを起草して発表している。

設立されたバングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク(B-BAN)は、バングラデシュ技術者協会のDr. Taibur Rahmanが議長、Director of Labour(rtd)のDr. Md. Ruhul Quddus(Dipham病院)が副議長、OSHEが事務局を務める。会議にはバングラデシュ自由労働組合会議(BFTUC)、衣料縫製労働組合連合(BMSF)、建設木産労働組合連合等々の労働組合の代表のほか、医学・工学の専門家、様々な部署の政府関係者等、多彩な顔ぶれが参加。チッタゴンからも労働組合代表、OSHEの船舶解体労働者のための労働衛生診療所の医師、船舶解体ゾーンの船舶監督官が参加していたようだ。



設立までに準備会合を重ねてきたようだが、グループ・ディスカッションのセッションも上記のような多彩な顔ぶれによる活発な議論の場になっていた。A-BAN会議とB-BAN設立は地元の新聞・テレビ等で報じられた。今後の展開に期待したい。

せめぎ合いが続くタイ

既報のとおり、タイでは、2010年12月の第3回国家保健総会（NHA）で、2012年内のアスベスト禁止を含む様々な措置を提起した第5決議「タイ社会をアスベスト・フリーにする措置」が採択され、2011年4月に政府はこれを承認して関係各省に決議の実実施計画を立てるよう指示した。以来、禁止賛成・反対双方のせめぎ合いが激しく展開されるなかで（2011年6月号、2012年3月号等）、2012年2月にはタイ・アスベスト禁止ネットワーク（T-BAN）が設立され（2012年4月号）、11月にはバンコクでA-BAN2012が開催された（2013年4月号）。

翌12月にアスベスト企業がタイ国営放送（MCOT）のラジオで「タイではアスベストが原因で死んだ者はいないと医学専門家が保証している。クリソタイル屋根材は丈夫で割安、しかも安全」という宣伝広告を流しはじめたのに対して、T-BANが反撃。関係当局に働きかけたり、対抗してラジオ放送を流すなかで、国家社会経済諮問評議会（NESAC）もMCOTに放映中止を要請、消費者保護委員会事務局（OCPB）も警告。最終的に放映は撤回された。

禁止措置を所管する産業省は、スコータイ・タマティラット公開大学に実行可能性に関する調査を

委託し、その結果を踏まえていったんは「5年以内の段階的禁止」を提案したものの、早期禁止を要求するT-BANらの要請を踏まえて（と産業省自身が説明しているらしい）さらに検討を引き延ばし。公衆衛生省にクリソタイルの健康影響に関する最新の知見をとりまとめるよう依頼した。

公衆衛生省に設置された委員会は、座長である副次官（Deputy Permanent Secretary）のDr. Charnwit Tharathep以外のメンバーは6か月以内の禁止を支持しているにもかかわらず、座長の独断で根拠不十分という報告書をまとめようとしていることが判明して、2013年6月20日に、労働環境疾患協会、労働衛生看護協会、労働安全衛生協会の専門家3団体が全面禁止を求める声明を発表、T-BANは同日同省前で（左写真は同日の宣伝）、7月9日には首相府前でもデモンストレーション（右写真）。しかし、Dr. Charnwitは7月29日に強引に報告書をまとめて（と言いながら、T-BANの再三の要求にもかかわらず公表されていない）、禁止に反対と表明してしまった。それでも8月に国家保健委員会（NHC）が産業省の5年以内の段階的禁止を2年以内に短縮するよう求めるなどの努力が続けられる一方で、11月28日に公衆衛生大臣が政府の会議で、産業省は政府に対してクリソタイルの使用継続を勧告するよう報告したとも伝えられた。

NHA決議を承認した政府の公式の立場はまだまだ撤回されていないものの、禁止はずるずると引き延ばされている…とここまで報告を書いていたところに新たなニュースがもたらされた。1月29日に公衆衛生省の委員会が開かれ、Dr. Charnwitに代わっ

て次官のDr. Narong Sahametapatが座長となり、NHA決議に従った諸措置を実行するよう促す報告書をあらためて産業省とOCPBに提出することを決定したというのである。T-BANは早速1月31日に公衆衛生省と会ってこの情報を確認(Dr. Charnwitはもはやアスベスト問題を担当していないという)。いずれにせよ、これは驚きと喜びをもって迎えられた。

禁止をなかなか決めきれない背景には、国内のアスベスト産業の抵抗に加えて、ロシアの圧力がある。ロシアの経済開発大臣は2011年に公式書簡のなかで、クリソタイル問題を調査する合同作業委員会の設置を提案しているという。ロシア・クリソタイル協会が2012年末に発行したニュースレターは、同年の二国間協議の貿易経済協力小委員会は合同作業委員会で解決するまでクリソタイル輸入禁止措置を延期することに合意したと書いているが、2013年の二国間協議の新聞報道は、ロシア側はタイ政府が2年間も提案に対応していないと不満を表明していると伝えている。

なおT-BANは、州レベルでの既存アスベスト対策の強化や、ASEAN諸国の消費者運動に対して「One Ban, All Ban」(一国で禁止された危険・有害製品を全加盟国で禁止)も働きかけている。

シンガポール新規則

シンガポール労働省は新たに職場安全衛生(アスベスト)規則を制定し、2014年5月1日から施行される。これは、旧工場(アスベスト)規則に代えてすべての職場を対象とし、除去作業のライセンス制・除去作業計画の強化等を図ったものである。新たなガイドラインも策定された。

シンガポールはすでに原料アスベスト(1989年)及びアスベストを含有する建材(1988年)、ブレーキ(1995年)の輸入・使用等は禁止され、ほぼ禁止状態と言ってよいが、ガスケツ等のアスベスト含有製品の輸入は合法であり、わずかな実績もあるようだ。また、上記の禁止は環境省等、労働省以外が行っている。既存アスベスト対策の重要性は言うまでもないが、そのようなことから(以前は関係者も重視していた)全面禁止達成のプライオリティがうす

れてきているのではないかという懸念もある。

同国では1970年代以降、39件の石綿肺と63件の中皮腫が確認されているという。

マレーシアまだ踏み切らず

A-BAN2013にマレーシアからは、前年に続いてマレーシア労働組合会議(MTUC)とペナン消費者協会(CAP)に参加してもらった。

労働省労働安全衛生局(DOSH)が起草・改訂を重ねた3年以内の段階的禁止を導入する規則改正案は、法令審査がすめば実質的には局長による決済で発行できる状況だという。それは2013年中にもという予測であったが、いまだに具体的な動きがみられない。アスベスト輸入・使用量も減ってきて、優先課題でなくなりつつあるのではないかと、もう一押し具体的なアクションが必要なのではないかと危惧している。

ベトナム初の国会の動き

ベトナムについては、すでにいくつかふれている。最近、前出ニューデリーでのアスベスト産業主催の会議に建設省、2012年11月にロッテルダム条約を牽制するためにウクライナ・キエフで開催された会議に保健省の代表が参加するなど、ベトナムのポジションの後退を示唆する情報が相次いだ。

しかし、NILPとAPHEDAのプロジェクト等は継続しており、AAI6やA-BAN2013にも参加している。

一般には公表されていないが、2013年12月10日、国会の科学技術環境委員会は産業貿易省と建設省に公式に文書(保健省にも写し)を送り、環境と人々の健康を効果的に防護するための措置を検討するために、ベトナムと世界におけるクリソタイルの探鉱・輸入・使用の状況を報告するよう求めた。国会では、建設法・環境保護法の見直しが予定されており、10月16日にベトナム化学会からの要請を受けたベトナム科学技術協会(VUSTA)からの要請に応えたものとされている。健康・環境影響の科学的証拠をめぐる議論になりそうだが、国会で取り上げられるのは初めてのことである。



インドネシア一歩ずつ前進

2010年10月に設立されたインドネシア・アスベスト禁止ネットワーク(Ina-BAN)は着実に取り組みを展開している。西ジャワを基盤に赤十字協会協会を巻き込んで高校生によるポスター・コンテストなど、ユニークな注意喚起を積み重ねてきたが、2013年9月5日にはバリで「家庭と職場の中のアスベスト」と題したセミナーを開催。西ジャワのテレビがアスベスト問題を取り上げるようになって、Ina-BANメンバーが出演している(左写真)。

一方で、アスベスト工場労働者の労働組合への組織化と、大気中濃度測定も含めた労働環境の実態把握と教育訓練等を同時並行で追求するという挑戦も開始している。

日本→韓国→インドネシアへと設備が移転されたあるアスベスト紡織工場において、3国関係者が共同した取り組みによって石綿肺被害が確認されたことが、11月20日にジャカルタで「危険なアスベスト貿易-インドネシア・韓国共同ワークショップ」が開催された(右写真)。A-BAN2013に韓国から参加の6名がその前にインドネシアを訪れて実現したもの。Ina-BANにとって大きな課題のひとつである、アスベスト関連疾患を診断できる地元の専門家の育成・協力関係の確立に向けた布石としても役立ったようである。

ジャイプールで被害者に補償



インドも、2013年12月ニューデリーの国際クリソタイル会議に反撃が加えられるように、もはやアスベスト産業の天国とは言えないが、残念ながら消費量を低減させるまでには至っていない。

労働雇用省が2012~17年の5年間を対象期間とする石綿肺の把握・根絶及び管理に関する国家計画を策定したが、当面の目標は現状把握とデータベース創設にとどまっている。

しかし、本誌でも紹介してきているように、アスベスト被害者や工場建設に反対する地域住民の闘いは各地にひろがってきている。A-BAN2011が開催されたラジャスタン州ジャイプールで初めて、18名の石綿肺被害者が国立労働衛生研究所(NIOH)によって認められたというニュースも伝えられている。また、AAI-6の派生物のひとつとして、WHO-SEAROがスポンサーになって、インドのアスベスト被害者のインタビュー・ビデオを撮影するプロジェクトもはじまっている。(次頁左写真はグジャラートでのアスベスト労働者に対する取り組み)

中国のアスベスト被害も確実

中国については、A-BAN2013ではAMRCから進行中の草の根の取り組みも含めて(次頁右写真は北京の建設労働者の取り組み)、また、AAI-6では浙江省医学科学院のDr. Zhang Xiang(張幸)から全体状況について報告されている。

職業病報告に現われた「中皮腫及び石綿肺がん」の最近の件数は双方で紹介されたが、2007年4件、2008年12件、2009年11件、2010年10件、2011



年8件、2012年19件（後出李涛報告で紹介された同じ出典のデータと少し異なっている）。

一方、2010年12月に立命館大学で開催されたシンポジウムで、中国疾病予防控制所の李涛氏から初めて、中国で過去に発表された中皮腫に関する科学論文に関するデータが紹介されたが、張幸氏の報告はその続編とも言えるものだった。すなわち、1956～2009年の54年間では191件（2,547件の胸膜中皮腫事例を報告）、2010～2013年の4年間では143件（2,022件の中皮腫事例を報告）と、明らかに増加していることが注目された。

2014年に入ってから、中国のクリソタイル鉱山労働者に胃がん等をはじめ消化器がんの発生率が高い等とする疫学調査結果も発表されている

アジア・世界での禁止促進

なお、A-BAN2013はこれまで以上に参加者のモチベーションを高めたように思われる。出された様々のアイデアを現在フォローアップ中であるが、ソーシャル・メディア強化の一環として以下が整備されつつある。また、A-BAN2014に複数の候補もあげられている。

- ・ A-BANフェイスブック（フィリピンで管理）
<https://www.facebook.com/#!/pages/Asian-Ban-Asbestos-Network/729044513791073>
- ・ A-BAN Youtubeチャンネル（同前）
 イギリスのジャーナリストの科学者インタビュー等
<http://www.youtube.com/channel/>

[UC5zKa5uICPWMJ_moXMJ9Z4g/videos](http://www.youtube.com/watch?v=UC5zKa5uICPWMJ_moXMJ9Z4g/videos)

- ・ A-BANウェブサイト（インドで管理）

<http://anroev.org/aban/>

- ・ Asbestos-Scoop It（インドで管理）

<http://www.scoop.it/t/asbestos?page=1>

ちなみにA-BANの財政は主として尼崎クボタのアスベスト被害者・家族のカンパで支えられているという実態である。

2009年の設立以来、毎年A-BAN会議を開催。（経費節約も兼ねて）AROEV会議に合わせその前に開催する場合もあるが、2012年と13年はA-BAN単独の開催であった。A-BAN2012はタイの物価の安さに加えて、消費者団体がかなりの経費を負担してくれたうえに、全国各地の消費者運動活動家を招集してくれた。また、A-BAN2013では、IBASとAMRCから各5,000US\$のカンパがあり、総額約35,000ドルで賄った。国内参加者の交通費等は負担せず、原則本人を含む現地持ち。海外参加者にも可能な限り自費参加を求め34人の海外参加者のうち交通費をA-BANが負担したのは半数の17人だけという、およそ類似の活動では考えられないほどの低コストでやりくりしている。

逆に言えば、わずかな資金でもかなり大きなことができているということであるが、手元の資金だけでは継続することは不可能。できる間に最大限のことをやろうとは考えているが、可能な方・団体等があったらこの機会にぜひカンパを訴えさせていただきたい。



2014年1月22日 香港政府新聞広報

政府は2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例の通過を歓迎

環境局の黄錦星局長は、本日(1月22日)の立法会で2013年大気汚染管制(修訂)(第2号)条例が通過したことを歓迎すると表明した。公衆を一層保護するために、すべての種類のアスベストの輸入、積替、供給及び使用を禁止する修訂条例は、2014年4月4日に発効する。

「アスベスト繊維への曝露から公衆を保護するために、大気汚染管制条例(APCO)は、相対的に有害なアモサイト及びクロシドライトの輸入及び販売を1996年から禁止している。アスベスト繊維の環境中への飛散を予防するために、APCOは、アスベスト除去及び関連する作業は、APCO及びアスベスト管理に関する実施基準の要求事項を遵守して、登録された専門家によって行われなければならないことを規定している」と黄局長は語った。

「修訂条例は、アスベスト全面禁止を課すことによって、環境アスベストに公衆が曝露するリスクを一層低減させるだろう。香港にアスベストが入ってくることを防ぐために、通過中の貨物及び登録された中成薬を除いて、すべての種類のアスベストの輸入、積替、供給及び使用が禁止される。また、工業経営におけるすべての種類のアスベストに関する作業を禁止するため、工場及び工業経営(石綿)規例に関連する修訂も行っている」と黄局長は述べた。

アスベストを含有する物質についての公衆の認識を高めるために、環境保護署(EPD)は、じん肺補償基金委員会と協力して、よくみられるアスベスト含有物質に関する小冊子を作成する予定である。また、建設作業に従事する人たちのアスベストに対する認識を増進するために、EPDは、アスベストを含有している可能性のある機械/製品のリストをホームページ(www.epd.gov.hk)にアップロードして、その参照に供する予定である。

立法会CB(1)222/13-14(01)号文件 立法会秘書処によって準備された背景資料簡介

2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例草案背景資料

目的

1. 本文件は、2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例草案委員会(「草案委員会」)に関する背景情報を提供するとともに、すべての種類のアスベストを禁止する提案に対して議員から表明された意見及び関心を簡介するものである。

背景

2. アスベストは、吸入すると石綿肺、肺がん及び中皮腫を引き起こす証明済みの発がん物質である。より一般的な形態のクリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)及びクロシドライト(青石綿)、及び、相対的にまれな形態の繊維性アクチノライト、繊維性アンソフィライト及び繊維性トレモライトが含まれる。非常に高い引張り強さ及びすぐれた熱及び化学抵抗性のゆえに、アスベストは1980年代中頃以前に、摩擦材、耐火材、断熱材及び建材に広範囲に使用された。

香港におけるアスベストの管制

3. 1986年に導入された工場及び工業経営（石綿）特別規例（第59X章）及びその後公布された工場及び工業経営（石綿）規例（第59AD章）は、作業領域におけるアスベスト粒子の量的規制の執行に関する条項を含んでいる。それは、あらゆる工程における角閃石系アスベストの使用はもちろん、作業領域におけるアスベスト吹き付け、保温作用目的のアスベスト断熱材の使用を禁止している。
4. 1996年以来、相対的に有害なアモサイト及びクロシドライトの輸入及び販売は、空気汚染管制条例（第311章）（「APCO」）のもとで禁止された。APCOは、アスベスト含有物質に関係する一定の作業を実施及びアスベスト関連作業に従事するために登録された資格のある専門家の雇用を求めている。2008年に導入された有害化学品管制条例（第595章）はさらに、許可制度を通じて、白石綿以外のアスベストの輸入、輸出、製造及び使用を管制している。このほか、アスベスト廃棄物は、廃棄物処置条例（第354章）にしたがって適切に取り扱われ、廃棄されなければならない。また、輸出入条例（第60章）のもとで、香港に入ってくるまたは香港から出ていくあらゆる指定化学品は、工業貿易署から委任された環境保護署（「EPD」）によって発行された輸入/輸出許可を必要としている。

提案された条例草案

5. 政府当局は2011年に、すべての種類のアスベストを禁止する提案に対する公衆の意見を収集するために、関係業界及び関係者との協議を行った。関係者の主要な関心は4つの方面、すなわち、アスベストを含有した部品が組み込まれた既存の器材の移転、特殊な用途の除外、中薬剤及び香港における既存のアスベスト含有物質の取り扱いであった。環境諮問委員会及びその他の政府当局が受け取ったすべての書面による回答は、すべての種類のアスベストを禁止する提案を支持するものであった。
6. 以上の背景を踏まえて、政府当局は、アスベストのリスクを一層低減するとともに、環境アスベストへの曝露から公衆を一層保護するために、アスベストまたはアスベスト含有物質の使用、供給、輸入及び積替〔転運=transshipment〕を禁止するようAPCOを修訂する条例草案を提案した。修訂条例草案はまた、工業経営におけるアスベスト使用に関する管制を強化するための、工場及び工業経営（石綿）規例の関連する修訂も提案する。

環境事務委員会による審議

7. 政府当局は〔立法会〕環境事務委員会に対して、2011年4月20日及び2012年1月19日の会議において、すべての種類のアスベストを禁止する提案に関して諮問した。
8. 委員は一般的にアスベストが証明済みの発がん物質であることから提案を支持した。電力部門が、内部に埋め込まれたアスベストを含有した部品のある既存器材について、信頼できるアスベストを含まない代替品がないという理由で全面除外を要求したことに留意して、一部の委員はアスベスト含有器材の使用にともなう健康リスクについて関心を表明するとともに、除外が与えられる条件について尋ねた。政府当局は、アスベストを含まない代替品が存在しない場合にのみ特別な除外が与えられると強調した。操業者は環境中にアスベスト繊維を飛散させないようにする予防措置をとることを求められた。香港には限られたアスベスト含有物質のストックしかないことから、これらの物質の所有者は、既存ストックの適切な廃棄を手配するよう求められた。
9. アスベスト含有物質は何年も前に建築物に経常使用され、老朽化した建築物にいまお見出す

ことができることから、一部の委員は、そうした事案に対処する措置及びアスベスト含有物質が関係する建築構造の解体について監視する仕組みについて尋ねた。政府当局は、良好に維持された老朽建築物内のアスベスト含有物質は健康危害を引き起こさないと説明した。これらの建築物が解体される場合、アスベスト粒子が環境中に飛散されないことを確保するため、関係する所有者はEPDに解体計画を提出するために登録された資格のあるアスベスト専門家を雇用する必要がある。香港建造商会[建設業協会]、建設労働者の組織及び新界の村の家屋所有者らは、アスベスト含有物質の取り扱いにおいてとられるべき必要な手順及び予防措置を助言されてきた。アスベストの適切な取り扱いに関する実施基準も、建造業界に対して発行されている。

10. 政府当局が中薬剤の一部はtermolium及びactinoliumなどの特殊な形態のアスベストを含む可能性があるとした、アスベストを含有した中薬剤の管制に関しては、香港中医薬管理委員会はそうした中薬剤の輸入及び使用の禁止を支持した。しかし、特定の剤型に製成されたtermolium及びactinoliumを含む中成薬は、これらのアスベスト含有物質の摂取が健康に有害であることを示す科学的証拠がないことから、認められるべきである。この見解には衛生署も同意した。それゆえ、登録中成薬は管制範囲から除外された。

最新の発展

11. 修訂条例草案は2013年9月27日に官報に掲載され、2013年10月23日に立法会に提出された。2013年10月25日の内務委員会会議において、議員は、修訂条例草案を吟味するために、法案委員会を設立することに合意した。

関係文件

12. 関係ファイルのリストは付録に掲載されている[省略]。

立法会CB(1)687/13-14号文件 2014年1月10日内務委員会会議文件

2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例草案委員会報告

目的

本文件は、2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例草案委員会(「草案委員会」)の審議を報告するものである。

背景

2. アスベストは、吸入すると石綿肺、肺がん及び中皮腫を引き起こす可能性のある、証明済みの発がん物質である。そのため、世界保健機関(「WHO」)の国際がん研究機関(「IARC」)は、すべての種類のアスベストをヒトに対する発がん物質に分類している。
3. その非常に高い引っ張り強さやすぐれた熱及び化学抵抗性のゆえに、アスベストは1980年代中頃以前に、摩擦材、耐火材、断熱材及び建材に広範囲に使用された。政府当局によれば、アスベスト含有物質(「ACMs」)または製品は、かき乱されない限りは健康リスクはほとんど生じさせない。

曝露され、かき乱された場合には、空気中に長時間浮遊する可能性のある微細なアスベスト繊維を飛散させる。

4. アスベストの潜在的な健康リスクは、アスベストを含まない代替品の開発につながった。現在では、証明済みの相対的に安全な代替品が、建材、摩擦材、ブレーキライニング、シール材及びガasketなどの多くの用途で入手可能である。
5. アスベストの潜在的な健康影響及びアスベストを含まない代替品の入手可能性を踏まえて、多くの国がすでにアスベストの輸入、販売、供給及び使用を禁止している。例えば、ドイツは1993年にアスベストを禁止し、1999年にイギリス、2003年にオーストラリア、2005年に欧州連合及び2009年に韓国と続いた。アスベストへの曝露のリスクを低減するためにアスベストを禁止することは、国際的趨勢となっている。

現行の規制

6. 香港では1996年以降、空気汚染管制条例(第311章) (「APCO」)のもとで、相対的により有害な青石綿(クロシドライト)及び茶石綿(アモサイト)が禁止された。環境へのアスベスト繊維の飛散を防ぐために、APCOは、一定のACMs関連作業を行い、APCOの諸規定及び一連の実施基準にしたがってアスベスト関連作業に携わる、登録された資格のある専門家の雇用を求めている。加えて、アスベスト廃棄物は、廃棄処置条例(第354章) (「WDO」)にしたがって適切に取り扱われ、廃棄されなければならない。2008年4月以降、有毒化学品管制条例(第595章) (「HCCO」)のもとで、クリソタイル以外のアスベストの輸入、輸出、製造及び使用を管制する許可制度も実施されている。
7. アスベストのリスク低減をさらに一歩進め、環境アスベストへの曝露に対する公衆の保護を強化するために、政府当局は、すべての種類のアスベストの輸入、積替、供給(販売を含む)及び使用を禁止することにより、香港へのアスベストの進入を阻止する必要があると認識した。

条例草案

8. 条例草案は、免除が認められない限り、アスベスト及びACMの使用、供給(販売を含む)、輸入及び積替が禁止されるようAPCOを修訂することを提案している。また、工業経営内におけるクリソタイル作業の包括禁止及びアスベストの使用またはアスベスト作業に関連した一定の違反に対する罰則の引き上げを含め、工業経営内におけるアスベスト使用に対する規制を強化するための工廠及び工業経営(石綿)規例(第59AD章)の修訂も提案している。

法案委員会

9. 2013年10月25日の内務委員会において、議員は、条例草案を精査するための法案委員会を設置することに合意した。法案委員会の委員名簿は付録Iのとおりである。
10. 梁繼昌議員の担当主席のもとで、法案委員会は政府当局も出席して5回の会合を開き、2013年12月2日に開かれた会合では公衆人士及び様々な団体の代表の意見も聴取した。法案委員会に意見を提出した個別人士/団体の名簿は付録IIのとおりである。

法案委員会の審議

11. 法案委員会は条例草案を普遍的に支持するとともに、環境アスベストへの曝露に対する公衆の

保護を強化するために、すべての種類のアスベストの輸入、積替、供給（販売を含む）及び使用を禁止することにより香港へのアスベストの進入を阻止する必要があることに同意する。新訂条文第80(1)及び80(2)条は、アスベストまたはACMを使用、供給、輸入または積替した者、あるいは他の者のアスベストまたはACMの使用、供給、輸入または積替を引き起こし〔導致〕または准许した者は、犯罪となり、20万ドルの罰金及び6か月の禁固に処せられる旨を規定している。

アスベスト禁止の業界に対する影響

12. 条例草案の立法意図を支持しつつも、法案委員会は、提案されたアスベスト禁止が業界人士に与える可能性のある影響について吟味するとともに、近年に通過〔過境=in transit〕及び積替したアスベスト及びACMを含んだ貨物の量に関する情報の提供を政府当局に求めた。

13. 政府当局は、以下に示されるように、ACMの輸入及び輸出は過去5年間に減少しているとした。

輸入(トン)	2008年250.8	2009年37.3	2010年35.4	2011年48.2	2012年21.1
輸出(トン)	2008年6	2009年63.5	2010年0.3	2011年0.1	2012年0.15

しかし、政府統計所は、アスベスト物質を含んだ通過及び積替貨物に関する統計はとってこなかった。政府当局は、業界に対する影響は軽微であろうと予想している。

提案された禁止からの免除及び非適用を正当とする理由

14. 法案委員会は、新条文が、一方で香港におけるアスベストの全面禁止を規定しながら、他方で免除及び禁止が適用されない状況について規定していることに関心がある。法案委員会は、背後にある理由及び免除または禁止が適用されない状況を認める場合に考慮されるべき要因について吟味した。

提案第83条—第80条からの免除

15. 法案委員会は、提案された第83(1)条が、「監督官は、当該免除が以下に該当すると認める場合には、第80(1)条のもとで課せられる禁止からある者を免除することができる。

(a) 正当な理由があり、かつ

(b) 社会に対して健康リスクを引き起こす可能性がなさそうであること

と規定していることに留意する。

16. 法案委員会は、1996年にアモサイト及びクロシドライトに関する禁止が実施されて以来、環境保護署署長（「DEP」）がこれまでに、参照標準とするためのアモサイト及びクロシドライトの輸入を香港の3つの登録アスベスト検査機関に与えただけで、それらの総量は3kg未満であることに留意する。それらは認可を受けた検査機関の管理された環境のもとで保管及び使用されている。

17. 政府当局は、第83(1)(a)条のもとで免除に正当な理由があるかどうかの考慮にあたっては、監督官は、アスベストを含まない代替品が入手可能か、免除申請が正当と認められなかった場合公共サービスに重大な混乱があるか、及び免除申請が正当と認められなかった場合重大な安全問題または人に対するリスクがあるかを含め、多数の要因を考慮するとしている。

18. 政府当局は、提案された第83(1)(b)条のもとで考慮されるべき要因に関しては、監督官は、関係するアスベストまたはACMの量、空気中へのアスベスト飛散を防止するためにとられるべき予防措置、関係する場所及び活動、及び関係するアスベストまたはACMがかき乱される可能性を考慮すると指摘している。

19. 法案委員会の要求に応じて、政府当局は、市民が参照できるように、上記第18段に示された情報をEPDのウェブサイトにもアップロードするよう手配した。

提案第82条－第80条の不適用

20. 法案委員会は、提案された新訂第80条のもとでのアスベスト及びACMの使用、供給、輸入及び積替に関する禁止にもかかわらず、提案された第82条が、禁止が適用されない状況を規定していることに留意する。提案された第82(3)条は、中医薬条例(第549章) (「CMO」)のもとで登録、みなし登録または適用免除された中成薬(「pCm」)であるACMの輸入、供給または積替に対しては第80条は適用されないと規定し、また、第82(4)条は、第80条は、CMO第158(1)条のもとで第82(4)条に述べられたいずれかの活動から免除された者を禁止するものではないと規定している。法案委員会は、条例草案の意図に反しているように見える、条例草案の中のかかる不適用条項を提供するのを正当化する理由について研究した。法案委員会は、香港におけるアスベストまたはACMを含んだpCmに対する需要及びそれらに対する代替品がないのかに関する情報を当局に求めた。
21. 法案委員会は、「tremolium」(陽起石)及び「actinolium」(陰起石)がACMである2種類の中薬剤(「Chm」)であることに留意する。2013年11月11日現在、香港では合計36の「tremolium」を含んだpCmが登録されている。「actinolium」を含んだ登録されたpCmの記録はない。政府当局は、衛生署(「DH」)の専門家の助言を得て、「tremolium」は伝統方剤の活性成分の一種として古くから用いられていると説明する。伝統方剤中の他のChmをもって「tremolium」に代替することを支持する中医薬理論はなく、また、そのような置換に関する比較研究を含めて、科学的支持を欠いている。したがって比較可能な代替は可能でないかもしれない。政府当局はまた、現在は、アスベストまたはACMを含有した、薬剤業及び毒薬条例(第138章)のもとで登録された薬剤製品はないとしている。DHは、pCmの貿易または販売に関する情報は持っていない。
22. 梁家驩議員は、ACMを含有したそのようなpCm服用の安全性及び何らかのかたちの規制を課すべきではないのか質問した。
23. tremolium、actinolium及びこれら二つのChmを含有したpCmの使用と安全の問題について、DHは、香港中医薬管理委員会(「CMCHK」)のもとの中薬組(「CMB」)が専門家を集めて意見を聞くとともに、すべての種類のアスベストを禁止し、APCOを修訂するEPDの提案に対して突っ込んだ議論を行ったと報告した。結論として、CMBは、Chmへの「tremolium」及び「actinolium」の使用及び処方禁止することを提案したが、これらの成分を含有した登録されたpCmを禁止することが必要だとまでは認めなかった。CMBは、特定の剤型に整成され、登録されたtremolium及びactinoliumを含有したpCmの輸入及び販売は継続できると提案している。
24. 法案委員会は、得られた専門家の意見によると、アスベストの[肺]吸入とアスベストの[経口]摂取には異なる薬理学上のメカニズムがあることに留意する。したがって、摂取したアスベストが体内に蓄積するかどうか、また、それが発がん性であるかどうかについては、権威のある国際的研究に照会しなければならない。政府当局は、IARCによって出版されたIARCモノグラフ100Cによれば、飲料水中のアスベストへの曝露と胃・大腸・結腸がんに関する研究は、入手可能なデータは飲料水中のアスベストのがんリスクを評価するには適切でないと結論付けていると説明する。また、WHOの飲料水品質ガイドラインによると、高濃度のアスベストを含んだ水を飲む集団の疫学調査において、摂取したアスベストの発がん性の証拠はほとんどなかった。WHOは、摂取したアスベストが健康に有害であるという首尾一貫した証拠はないという見解である。
25. 法案委員会の数名の委員は、アスベストを含有したpCmの製造工程に従事する、香港外の労働者が健康危害の対象になることに関心をもっている。政府当局は、香港の法令を領域外で執行

することはできないと説明する。したがって、条例草案起草時には、その執行について香港の状況だけしか考慮できなかった。薬品製造及び原料の抽出・加工に従事する、香港外の労働者の健康の保護に関しては、関係する労働者の健康を保護するために効果的な措置を講ずることは、当該国または地域の政府の責任である。

ACM含有pCmのラベル表示および適切な廃棄

26. 法案委員会はまた、関係するACM含有pCmのラベル表示及び期限切れまたは未使用pCmの適切な廃棄に関心がある。政府当局は、中薬規例(第549F章)第26(2)条によれば、第26(3)及び(4)条に規定される場合を除き、香港で販売されるpCmの包装上のラベルには、少なくとも中国語で、とりわけ以下の事項を含まなければならない—

(a) 成薬の名称

(b) (i) 当該成約が3種類未満の有効成分からなる場合、各々の有効成分の名称

(ii) 当該成約が3種類以上の有効成分からなる場合、総数の過半数の有効成分の名称とDHが報告したと説明する。

27. 政府当局は、pCmが3種類未満の有効成分からなり、有効成分のひとつがACMである場合には、アスベスト含有有効成分の名称がラベル上に現われなければならないとする。他方、pCmが3種類以上の有効成分からなる場合には、登録所持者は総数の過半数の有効成分の名称を示さなければならないだけであるから、アスベスト含有有効成分の名称はラベル上に現われるかもしれないし、現われないかもしれない。

28. 鄧家彪議員は、現行法令のもとではアスベスト含有有効成分の名称はラベル上に表示されるかもしれないし、表示されないかもしれないことを指摘して、ある種のpCmがACMを含有していることを知らない市民がいるかもしれないことから、ACMを含んだすべてのpCmを公表するよう提案している。政府当局は、フォローアップ作業のためにこの意見をCMOのもとで中薬の規制の責任を負うCMBに伝達することを約束している。期限切れまたは未使用のアスベスト成分を含有したpCmの廃棄に関する関心については、第26段落で述べたように政府当局は、WDOがアスベスト及びACMの廃棄に関するメカニズムを提供していると説明し、また、pCmを販売している薬局を収集地点にすることができるとしている。

提案第78条—免責弁護

29. 法案委員会は、提案された第78(2)条がAPCOのもとでの免責弁護について規定していることに留意し、政府当局に起草の方式及び文体に関する説明を求めた。環境保護署(「EPD」)及び司法署[律政司](「DoJ」)は、第78条は、施設または施設の一部における作業に関して、APCO第77条に基づいて罪が問われる者に免責弁護を提供するものであるとした。政策意図は、免責弁護のために立証する必要のある事実に関して、被告に法的(または説得的)責任に代えて証拠的責任を課すことである。提案されたAPCO第78(2)条は、被告は、当該事実に関して論争を提起するのに十分な証拠があり、かつ、検察が合理的疑いを排除する相反証明を提出しない場合には、第78(1)条のもとでの免責弁護のために立証が必要ないいずれかの事実を立証したものとみなされると規定している。提案された第78(2)条は、上記政策意図を反映するためにAPCOに追加されたものであり、被告には証拠的責任を負わされるだけであることを明確にしている。これは、法律起草科によって発行された法律起草文体及び実務指針の第6.2.18段落に沿ったものである。また、提案された第78(2)条が、APCO第78条は被告に証拠的責任を負わせているだけであることから、当該犯罪

が基本法第87(2)条及び香港人権法案第11(1)条によって保証された推定無罪の権利に抵触しないことを明らかにしている。APCO第78(2)条と同様の条文は、児童ポルノ防止条例(第579章)第4(5)条に見出せる。その他の先例には、雇用条例(第57章)第43Q(5)条、強制準備基金計画条例(第485章)第446(6)条及びリフト及びエスカレーター条例(第618章)第141(5)条が含まれる。

中国語訳の不明瞭性

提案された第78条

30. 第78(b)条で「亦按理不可能知悉」として、また、提案された新第78(1)(b)条で「而按理亦不能知悉」として示される、英文テキストの「…かつ合理的に知ることができなかった」に関して、法案委員会は政府当局に対して、中国語訳をそのように修訂することが適当かどうか、また、英文テキストには括弧書きがないのに「而按理亦不能知悉」の語を括弧書きとして入れる必要があるのか、検討するよう求めた。

31. DoJからは、ACMの存在を知ることが事実上不可能な場合には、そもそも被告による抗弁につながる起訴はないであろうから、「亦按理不可能知悉」から「而按理亦不能知悉」への変更は、政策意図を反映したものではないと指摘された。換言すれば、物質の存在を知りうるのが免責弁護の不可欠の要素であるとすれば、被告は決して[本条の]免責弁護に頼ることはできない。被告が失敗したことまたはすべきであったことは、彼または彼女が物質の存在を知ることができたまたはできなかったかどうかに影響を与えるだけであって、それは合理性の程度に応じて裁判所によって決定されるべきものである。提案された第78(1)(b)の政策意図は、被告が違反の時点において当該物質の存在を知らなかったことの立証に加えて、被告は知らなかったことに合理性があることも立証する必要があるだけで、被告は免責弁護を利用できるということである。

32. 同条の中国語テキストでは、第2の要素は両括弧に入れられていることも指摘された。そうした理由は、長文の条文全体をより容易に理解できるかたちで、免責弁護の第2の要素を第1の要素と関連させられるようにすることである。

提案された第82(3)条

33. 政府当局は、提案された第82(3)条及び第82(4)条は、pCmであるACM(純粋なアスベスト鉱物に対して)に対してだけ適用されると強調している。この点に関して、法案委員会は、提案された第82(3)条で「…屬中成藥的含石棉物料、…」とされている、英文テキストの「…、中成藥であるACM」の中国語訳を吟味した。一部の委員は、中国語訳が明瞭でなく、提案された条文が、ある者がpCm製造に使用されるべきACMを輸入及び供給することを禁止していないという印象をあたえるかもしれないことに関心があった。

34. 法案委員会は、新第82(3)条の英文テキストが「中成藥であるアスベスト含有物質」とされ、同条の中国語テキストが「屬中成藥的含石棉物料」とされているというDoJの助言に留意する。同条文は明瞭に、中成藥であるアスベスト含有物質(しかしそれ以外の何ものでもない)に言及している。pCmそれ自体がACMであることから、当該成藥を輸入し、それを他の種類のpCmの「製造」に使用すれば、当該者は、ACMの「使用」について提案された第80(1)条に違反することになる。このように、政府当局は、中国語テキストは政策意図を明瞭に反映し、かつ、その意義に不明瞭性はないことを示した。

アスベスト使用またはアスベスト作業に関する他の法的要求事項に対する影響

35. 法案委員会は、現行のAPCO第14条のもとでは、APCO付表1に掲げられた一定の種類のアス

ベスト作業が、実際にはDEPである監督官に対してなされ認められた免許にしたがってなお実施される可能性があることに留意する。法案委員会は、条例草案が実施された後もなお、監督官がAPCO第15(3)条のもとで免許を与える何らかの権限をもつものか質問した。

36. 政府当局は、APCO第15(3)条のもとでDEPは、免許を与えるかまたは拒否するかの決定権の行使にあたって—

(a) その施設からの汚染物質を飛散を防止する最善の実行可能な措置を提供及び維持する請求者の能力を考慮し、

(b) その目的に応じて関係する空気品質指標を実現及び維持する能力を考慮し、また

(c) 有害または嫌悪性のある飛散物が健康に損害をもたらす、またはもたらす可能性があるかどうかを考慮しなければならない

と説明した。

政府当局は、アスベストの発がん性を踏まえれば、アスベスト作業を、DEPがAPCO第15(3)条に規定される免許を与えるにあたってそれを満たすことがきとなる考慮内容である、その飛散が健康に損害をもたらさないとするのはほとんど現実的でないとした。このように、DEPはAPCO第15(3)条のもとで免許を与えまたは拒否する権限をもっているとはいえ、APCO付表1の第19項に規定されるアスベスト作業に関して、その権限を行使するための敷居はきわめて高い。このことは、アスベストのリスクに対する強力な市民のセーフガードを提供するだろう。政府当局はまた、香港では、アスベストに関係した製造工程は存在しておらず、また、これまでにAPCO第14条のもとで免許を与えられた特定の工程はないことを確認している。

37. 法案委員会は、HCCOのもとで特定された5種類のアスベスト(指定アスベスト)の使用及び輸入も、HCCOのなかで提供される許可制度の対象になることに留意する。当該制度のもとで、いずれかの指定アスベストの輸入または使用を希望する者はDEPに許可を申請しなければならない。DEPは許可するにあたって署長が適当と考える何らかの条件をつけるかもしれない。HCCO付表2第2部第2段は、許可制度がアスベストを含む第2類化学品に対して適用されない条件を掲げている。法案委員会は、条例草案によって提案される一般的禁止に関して、これらの既存の制度の政策及び実際の執行の双方において、何らかの矛盾を生じさせないか説明を求めた。

38. 政府当局は、HCCOは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約ないし国際貿易における一定の有害化学物質及び農薬についての事前の情報提供に基づく合意手続に関するロッテルダム条約の要求事項の国内法令への移転と関係して制定されたものであるとした。HCCOは、上記国際条約に掲載された有害化学品を規制するための許可制度を導入している。アスベストの規制については、HCCOの対象範囲は、製成品、農薬、食品、添加剤、薬剤成品等には適用されず、APCOよりも限定されている。したがって、CACsなど一般的なACMsの一部はAPCOのもとでは規制されるが、HCCOでは規制されない。

39. 法案委員会は、条例草案の政策意図が、提案された第82条に述べられた通過中の商品及びpCMを除いて、すべてのアスベスト及びACM(例えば製成品)を禁止することであることを留意する。HCCO付表2第2部第2段に述べられたいずれかの規定を満たすアスベストまたはACMを対象とするように、条例草案中の除外の対象を拡大することは、APCOのもとでCACsなどの一般的なACMの一部を除外することにつながる。かかる提案は、条例草案の政策意図に反するものである。

40. 法案委員会はさらに、HCCO第10(3)条が、DEPが許可を発行または更新するためには、DEP

は「当該申請が関係する活動を管轄する他の法令を考慮しなければならない」と規定していることに留意する。したがって、HCCOの許可システムのもとで規制されているアスベストについては、DEPは条例草案で規定されている禁止を考慮しなければならない。APCOのもとで与えられる除外は、HCCOのもとで許可を発行する前の前提条件である。そうでなければDEPは、HCCOのもとで当該アスベストに対する許可の付与を拒絶することになる。したがってHCCOは、条例草案によって提案されるアスベストの禁止にいかなるかたちでも影響を及ぼさない。結果として、HCCOの修訂は必要なしと考えられる。

41. 法案委員会は、条例草案は、アスベストを禁止するようにAPCOを修訂することを目的とするほかに、工場及び工業経営（石綿）規例（第59章付属法令AD）に関連する修訂を行うことを提案している。条例草案が執行された場合には、EPDが、アスベスト及びACMの輸入、積替及び供給だけでなく、工業経営以外の場所におけるそれらの使用を禁止する修訂APCOの執行に責任を負うことになる。勞工署（LD）は、工業経営においてアスベスト作業を禁止する修訂工場及び工業経営（石綿）規例（第59章付属法令AD）の執行に責任を負う。

アスベストの危害に関する教育及び宣伝計画

香港におけるアスベスト問題の程度

42. 法案委員会は、1980年代以前は建築物におけるアスベストの使用はきわめて普遍的であったことに留意する。波型アスベスト・セメント板（「CACS」）は、多くの古い建築物の張り出し屋根及び屋根の上面に普遍的に見出すことができる。このほか、旧式の村の家屋の屋根も過去にはCACSで建造され、一部の農家は土壌の仕切り、灌漑、水侵予防等にさえCACSを用いた。これらのCACSは、アスベスト繊維が基層構造物と強固に結合された、もともと普遍的に使用された低リスクACMである。
43. アスベスト繊維の人間の健康に対する有害性に照らして、法案委員会は政府当局に対して、香港全体におけるすべての建築物のアスベスト調査を実施するよう求めた。張超雄議員及び潘兆平議員を含む一部の議員は、建築構造におけるACMに対するラベル表示制度の導入、またはACMを含む建築物のリストを広報するためのプラットフォームの設置も提案した。
44. しかし、政府当局は、CACSは良好な状態で正常な状況においては、アスベスト繊維を飛散させず、したがって居住者または公衆に健康リスクを引き起こさないことを強調する。詳細なアスベスト調査が実施される場合には、試料採取作業が不可避免的にACMをかく乱させて、結果としてアスベスト繊維が飛散されるかもしれない。ACMは通常のかく乱されない状況では安全であることから、EPDは建築物のACMに関する全香港規模での調査の実施は、問題に対処するうえでもっとも適当な方法とは考えていない。
45. 政府当局はまた、ACMの存在は試料採取及び分析の後にのみ突き止められ、また、これら物質の一部は建築構造及び設備装置の内部に隠されていて、容易には発見及び到達できないことから、その存在は登録されたアスベスト・コンサルタントによる当該現場の評価の後にのみ突き止めることができる。資源の関係、施設権の問題、アスベスト業の専門的及び分析的能力を考慮して、建築構造におけるすべてのACMのラベル表示に、政府当局は留保を表明した。
46. 法案委員会は、現行制度のもとでは、個々の所有者、占有者、所有者の法人、登録専門家または請負業者は、解体及び修繕作業を行うとき、最初に、建築物におけるあらゆる疑わしいACMの存在を調査しなければならない。疑わしいACMが見つかった場合には、詳細なアスベスト調査を

実施するために登録アスベスト専門家が雇われなければならない。法案委員会は、市民大衆に課せられる負担に関心があり、解体作業の実施にかかる費用の幅に関する情報を求めた。政府当局は、アスベスト除去作業の費用は市場で決定されるとした。実際の費用は、作業の規模及び複雑さと関連している。CACSに関わるより一般的な除去作業については、同じ建築物の所有者たちが共同で一人の登録アスベスト専門家を雇用すれば、その費用は著しく低減する。参考指標としては、長さ5m未満のCACSを使った典型的な張り出し屋根またはケージを除去するのに、足場が利用できて同じ建築物に10戸以上あるとして、一戸当たり6,000円の費用がかかるかもしれない。一戸建てについてのCACSを使った張り出し屋根またはケージの除去はより高く、所有者がすべての間接費用を負担するとすれば、約10,000円である。

47. CACS除去のための専門家の雇用に比較的高額がかかることに留意して、一部の代表は、CACSを除去するために建築物の所有者及び新界村民に、政府当局が補助金を与えることを検討するよう提案した。
48. 政府当局によれば、施設所有者及び地主にはその施設及び土地を適切に管理する責任がある。地主または所有者及び彼らの請負業者は、ACMの解体及び除去に関して、APCO及びWDOの関係する要求事項を遵守しなければならない。政府は、建築署（「BD」）による建築物安全融資制度及び香港家屋協会（「HKHS」）によって管理される高齢所有者建築物維修助成制度を含め、建築物の維修実施における負担の軽減を必要とする資格のある所有者に対して融資及び助成を提供している。このほか、HKHS及び市区重建局（「URA」）も、自宅を修繕する必要のある所有者に対して家屋修繕無利子融資を提供している。また、2011年4月からHKHS及びURAは共同でワンストップ建築物維修総合支援計画を実施している。上述の融資及び助成に対する複数の申請をするのに、所有者は1セットの申請書式に記入するだけ済む。
49. 政府当局はさらに、2001年以降、BDが違法建築作業（「UBW」）に対する一掃計画を開始するときには、EPDが必ず共同した監視及びフォローアップ行動を取り、関係所有者に建築物内のACMの存在の可能性を思い出させ、ACM取り扱いにおける法的要求事項及びガイドラインについて説明している。さらにEPDは、BDから解体または改修届の照会を受け取った場合、登録専門家及び請負業者にAPCOにしたがったACM取り扱いの要求事項に関する書面によるリマインダーを送付している。

アスベストを含有する可能性のある使用中の製品または機械

50. 潘兆平議員及び何秀蘭議員は、条例草案施行後も、香港で（ACMを含有した）プレーキライニング及び断熱材などの製品が使用され続けるかもしれないことに関心があった。彼らは政府当局に、建造業界と協議のうえで、業者が容易に識別できるようにするために、ACMを含んだ機械または製品のリストを提供するよう求めた。政府当局は、法案委員会の要求を受け入れ、建造業界からの情報に基づいてEDPのウェブサイトに関連するリストをアップロードするとともに、適切にそれを更新することとしている。
51. 法案委員会は、所有者及び占有者がUBWにACMが存在する可能性があるかどうか理解するのを助け、彼らにACMを管理及び取り扱う適切な措置をとることに気づかせるために、EPDが過去3年間に約13,000の通知を発行してきたことに留意する。このほかEPDは、アスベスト作業の一掃に関連して、毎年約900件の監督を実施してきた。過去3年間にEPDは、APCOのもとでACM取り扱いに関する要求事項の不遵守について、毎年約50件の起訴を処理した。

石綿肺及びその予防に関する建設労働者の認識の強化

52. 張超雄議員及び潘兆平議員を含む法案委員会の一部の議員は、下請業者に雇用される労働者、とりわけ新入労働者が、ACMを含んだ構造物の解体作業を行うさいに、アスベスト繊維の危害について完全に理解していないかもしれないことに関心があった。法案委員会は政府当局に、関連する宣伝活動を強化するよう求めた。
53. 法案委員会は、ACMに関する市民の認識を強化するために、EPDがじん肺補償基金委員会（「PCFB」）と協力して、公衆及び労働者のACMについてのよりよい理解及びACMの存在の把握を助けるためにACMに関する小冊子の出版を計画してきたことに留意する。LDは職業安全健康局及びPCFBと協力して、石綿肺に罹患する機会を回避または低減するために、建設労働者、請負業者及び市民の石綿肺及びその予防措置に関する認識を高める様々な宣伝、教育及び促進活動を行ってきている。このほか、LD及びPCFBはまた、社会及び建設現場における石綿肺予防の促進を通じて、請負業者、労働者及び市民大衆の石綿肺及びその予防措置に関する認識を強化するために、非政府組織及び労働組合と協力している。
54. 法案委員会はまた、EPDのウェブサイトにはアップロードされたポスター、リーフレット及び教育用ビデオを含め、様々な手段を通じて、EPDがACMの適切な取り扱い及び廃棄の促進を促進していることに留意する。郊外地域におけるCACSの使用及び廃棄に対する最近の社会の関心の高まりに応じて、EPDは執行活動を強化するとともに、現地の村民にAPCOのもとでのACMの取り扱い、除去及び廃棄に関する要求事項について気づかせ、また、教育用途のための「CACSの適切な取り扱い」に関するポスター及び小冊子の新たなセットを設計及び作成している。

委員会審議段階における修正案

55. 政府当局または法案委員会による条例草案に対する委員会審議段階における修正案は提出されなかった。

第二読会討論の再開

56. 法案委員会は、2014年1月22日の立法会会議における条例草案に関する第二読会の再開を支持する。

意見の徴詢

57. 議員は、法案委員会の審議に留意していただきたい。

付表I 委員名簿[省略]

付表II 法案委員会に意見を提出した団体/人士のリスト

1. 法案委員会に口頭陳述を行った団体
 1. 香港建造業总工会／2. 輝固土工工程及檢測有限公司／3. 香港中成藥商会／4. 香港物流商会／5. 金門建築有限公司／6. 建造業議會／7. 香港工人健康中心／8. 屋宇設備運行及維修行政人員学会／9. 香港南北藥材行以義堂商會有限公司／10. 香港中藥業協會／11. 石綿拆卸工程(香港)有限公司／12. 香港建造商會／13. 香港海事科技学会

2. 意見書のみを提出した団体／人士
 1. 香港中医薬管理委員会／2. 香港工程師学会

2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例草案

石綿または石綿含有物質の使用、供給、輸入及び積替を禁止するために
空気汚染管制(修訂)(第2号)条例を修訂し、工場及び工業経営(石綿)規程に
関連する修訂を行い、及び関連事項を提供するための条例草案

第1部 はじめに

1. 略称及び施行期日

- (1) 本条例は、2013年空気汚染管制(修訂)(第2号)条例草案と略称することができる。
- (2) 本条例は、環境局長が官報への公告によって指定した期日に実施される。

2. 修訂の成文法則

第2及び3部で示された成文法則は、両部に示された方式によって修訂される。

第2部 空気汚染管制条例(第311章)に対する修訂

3. 第2条(定義)の修訂

第2条、アスベスト含有物質の定義—

廃止 「重量で1%を超過する」 置換 「石綿、」

[訳注：修訂後の条文] 石綿含有物質とは、局長により認可された方法によって測定されたい、石綿で製造され、または石綿を含有する物料、物質または製品を言う。

4. 第28条(進入及び検査の権限等)の修訂

- (1) 第28(1)(da)条、「being」の後に— 追加 「石綿または」
- (2) 第28(1)(db)条、「含む」の後に— 追加 「石綿または」
- (3) 第28(1)(ic)条、「含む」の後に— 追加 「石綿または」
- (2) 第28(1)(iib)条、「含む」の後に— 追加 「石綿または」
- (3) 第28(1)(iva)条、「含む」の後に— 追加 「石綿または」

5. 第78条の置換[訳注：石綿調査、石綿管理計画等を定めた「第IX部 石綿抑制工程」中の条文]

第78条—当該条文廃止 [以下によって]置換

「第78条 免責弁護

(1) 第77条のもとで施設または施設の一部について罪が問われる者について、その者が以下を証明できる場合には免責防護となる—

- (a) その者が、人命に対する危害または公共サービスに対する重大な障害なしには当該条文を遵守することができなかった緊急状況下で、当該作業を行い、または当該作業を引き起こし、あるいは当該作業を許可したこと、または
- (b) その者が、当該作業を行い、または当該作業を引き起こし、あるいは当該作業を許可した時点において、当該施設または施設の当該部分における石綿含有物質の存在を知らず、かつ、合理的に知ることができなかったこと。

(2) 以下の場合には、その者が免責弁護のために立証が必要とされる事実を立証したものとみなす-

- (a) 当該事実に関して、論争を提起するのに十分な証拠があり、かつ
- (b) 検察が合理的疑いを排除する相反証明を提出しない。」

6. 第X部標題の追加

第79条の後に-[以下を]追加

「第X部 石綿の使用、供給、輸入及び積替の禁止等」

7. 第80条の置換

第80条-当該条文廃止 [以下によって]置換

「第80条 石綿または石綿含有物質の使用、供給、輸入及び積替の禁止

(1) 第82及び83条に規定するほかは、何者も以下をしてはならない-

- (a) 石綿または石綿含有製品の使用、供給、輸入または積替、または
- (b) 石綿または石綿含有製品の使用、供給、輸入または積替を引き起こし、または許可すること。

(2) 第(1)(a)または(b)款に違反した者は、犯罪となり、20万円の罰金及び6か月の禁固刑に処せられる。

(3) 第(1)款について、ある者が、以下の石綿または石綿含有物質を輸入した場合は-

- (a) 香港以外の場所から別の香港以外の場所に、船荷証券または航空貨物運送状に基づいて委託され、
 - (b) 輸入された船舶、車両または航空機から移され、かつ
 - (c) (i) 同じ船舶、車両または航空機に戻される、または戻されるべき、あるいは
 - (ii) 別の船舶、車両または航空機に移される、移されるべき
- その者は、石綿または石綿含有物質を積み替えることになる。

(4) 第(3)(c)款について、石綿または石綿含有物質が以下であるかどうかは問題ではない-

- (a) それら船舶、車両または航空機の間を直接移される、または移されるべき、あるいは
- (b) その輸入後に香港に陸揚げされるか、また、輸入まで保管されるべき

(5) 第(1)款中-

供給には、以下が含まれる-

- (a) 対価なしの供給
- (b) 供給のための申出または展示[expose]
- (c) 販売のための売込、申出または展示、及び
- (d) 貸出のための貸出、申出または展示

使用とは、石綿または石綿含有物質に関連して、以下をすることを言う-

- (a) 何らかの施設の外部または内部に、石綿または石綿含有物質を添加 [affixing]、塗布 [applying]、吹付 [spraying]または据付 [installing]する
- (b) 何らかの製品または物質を製造または生産するために、何らかの物料、物質、製品または物品と、またはそれらに、あるいはその中に、石綿または石綿含有物質を付加、混合または挿入する
- (c) 何らかの物料、物質、製品または物品を、石綿または石綿含有物質で包む」

8. 第81から84条の追加

第80条の後に-[以下を]追加

第81条 第80条のもとにおける免責弁護

- (1) 第80(2)条のもとである物品について罪が問われる者について、その者が、当該犯罪の発生時において、その者が当該物品が石綿または石綿含有物質であることを知らず、かつ合理的に知ることができなかつたことを証明できる場合には免責防護となる。
- (2) 以下の場合には、その者が免責防護のために立証が必要とされる事実を立証したものとみなす。
 - (a) 当該事実に関して、論争を提起するのに十分な証拠があり、かつ
 - (b) 検察が合理的疑いを排除する相反証明を提出しない。

第82条 第80条の不適用

- (1) 第80条は、ある者が、通過品である石綿または石綿含有物質を輸入または積替し、または輸入または積替を引き起こし、あるいは許可することは禁止しない。
- (2) 第(1)款について、相反証拠が存在しない場合には、当該石綿または石綿含有物質は通過品ではないとみなす。
- (3) 第80条は、ある者が、以下に該当する中成薬である石綿または石綿含有物質を輸入または積替し、または輸入または積替を引き起こし、あるいは許可することは禁止しない。
 - (a) 中医薬条例(第549章)第121(2)条のもとで登録され、
 - (b) 同条例第128(2)条のもとで登録されているものとみなされ、または
 - (c) 同条例第158(5)条のもとで同条例第119条の適用を除外されている
- (4) 第80条は、除外された者が、中成薬である石綿または石綿含有物質を輸入または積替し、または輸入または積替を引き起こし、あるいは許可することは禁止しない。
- (5) 第80条は、ある者が、何らかの工業経営内で行われる作業において、石綿または石綿含有物質を使用することは禁止しない。
- (6) 本条中-

除外された者とは、中医薬条例(第549章)第158(1)条のもとで、中成薬に関連して同条例第119条の適用を除外される者または団体を言う。

通過品とは、以下の品を言う-

- (a) 香港から持ち出されるためにのみ香港に持ち込まれ、かつ
- (b) 常時当該品を香港に持ち込んだ船舶、車両または航空機にとどまっている

工業経営とは、工場及び工業経営(石綿)規例(第59章)第2(1)条の定義によるが、同規例第2(3)条のもとで同規例が適用されない経営または農業経営は含まれない。

中成薬とは、中医薬条例(第549章)第2(1)条の定義による。

第83条 第80条からの除外

- (1) 適用に関して、監督官は、除外が以下であると認める場合には、ある者を第80条のもとで課せられる禁止から除外することができる-
 - (a) 正当な理由があり、かつ
 - (b) 社会に対して健康リスクを引き起こす可能性がなさそうである
- (2) 監督官は-
 - (a) 除外が与えられる条件となる何らかの条件を課すことができ、また

- (b) いかなる時点でも当該除外を撤回することができる。
- (3) その者が、除外の条件を遵守しない場合には、犯罪となり、20万円の罰金及び6か月の禁固刑に処せられる。

第84条 第80条違反の裁定を受けた石綿または石綿含有物質の差し押さえ等

- (1) ある者が第80(2)条のもとで違反したと裁定された場合には、監督官または権限を与えられた者は、以下をすることができる-
- (a) 違反に関連した石綿または石綿含有物質の差し押さえ、除去、破壊またさもなければ廃棄、または
- (b) 通知の中で指定された期限及び方法で石綿または石綿含有物質の差し押さえ、除去、破壊またさもなければ廃棄することをその者に通知
- (2) その者が、通知の中の要求事項を遵守しない場合-
- (a) その者は、犯罪となり、20万円の罰金及び6か月の禁固刑に処せられ
- (b) 監督官または権限を与えられた者は、さらなる通知なしに、違反に関連した石綿または石綿含有物質の差し押さえ、除去、破壊またさもなければ廃棄することができ、また
- (c) その者は、(b) 段のもとで生じたあらゆる費用（石綿または石綿含有物質の積替及び保管費用を含む）を政府に支払わなければならない。
- (3) 第(2) (c) 款のもとでの費用は、政府の民事債権として回復することができる。」

第3部 工場及び工業経営(石綿)規例(第311章)条例に対する関連修訂

9. 第12条(防護設備区画)の修訂

第12条-(a) 段廃止

10. 第21条(禁止等)の廃止

第21条-同条廃止

11. 第21Aから21D条の追加

第VI部の前に-追加 [以下を]追加

「第21A条 石綿吹き付けの禁止

工業経営の事業主は、工業経営内において、石綿吹き付けを行ってはならない。

第21B条 石綿絶縁物の使用の禁止

工業経営の事業主は、工業経営内において、熱、音、その他の絶縁用途(防火を含む)に石綿絶縁材を使用してはならない。

第21C条 角閃石系石綿作業の禁止

- (1) 工業経営の事業主は、工業経営内において、角閃石系石綿作業を行ってはならない。
- (2) 第(1) 款は、工業経営の事業主が、1997年9月1日より前に使用中であった角閃石系石綿を除去または廃棄することは禁止しない。

第21D条 クリソタイル作業の禁止

- (1) 工業経営の事業主は、工業経営内において、クリソタイル作業を行ってはならない。
- (2) 第(1) 款は、工業経営の事業主が、2013年空気汚染管制(修訂)(第2号) 条例(2013年第号) 第3部が実施される前に使用中であったクリソタイルを除去または廃棄することは禁止しない。」

12. 第23条(事業主による違反)の修訂

(1) 第23条-当該条を第23(1)条に番号付け直し

(2) 第23(1)条-

廃止 「、20または21」 置換 「または20」

(3) 第23(1)条の後に-追加 [以下を]追加

「(2) 合理的な弁明なしに、第21A、21B、21Cまたは21D上を遵守しない工業経営の事業主は、犯罪となり、20万円の罰金及び6か月の禁固刑に処せられる。

適用説明

1. 本条例草案の目的は、すべての種類の石綿空気汚染管制条例(第311章)(主体条例)第2条で定義される石綿または石綿含有物質の使用、供給、輸入及び積替を禁止するよう主体条例を修訂することである。本条例草案はまた、工業経営内における石綿の使用に対する規制を強化するために工場及び工業経営(石綿)規例(第59章付属法令AD)(規例)に対して関連する修訂も行う。
2. 第1条は、略称を示し、施行期日を規定する。
3. 第2条は、物質が1%超の石綿を含有しなければならないとする要求事項を廃除することにより、主体条例第2条の石綿含有物質の定義を修訂する。
4. 第4条は、石綿含有物質だけでなく、石綿または石綿含有物質に条文を適用できるようにすることによって、第28(1)(da)、(db)、(ic)、(iiib)及び(iva)を修訂する。
5. 第5条は、新第81条と同様に免責弁護を含んだ新たな条文によって、第78条を置き換える。
6. 第6条は、主体条例に、新たな第X部の標題を追加する。同部は、石綿または石綿含有物質の使用、供給、輸入及び積替を禁止する条文を含んでいる。
7. 第7条は、石綿または石綿含有物質の使用、供給、輸入及び積替の禁止を規定する新たな条文によって、主体条例の第80条を置き換える。とりわけ、新第80(5)条は、供給及び使用の定義を与える。
8. 第8条は、主体条例に以下の条文を追加する-
 - (a) 新第81条-被告人、石綿または石綿含有物質の存在についての知識がなかったことを証明する証拠的責任を課すことによって、新第80(2)条のもとで罪を問われる被告人に対する免責弁護を規定する。
 - (b) 新第82条-禁止が適用されない状況を規定する。
 - (c) 新第83条-主体条例第2条で定義される監督官がある者を禁止から除外することができることを規定する。
 - (d) 新第84条-ある者が新第80(2)条のもとで罪を違反を裁定された場合に、監督官または権限を与えられた者が、違反に関連する石綿または石綿含有物質を差し押さえ、除去、破壊またはさもなければ廃棄し、またはその者にそうするよう求めることができることを規定する。
9. 第9条は、クリソタイル作業について防護設備区画の指定を求める規例第12(2)(a)条を廃止する。
10. 第11条は、工業経営の事業主に、工業経営内でクリソタイル作業を行うことを禁止する規例第21D条を追加する。
11. 第12条は、工業経営内におけるアスベスト使用の禁止に関連する違反についての最低罰則を引き上げることによって、規例第23条を修訂する。



労働政策審議会建議 今後の労働安全衛生対策について

2013年12月24日

労審発第715号
平成25年12月24日

厚生労働大臣 田村憲久殿
労働政策審議会 会長 樋口美雄

今後の労働安全衛生対策について(建議)

本審議会は、標記について、下記のとりの結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別紙の安全衛生分科会の報告のとおり。

別紙 平成25年12月24日
労働政策審議会 会長 樋口美雄殿
安全衛生分科会 分科会長 土橋律

今後の労働安全衛生対策について(報告)

本分科会は、標記について、平成25年6月10日以降、平成25年12月17日までの間に8回にわたり開催し、検討を重ねてきたところであるが、今般、その結果を別添のとおり取りまとめたので報告する。

今後の労働安全衛生対策について(報告)

○今後の労働安全衛生対策については、平成22年12月に労働政策審議会安全衛生分科会(以下「本分科会」という。)からの報告に基づき労働政策審議会が建議を行い、建議を踏まえて労

働安全衛生法の一部を改正する法律案が第179回臨時国会に提出されたが、その後継続審議となり、第181回臨時国会において衆議院の解散により廃案となった。

- 一方、平成24年7月から平成25年2月にかけて、本分科会において労働災害防止計画に関する議論を行い、平成25年2月に第12次労働災害防止計画(以下「12次防」という。)が策定された。
- これらを踏まえ、平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案に盛り込まれていた「メンタルヘルス対策」、「受動喫煙防止対策」、「型式検定等の対象器具の追加」のほか、新たに12次防において検討することとされた事項も含めた以下の事項について検討を行った。
 - ① 化学物質管理のあり方
 - ② 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み
 - ③ 欠陥のある機械等の回収・改善方策
 - ④ 第三者に施設等を使用させる施設等管理者の安全衛生管理
 - ⑤ 企業における安全管理体制の適正化
 - ⑥ 規制・届出等の見直し
 - ⑦ 職場におけるメンタルヘルス対策
 - ⑧ 職場における受動喫煙防止対策
 - ⑨ 型式検定等の対象器具の追加

なお、①及び③の事項については、専門的な内容であることから、それぞれ「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」及び「労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する

検討会」を開催し、技術的・専門的観点から検討を行った。また、⑤の事項については、関連業界の状況を把握するため、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会からヒアリングを行い、⑦の事項については、専門家の意見を聴取するため、公益社団法人日本産業衛生学会及び精神科七者懇談会からヒアリングを行った。本分科会では、それらの結果を踏まえて検討を行った。

○以上の検討結果は下記のとおりであり、今後の労働安全衛生対策として、下記の事項を踏まえて、法的整備を含めた所要の措置を講じることが適当である。

記

1 化学物質管理のあり方

産業現場では非常に多くの種類の化学物質が使用されているが、化学物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、特に労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの高いものは、労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び石棉障害予防規則。以下「特別規則」という。）により、個別具体的な措置を講じることが事業者に義務づけられている。また、特別規則の対象となっている化学物質（ただし第三種有機溶剤等を除く）及び危険物を譲渡・提供する際には、労働安全衛生法第57条に基づき、容器等にその危険性・有害性等を記載したラベルを表示することが譲渡者又は提供者に義務づけられている。

一方、特別規則の対象となっている化学物質や化学物質に関する業務に限らず、化学物質は使用量や作業方法によっては人に対して危険を及ぼし、健康障害を起し得るため、労働安全衛生法第28条の2に基づき、全ての化学物質について新たに採用する場合などにリスクアセスメントを実施することが事業者の努力義務とされている。

しかし、印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案は、特別規則の対象となっていない化学物質に長期

間にわたり高濃度でばく露したことが原因で発症した蓋然性が高いと結論づけられており、当該事業場ではこの物質を採用した際にリスクアセスメントが適切に実施されていなかった。

この事案以外にも、化学物質に起因する健康障害が発生した事案のうち、リスクアセスメントが未実施又は不適切であったものが少なくない。また、化学物質の有害性等が労働者に周知されていなかったために発生した事案もみられる。

こうしたことから、人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、起こりうる労働災害を未然に防ぐために、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要がある。

(対策の方向性)

ア 日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質（例えば、労働安全衛生法第57条の2に基づき安全データシート（SDS）の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質）を事業者が新規に採用する場合等において、事業者がリスクアセスメントを実施させることが適当である。

イ リスクアセスメントに基づく措置が適切かつ着実に実施されるようにするため、事業者が実施したリスクアセスメントの結果について、備え付ける等により労働者に周知されるようにするべきである。

ウ 国は、中小規模事業場においてリスクアセスメントが適切に実施されるよう、簡易なツールの開発・改善や相談・指導體制の整備など、十分な支援措置を講じるべきである。

エ 労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取扱上の注意事項が確実かつ分かりやすい形で伝わるよう、譲渡者又は提供者に対してラベルを表示することが義務づけられている化学物質の範囲を、日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質（例えば、労働安全衛生法第57条の2に基

づき安全データシート(SDS)の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質)まで拡大することが適当である。その際、国際的な取扱いとの整合に留意することが適当である。

オ ラベルの表示を義務づける化学物質の範囲を拡大した場合、多種類の化学物質を混ぜ合わせている混合物については、ラベルに表示すべき成分の種類が大幅に増加し、その結果、容器等に貼るラベルの絵表示を含む表示全般について縮尺が小さくなってしまい、労働者に危険性・有害性等の情報が伝わりにくくなる懸念される。このため、ラベルへの成分の表示については、安全データシート(SDS)にも全ての成分が記載されていることを踏まえて、労働者に情報が伝わりやすくなるよう見直すことが適当である。

カ ラベルの表示を義務づける範囲を拡大するに際しては、ラベルの意味や読み方が労働者に正確に理解されるよう事業者において労働者に対する周知・教育を行うべきであるが、併せて国が周知・広報を行うべきである。

2 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

(1) 安全衛生水準の高い企業の評価・公表

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業の自主的な取組を促進し、労働者の安全や健康に対する社会全体の意識を高めていく必要がある。

(対策の方向性)

ア 企業の安全衛生水準を国が客観的に評価し、高い評価を得た企業を公表する仕組みを導入することが適当である。また、高い評価を得た企業に対する優遇措置を設けることが適当である。

イ 仕組みを導入するに当たっては、国は評価方法について専門家の意見を十分に聴くとともに、業種ごとの安全衛生水準の状況や、中小規模事業場の状況を十分に勘案するべきである。

(2) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見されており、このような事案については、実際に重大な労働災害が発生した事業場に是正を図らせるだけでは、十分に労働災害の防止を図ることが困難である。

労働災害が発生した場合の現在の労働安全衛生法に基づく国の対応としては、労働災害の原因となった個別の法令違反に対する是正勧告・司法処分や総合的な改善が必要と認められた事業場に対する都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示が行われているが、これらはいずれも個別の事案や個別の事業場ごとに対応する仕組みとなっている。このため、同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返される事態を未然に防止するための新たな仕組みが必要である。

(対策の方向性)

ア 法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返して発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様の重大な労働災害が発生しないようにするための体制整備や具体的な対策を講じさせる計画を作成するよう厚生労働大臣が指示することができる仕組みを設けることが適当である。なお、詳細についてはさらに検討が必要である。

イ 国が計画を作成させる要件となる重大な労働災害は、死亡災害だけでなく、障害等級が一定以上などが適当である。

ウ 法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業が労働災害の再発防止に取り組まず、当該企業の別の事業場で労働災害が再発し、労働者に危害が及ぶような事態が想定されるときは、必要な勧告を行った上で、それに従わない場合は、例えば企業名を公表する等の仕組みを併せて設けることが適当である。

3 欠陥のある機械等の回収・改善方策

労働安全衛生法に基づき構造規格が定められている機械等が規格を具備していない場合は、同

法第43条の2に基づき、国が当該機械等の製造者又は輸入者に対して回収・改善等、労働災害を防止するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

一方、構造規格は定められていないが製造者、輸入者又は事業者が労働災害を防ぐための措置が義務づけられている機械等にも、労働災害につながりかねない欠陥が認められる事例が見られ、必要に応じ国が当該機械の製造者又は輸入者に対して回収・改善を行うよう要請しているが、製造者又は輸入者が機械等の譲渡先を把握できていないために回収・改善が進まない事例がみられる。また、法令で規制のない機械等の回収・改善については、引き続き行政指導による対応を図るべきであるが、現状ではその対応が十分にできていない。

(対策の方向性)

ア 労働安全衛生法第43条の2に基づく回収・改善等の命令対象となっていない機械等について、回収・改善を要する機械等が不特定多数に流通し、製造者又は輸入者による譲渡先の把握が困難な場合は、回収・改善が促進されるよう、製造者又は輸入者に対して当該機械等の欠陥等に関する情報を公表するよう国が要請することが適当である。また、製造者又は輸入者による取組だけでは譲渡先に十分に情報が行き渡らず、回収・改善が進まない場合は、国が公表に協力することが適当である。さらに、製造者又は輸入者による回収・改善が促進されるよう、流通業者に対して、譲渡先に関する情報を製造者又は輸入者に提供するよう国が要請することが適当である。

イ 法令で規制のない機械等で欠陥が認められたものについて、当該機械等が市場に多数出回っている場合など、製造者又は輸入者が回収・改善を行うことが災害の再発防止を図る上で効果的と考えられる場合は、製造者又は輸入者に対して回収・改善を行うよう国が要請することが適当である。

なお、ア及びイについて、機械によっては流通途中や機械使用事業者によって改造がなされる場合があること等に留意する必要がある。

ウ 安全に配慮した機械等の設計・製造及び譲渡時における危険情報の伝達を我が国で定着させ、欠陥のある機械等の製造を排除していくため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及促進等の施策を着実に進めることが必要である。

4 第三者に施設等を使用させる施設等管理者の安全衛生管理

陸上貨物運送事業では、労働災害の7割が荷役作業中に発生しており、災害の発生場所は7割が荷主先等となっている。労働安全衛生法では、貨物自動車の運転者が荷役作業を行う場合の労働災害防止対策を使用者である運送事業者が義務づけているが、荷役作業中に発生する労働災害を防止するためには、荷役作業を行う施設等を管理する荷主等による取組が必要なものもみられる。

(対策の方向性)

ア 荷役作業を行う施設等を管理する荷主等による取組を促進するため、まずは平成25年3月25日付けで厚生労働省が策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を国土交通省等の関係機関と連携して周知・普及し、その実効性を高めることが適当である。

イ 荷主等による取組の進捗状況を踏まえ、施設等管理者による取組のあり方について、改めて検討することが適当である。

5 企業における安全管理体制の適正化

我が国の労働災害は長期的に減少傾向にあり、発生率も減少するなど、安全衛生水準は着実に向上しているが、業種別の動向をみると、建設業や製造業では災害発生件数、災害発生率ともに大きく減少している一方で、小売業、社会福祉施設をはじめとする第三次産業においては、新たな労働力の流入もあり、件数、発生率ともに増加を続けている。このような状況を踏まえ、12次防においては、小売業等を重点業種として位置づけ集中的な取組を行うこととされているが、安全管理者又は安全衛生推進者の選任が労働安全衛生法で義務づけられていない一部の業種では、対策を進める

ための安全管理体制が十分に整備されていない。

(対策の方向性)

ア 現在の労働安全衛生法において安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務づけられていない業種(その他の小売業、社会福祉施設など)において、安全管理体制の整備が徐々に進められていることから、まずはこうした取組を促進させることとし、事業者に対して国が安全の担当者の配置等を内容とするガイドラインを示し指導を行うことが適当である。

イ 小売業等の安全管理体制の整備促進を図るために、労働災害防止対策が進んできた業種での取組みを効果的に活用しつつ、国が必要な支援を行うことが適当である。

ウ 12次防期間中の小売業等における労働災害防止対策の実施状況、安全管理体制の整備状況を踏まえ、安全管理者又は安全衛生推進者の選任が労働安全衛生法で義務づけられていない業種における安全管理体制のあり方について、改めて検討することが適当である。

6 規制・届出等の見直し

労働安全衛生法に基づく規制の中で、技術水準の向上等により、現在では当初の規制の目的が他の手段によって達成されているものがあれば、当該規制の見直しを検討する必要がある。

また、グローバル化が進み、世界的に貿易の障壁の撤廃に向けた動きが進む中で、そうした国際化に対応する観点からの規制の見直しも必要である。

さらに、過去に発生した労働災害を踏まえてこれまで設けられてきた規制が膨大になるとともに、技術革新の進展により危険有害要因が多様化する中、あらゆる危険有害要因に対して個別具体的な規制を設けていくという手法の見直しが必要になっている。

(対策の方向性)

ア 労働安全衛生法に基づく規制のうち、一定の大規模事業場において、建設物、機械等の設置、移転等を行う製造業等の事業者に対して、事前に届出を求めている労働安全衛生法第88条第1項は廃止することが適当である。

イ 登録製造時等検査機関など、労働安全衛生法に基づく登録検査・検定機関について、日本国内に事務所を有しない外国の機関も登録できるように見直すことが適当である。

ウ 上記のほか、あらゆる危険有害要因に対して個別具体的な規制を設けていくという手法について、我が国の活力向上の観点も踏まえ、事業者の自主的な活動を促すため、中長期的に見直しを検討することが適当である。

7 職場におけるメンタルヘルス対策

平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案において、医師又は保健師によるストレスチェックの実施を事業者の義務とすることなどが盛り込まれた。

建議後のメンタルヘルス対策の実施状況をみると、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合は、平成23年の43.6%から、平成24年には47.2%に増えているが、従業員数が50人未満の小規模事業場においては、依然として取組が遅れているなど、総合的なメンタルヘルス対策の必要性は引き続き高く、特に小規模事業場における対策の促進が必要である。

(対策の方向性)

ア 平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案を踏まえつつ、各事業場で現在行われている取組も十分勘案した上で、労働者自身のストレスの状況についての気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的とする新たな仕組みを設けることが適当である。これは、事業者が、医師又は保健師によるストレスチェック(ストレスの状況を把握するための検査)を行い、労働者の申出に応じて医師による面接指導等を実施し、必要な措置を講じること等を内容とすることが適当である。

イ 職場環境等の改善の1つの方法として、事業者がストレスの状況を把握するための検査を実施した医師等から、労働者個人が特定されない形で職場ごとに集団的に分析された評価結果

を入手し、当該職場ごとのストレスの状況を把握し、職場環境等の改善に生かすという方法も考えられる。なお、この場合は、個人が特定されない形であることから、医師等が事業者を提供するに当たって、労働者の同意は不要とすることが適当である。

ウ 労働者のストレスの状況を把握するための検査の項目については、各事業場ですでに行われている取組も十分勘案しつつ、専門家の意見を聴き、中小規模事業場での実施可能性にも十分配慮した上で、国が標準的な項目を示すべきである。

その際、労働者に受診が義務づけられていること、検査の目的がストレスの状況を把握するものであり、精神疾患の発見を一義的な目的としたものではないことに留意すべきである。

エ 労働者のストレスの状況を把握するための検査やその結果を踏まえた面接指導は、産業医の選任義務がある事業場においては、適切な措置につながるよう、労働者の業務内容や勤務状況を把握している産業医が関与することが望ましい。

また、産業医の選任義務がない事業場に対しては、新たな仕組みが効率的・効果的に実施されるよう、国が地域産業保健事業を通じて面接指導を実施できる体制を整備するなど、必要な支援を行うべきである。さらに、事業場内産業保健スタッフ、管理監督者等に対するメンタルヘルスに関する教育研修や、ストレスチェックや面接指導を実施する医師等に対する研修の機会が確保されるよう、国が必要な支援を行うべきである。

オ 国は、面接指導の申出のみならず、労働者のストレスの状況を把握するための検査の結果や面接指導の結果に基づき、事業者が労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないことを示すべきである。また、国は、その実効性を確保するため、専門家、労働者代表、使用者代表の意見を聴いて、不利益な取扱いと判断される行為等を示すべきである。

8 職場における受動喫煙防止対策

平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案において、一般の事務所、工場等については全面禁煙や空間分煙とすること、飲食店等については労働者の受動喫煙の程度を低減させるための措置を講じることを事業者の義務とすることが盛り込まれた。

建議後の受動喫煙防止対策の実施状況をみると、事業者による全面禁煙・空間分煙の取組率は、平成23年が47.6%、平成24年が61.4%と着実に進んでいる一方で、従業員数が50人未満の小規模事業場においては、従業員数が50人以上の事業場と比して取組が進んでいない状況にある。

(対策の方向性)

平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案を踏まえつつ、一部の事業場での取組が遅れている中で全面禁煙や空間分煙を事業者の義務とした場合、国が実施している現行の支援策がなくなり、その結果かえって取組が進まなくなるおそれがあるとの意見が出されたことにも十分に留意し、また、建議後に受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場が増加していることも勘案し、法案の内容を検討することが適当である。

9 型式検定等の対象器具の追加

平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案において、粉じん濃度が高くなるおそれがある作業等において使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を型式検定及び譲渡時の制限の対象とすることが盛り込まれたが、引き続き当該措置を講じる必要性がある。

(対策の方向性)

平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案と同じく、「電動ファン付き呼吸用保護具」を型式検定及び譲渡時の制限の対象とするとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の構造規格を定めることが適当である。

※「厚生労働省では、今後、この建議を踏まえ、労働安全衛生法改正案の提出に向けた検討を行います」としている。



いわき市平薄磯②

柚岡明彦



福島県いわき市平薄磯の海岸沿いの家で、父、母、妻、長男、長女の計6人で住んでいた鈴木政貴さん(33)の話をつづきたい。

鈴木さんは、大きな揺れとその後の津波が薄磯集落を襲った2011年3月11日、自宅ちかくにある勤め先のかまぼこ工場の3階に駆けあがって難を逃れた。その夜、雪が降った。

消防団員でもあった鈴木さんは、それから捜索活動にたずさわった。

3月23日、父博さん(67)はがれきの下から見つかった。「昔気質の頑固者。曲がったことが嫌で筋を通す人」だった博さん。ここ、薄磯で生まれ育った。祖父は船大工をしていて、博さんも若いころは船大工をしていた。いくつか職をわたりあるいて、薄磯でかまぼこ工場を自営していたこともあった。もともと北洋サケ・マス船団の男たちが集まった薄磯は、かまぼこの産地としても有名だ。博さんはその後は建設会社に勤めていて、3月11日も出勤していて、おそらく地震で家族が心配になったのだろう、薄磯の自宅に向かっている最中に津波に襲われた

とみられる。がれきの下から見つかったときも作業着姿だった。

海岸沿いにある鈴木さん宅の目の前には、コンクリート製の防波堤が南北にはしっている。荒れた波がよく防波堤を越えていたので、博さんはそのたびに港湾事務所へ電話をかけて「防波堤の意味がない。風の抜け道をつくらないといけない」と提案していたが、結局この日までなしのつぶてだったという。

翌日の3月24日、母タイ子さん(61)と長女美空ちゃん(4)の2人ががれきの下からそろって見つかった。タイ子さんはおんぶ紐でしっかりと美空ちゃんを結わえていた。鈴木さんは「母は美空を最後まで守ってくれた。だから一緒に見つけることができた」と思った。

タイ子さんもまた「昔の人」だった。一步ひいて夫の博さんを引き立てるような人。おおらかで、面倒見がよくて、薄磯で孫と一緒に暮らす日々について「これが幸せなんだなあ」と話していた。

長女の美空ちゃん。「みくちゃん」と呼ぶ。空のよ



薄磯集落と海の間にある防波堤。津波はここを乗り越えて襲ってきた

うに美しい女性になってもらいたいと願ってつけられた名前だ。タイ子さんと美空ちゃんががれきの下から見つかった日、七五三で着飾った美空ちゃんの写真も見つかった。

「まあ、頑固でおちゃめで、とにかくかわいくて、4歳にしては気の利く子でした。人に優しく、みんなに優しく、でも自分に甘くて。怒ると頑固でしたね。4歳ながらね、幼稚園である子がおしっこを漏らしたんですね。すると先生が気づく前に美空が気づいて、その子のかばんから洋服を取り出して着替えさせて、濡れた洋服はたたんでかばんにしまってあげたんですね。その後先生が気づいて」

私が薄磯に初めて訪れた4月2日、鈴木さんは、津波に押し流されて土台しか残っていない自宅にいた。跡地に座り込んで海を見ていた。「何か形見がないかと、何か持っていける物がいいかと、ちょっとその辺を捜していたんです」と話した。それから、父、母、長女を失ったことを淡々と話してくれたのだった。

鈴木さんはもちろん薄磯の集落が大好きだった。「この町は仲間意識が強くてね、まとまっているんです。漁師が多かったから口が悪いんだけど、近所づきあいには優しくね。夜になると『おかずを持ってきたよ』ってね。家の前が海でしょ。私はサーフィンをするから、家から海水パンツで出るんです。のどかなところで、夏でもエアコンはいらないんで

す。すごくいいところでしたね」

鈴木さんは切々とつづけた。

「これからは人もいなくなると思う。周りにも『ここには住みたくない』という人がいるんだよ。せっかく親が残してくれた土地があるので残りたいけれど、でも、長男はもう嫌だと」



菊地誠治さん(34)もまた、がれきに囲まれた自宅の跡地に座っていた。私が話しかけると、津波で亡くなった妻育絵さん(34)のことを懸命に語ってくれた—

ちょうどここなんですよ。家が無くなってみっと、土地が広がったんだなあと見ていました。嫁さんが亡くなっているもんですから、一緒に使った食器やら何やら出てこればいいなあと見て回ってんですけどねえ。

私は茨城・鹿島にある火力発電所にメンテナンスのために入っていたんです。単身赴任をしていて、ここでは両親と嫁の3人が暮らしていて、私は週末に帰ってくる生活でした。

あのとき、嫁さんに電話してもつながらなかったですねえ。「津波が来るから逃げろ」って言ってやりかけた。つながっていればなあ悔しいですねえ。うち、猫を飼っていて、地震で驚いて家から飛びだしたらいいですよ。母と嫁が捜しにいった逃げ遅れてほしいんですね。母は山ぎわまで流されて助け



出されたんです。父は小名浜で船に乗っていて、地震の時は沖に逃げて助かったですね。防災無線は聞こえなかったみたいで。無線が「逃げろ」って言ってくれれば……。そうはならなかったんですよ。消防団の人は回ってくれていたみたいですが、猫を捜すために走り回っていて聞き取れないことがあったみたいで。そこらへんはどうだったのかなあって。無線は停電で壊れちゃったのかなあ。

妻はカメラ屋でパートをしていました。(3月11日は)午前であがって午後は家に戻っていたんですね。カメラ屋の店長は後で「帰さなければよかった」って言ってくれて。①電話がつかないければ②地震の後に猫を捜しにいってなければ③いつも通りに帰っていなければ。いろいろ重なってんですよ。

悔しいですよ。逃げてくれていると思っていたから。3月8日が結婚記念日だったんですね。僕は8日は出張先にいたから、11日の夜に帰ってくる予定だったんです。「ズボンが欲しい」って言うので、買い物に行こうかって10日に電話で話していたんです。でも地震があって帰ってこれたのは12日夜でした。母が入院している病院に行ったら錯乱していて「育絵が流されちゃったあ」と。夜、がれきの中を捜して歩いたんです。避難所となっている小学校にも行ってみたんですが。

育絵さんの両親は後日、私の同僚記者の取材を受けている。それによると、育絵さんの父は、若いころはマグロ漁船に乗っていた。その後に水産加工

会社に勤め、定年後は小名浜で監視船に乗っていた。3月11日から2晩を海上で過ごした。育絵さんの母は、津波にのまれて気を失い、そして助けられた。地震の直後、ゴーという音がした。上空に舞いあがった土ぼこりが海岸の方から一気に襲ってきた。逃げだしたとき、育絵さんは目の前にいた。少し幅のある側溝の前で育絵さんはふりかえって「お母さん」と声を出した。その直後に2人とも津波にのみこまれた。海水の中をもがいて、もがいて、鉄パイプのようなものにつかまった。その後は覚えていない。

菊地さんの語りに戻ろう――

15日が経って、消防団の人が小学校の裏のがれきの下で見つけてくれたんです。私も捜したんです。日にちが経つにつれて複雑でした。捜しているときは「早く出て欲しい」が半分、「見たくない」が半分。いざ見つかるかと「やっと出てくれたのかあ。見られてよかった」って。よかったですねえ。でも、まだ見つかっていない人もいますですよ。

僕、高校にいつもバスで通っていて、嫁は反対車線のバス停にいつもいたんですよ。あ、いつもいるな、かったるそうだなって感じだね。小名浜の本屋に行ったとき、そこで嫁はアルバイトをしていて、「あ、いつもバス停にいる人だ」と思いましたよ。就職して、サーフィンに行ったら、嫁もそこに友達と来ていたんです。「高校生の時はバス停にいたよね」「本屋でバイトしていたよね」と話して、それで付き合うようになった。平成7(1995)年から交際が始まって、結婚は平成14(2002)年。それから嫁の両親と暮らすことになったんです。

明るかったですねえ。仲間に好かれて。火葬のときもみんな来てくれて。ビールやらたばこやら服やらみーんなあげてくれて。ありがたかったですねえ。

大きな写真が、きれいな写真が出てきたんですよ。1枚。遺影に使ってくれて言っているのかな。本当にきれいに写っていたんですよ。化粧つけがなくて。笑っていて。一緒に使った食器が出ればいいなあと思って帰ってんですけどね。結婚式の写真が見つかんないですよ。指輪も。ほかの写真は見つかんんですけどねえ。

(この頁つづく)

泉南二陣訴訟も最高裁へ

判決前日から上告後における 一支援者がみてきたもの

澤田慎一郎

全国安全センター事務局次長

大阪高等裁判所第13民事部は大阪・泉南アスベスト訴訟第2陣訴訟において、国の責任を認定し、原告に対して3億4474万円の支払いを命じる判決を言い渡した。判決後に政府は上告して、第1陣訴訟とあわせて最高裁に係属することとなった。判決の内容に触れることはもちろんであるが、57頁以下に判決骨子等も掲載されているので、判決の詳細を知りたい方はそちらをご覧ください。

判決内容の若干の解説をするが、判決前日から国が上告した数日後までの状況を、筆者の視点から振り返る。

判決前夜こぼれ話

判決を明日に控えた2013年12月24日。筆者は翌日も東京にいる予定であったので、その日も安全センターの事務所にいた。泉南アスベスト訴訟の過去3回の判決においては弁護団で事前に判決予想がなされているが、予想段階で有力視された内容がそのまま判決で出たというのはほとんどなかったはずである。ましてや、第1陣訴訟大阪高裁判決の内容などはほとんど予想されていなかった。そういう意味では、裁判所の対応から今回は「勝ちそうだ」という予想を聞いていたのではあるが、いろい

ろな方から判決予想を聞かれても、「どうなんでしょう。まったくわかりません」と答えていた。しかし内心では、「負けはないだろう」と思いつつ、第1陣訴訟大阪高裁で歴史に残る三浦判決を経験していたので、万が一のときのために高まる期待を抑えてもいた。

そんな中で、明日の判決をあとは寝て待つだけとなり、家に帰ろうと思っていたときに弁護団の一人から電話があった。弁護団は判決前日も会議を持ち、当日の流れなどの確認をし、それが終わってからの電話であった。判決時に東京でも、大阪と同時並行的に厚生労働省前で集会をするので、その簡単な最終の打ち合わせのためであった。

電話の最中、「聞いた? 裁判所に遺影の持込みを連絡したら書記官が、『遺影を武器にしたり、投げたりしませんよね?』と聞いてきたって」と言われた。裁判所に遺族が遺影を持ち込む際は、事前連絡をするというルールにこの裁判はなっている。これをどう受け取ってよいのかという話をしたが、わからないまま電話を切り、筆者の胸の内はソワソワしはじめた。「武器にしたり、投げるというのは原告敗訴の判決を言い渡すから、その時に不測の事態にならないですよね?」という念押しだったのではないかと。



いや、勝訴を受けて原告団がそれまでの怒りを国側代理人たちにぶつける意味で遺影が投げられることを心配しているんだらう」。やや強引な解釈をしつつ、不安と自信を往復させたが、酒でも飲まねば寝られないと思い、家に帰って一人酒をしていたが、あまり酔いもまわらず、寝付けたのは午前3時ほどになってしまったと記憶している。

結局、これは杞憂であったのだが、その書記官の発言の真意は何だったのかというのは謎に包まれたままだ。書記官が誤解を受けないように補足しておけば、訴訟進行や判決後の書類の受け渡しの関係では非常に丁寧な対応を原告側にしてくれたと聞いている。原告団の多くは当日、バスで裁判所に向かったのだが、その車内で長年にわたって原告の支援をしている泉南地域の石綿被害と市民の会代表である柚岡一禎氏から原告団に対し、「もし遺影を投げるのであれば中の写真は抜くよう

に」との伝令があったという。

判決当日

25日は14時に判決言い渡しであった。筆者は厚生労働省前の集会のために支援に来てくださった東京土建の宣伝カーの中にいたが、勝訴の一報は弁護士が受けたメールで確認した。東の間の喜びはあったが、一方で、この判決を受けて政治がどのように動くだろうかという思いを強くもっていた。判決を受けて、集会の参集者に送られるかたちで、原告団と弁護士は厚生労働大臣との面談を求めて、要請書の提出と事務方との30分ほどの面談に向かったが、翌日、厚生労働省から大臣との面談には応じられないという連絡があった。

厚生労働前での集会のあと、判決を受けての報告集会が衆議院議員会館で開催された。集会には自民党の佐田玄一郎議員や同桜井宏議員、野

党では民主党の近藤昭一議員や地元泉南の国会議員で日本維新の会の丸山穂高議員など、その他超党派の議員が参加した。集会後、近藤昭一議員を中心に、野党8党の代表者と無所属議員（民主・近藤昭一、維新・丸山穂高、みんな・杉本和巳、共産・山下よしき、生活・小宮山泰子、社民・福島みずほ、結い・川田龍平、大地・鈴木貴子、無・阿部とも子）の連名による早期解決を求める厚生労働大臣宛の申し入れ書が、議員会館内で労働基準局安全衛生部長に渡された。

提出メンバーの一部はそのまま厚生労働省に移動して記者クラブで会見をし、判決前から上京していた原告の佐藤美代子さんや川崎武次さんと弁護士団が引き続き会見をした。会見が終わったのは6時前後になっていたかと思うが、携帯電話に袖岡氏からの着信履歴があった。電話をかけ直すと、涙声で、「ありがとう。よかった。赤松さんもよかった」という趣旨の言葉があり、短時間ではあったが勝訴の喜びを分かち合った。

原告の赤松タエさんは、亡き夫である四郎さんの跡を継いで原告となっていた。四郎さんは、第2陣地裁判決後に野田総理と小宮山厚生労働大臣へ宛てた手紙の中で、「僕の命は1週間か10日もあったらいい方だと思う。解決を見届けて死にたいです」と書いた。彼はその直後、意識不明に陥り生死をさまよったが、なんとか一命を取り留めた。しかし、数か月後に旅立っていった。第2陣地裁判決では、彼の就労期間が裁判所が認定した国の違法時期外にあったために請求が棄却された。彼と担当弁護士の交流を描いたドキュメンタリー作品の「おじいちゃんの遺言～あんたとボクの人生最後の3か月～」をご覧いただければわかるが、彼は自分の請求が棄却されたのが裁判所での意見陳述が上手なかったこと（主観として彼がそう思っていた）やあまり出廷しなかったこと（裁判所に行ける体力ではなかったのである）に原因があると思っていた。今回の判決では国の違法時期が広げられたので、赤松さんの請求も認定された。

会見後、筆者は原告たちと別れ、新宿御苑にある公害センターの事務所に向かった。判決を受けて上京して来る大阪組を待つ間、近くのイタリア料

理店で弁護士団や支援者らと、とりあえずの祝杯をあげた。その店に行って初めて、「そういえば今日はクリスマスか」と店の雰囲気や周りの客の様子をみて実感した。しばらくして、大阪組が東京に着き、判決を受けての会議が予定されていたのだが、勝訴したのでとくに議論があるというわけでもなく、ほどなくして二度目の祝杯に向かった。

判決の内容

今回の判決は、第1陣訴訟とあわせると泉南アスベスト訴訟の四度目の判決であった。これまでの判決と比較し、今回の判決に触れようと思う。次頁表は、今回の判決を含め、これまでの判決における大枠での評価の違いをまとめたものである。今回の判決は原告側の「勝訴」ではあるが、裁判にはどの程度の勝ちであったのかという濃密さの問題がある。各論点ごとに判決の内容に触れていく。

まず、国の違法性がどこから始まったかについてであるが、原告全面敗訴の第1陣高裁を除いて、これまではじん肺法制定の1960年に局所排気装置の設置義務付けをしなかった時点からとされていたが、今回の判決では、1954年から労働省が行った全国の石綿紡織工場での調査を受けて、労働省が局所排気装置の設置を指導する通達を発した1958年からとした。第1陣原告の中には1960年以前に就労を終えているものがあり、その点で実質的に意味がある。

次に、国の違法性がいつ終わったかである。上記違法性については、1971年に労働基準法に基づく特定化学物質障害予防規則（旧特化則）の制定で義務付けられたので終了となるが、別の論点によって違法性の連続性が指摘された。第1陣地裁では、1972年の労働安全衛生法の施行に伴って再制定された特定化学物質等障害予防規則（特化則）において、工場内の粉じんの濃度測定義務付けと、その結果報告を義務付けなかったことを違法とした（違法の終了時点は具体的に示されなかった）。一方で、第2陣地裁では1971年の旧特化則制定以降の違法性はないとしていた。

今回の判決では、特化則によって防じんマスクの使用義務付けと石綿関連疾患に対応した特別

原告数 第1陣訴訟 26名(被害者単位) 第2陣訴訟 33名(被害者単位)

判決		国の責任を認定	昭和35年の国の違法認定-局所排気装置設置の義務付け	昭和46年以降の違法認定-測定濃度規制の不十分性等	出入り業者に対する国の責任	近隣等の非職業性被害
2010年5月19日	第1陣大阪地裁判決(原告勝訴)	○(100%)	○	○	—	×
2011年8月25日	第1陣大阪高裁判決(原告逆転敗訴)	×	×	×	—	×
2012年3月28日	第2陣大阪地裁判決(原告勝訴)	○(3分の1)	○	×	○	—
2013年12月25日	第2陣大阪高裁判決(原告勝訴)	○(2分の1)	◎(昭和33から認定)	○	○	—

安全教育を義務付けなかった点を指摘し、前者が義務付けられた1995年まで違法性があったとした(なお、後者が義務付けられたのは2005年に制定された石綿障害予防規則においてである)。本件訴訟原告の中には、特化則制定以後に石綿工場で働いた者もあり、その点で大きな論点であった。

以上の違法性を踏まえて、第1陣地裁では国と事業者による共同不法行為として国にすべての責任を負わせ(泉南地域では事業者の多くが廃業しているため)、第2陣地裁では一次的な責任を事業者とした上で国の責任を3分の1とした。今回の判決でも、国の責任の位置づけは事業者に次ぐものとしたものの、裁判所は国の違法に至る不合理な対応の重層性などを考慮したと考えられ、責任の割合を2分の1とした。

また、第2陣訴訟では、運送業者として石綿工場に出入りしていた被害者の損害についても論点となっていたが、地裁判決に引き続いて国の責任が認定された。他に、第1陣地裁では事業主経験者、第2陣地裁では労災受給者、両地裁では喫煙歴のある肺がん罹患者が減額の対象となっていたが、今回の判決ではそれらについては減額対象とはしなかった。逆に、これまでの判決で判示された各疾病の基準慰謝額を100万円ずつ増額させた。

襦占(ねじめ)マスの死

判決日の夜から原告団の一部は上京し、翌日から厚生労働省前や首相官邸前で上告断念を求めて行動をしていた。判決から2日後の金曜日の夜に、第1陣訴訟の患者原告であり、第2陣訴訟では

亡くなった夫の遺族としての原告でもあった襦占マスさんが亡くなったとの連絡があった。筆者は、原告の山田カヨミさん・哲哉さん親子、武村絹代さんと、ドキュメンタリー映画監督の原一男氏が原告の運動用に制作した映画の上映会とトークショーが東中野の映画館であり、それに参加していた。連絡があったのは、それらが終了してそこを去ろうとしていたときであった。

知らせを聞いた筆者は、某国会議員の秘書に電話をかけ、そのことを伝えた。先方は「そうですか…わかりました」とそれ以上の言葉はほとんどなかったと思うが、この事態を真剣に受け止めてくれていることは電話越しからでもわかった。とにかくこの事実を伝えれば、何かが変わるかもしれないと思った。

筆者は襦占さんとはお会いしたことはないが、以下は後日、柚岡氏から聞いた話である。襦占さんは夫とともに阪南市のいくつかの石綿工場で30年間働いた。基本的に男性が担当する混綿という作業もしていたようだ。2005年のクボタ事件後に泉南市で、柚岡氏が代表を務める前述の市民団体などが健康相談会を実施した際に、他人に連れられて相談会場を訪ねてきたという。「前にお父ちゃん死んだし、わたしも心配になって…」と、下を向いたまま聞こえないくらい小さな声で話していたという。ほどなく石綿肺の症状が悪化し、闘病生活に入ったという。寡黙で自分からはほとんどものを言わなかった性格の方だったそうだ。

思い返せば、第1陣大阪高裁判決があった2011年8月25日にも、原告の原田モツさんが亡くなってい

る。記憶がやや曖昧であるが、原一男監督の『命てなんぼなん?』の中では、当日の判決直前に娘の武村絹代さんが、「身を持って、早く解決してほしいと訴えたんだと思う」という趣旨のことを話していたと思う。原田モツさんとは生前に一度だけ、お会いしたことがある。岸和田のご自宅に、同居する武村さんが招いてくださり、同じく岸和田在住の原告である蓑田努さんと訪問した。筆者は蓑田さんとモツさんが話をしているのを聞いているのがほとんどであったが、物静かで穏やかな方だったという印象が残っている。

現在では蓑田さんも体調が芳しくないようで、外出もあまりできないようである。モツさんと面会したあとに、蓑田さんとお連れ合いには牛滝温泉に連れて行ってもらい楽しい時間を共有させて頂いたが、あの時のような元気な姿を取り戻してほしいと思う。

原田モツさんと禰占マスさんが亡くなったのが、ともに訴訟における重要な時期であったのは偶然であったかもしれないが、簡単に言葉では言い尽くせない不思議なものを感じる。筆者は知らせを受け、神妙な面持ちの中、トークショーに参加した原告団メンバーと翌日の原告団総会に向けて大阪へ向かった。

原告団総会に向かう中で

12月28日、泉南市の樽井公民館で判決後はじめの原告団総会が開催された。原告団総会の様子がどのようなものだったのかお伝えしたいところだが、筆者は総会の終盤に会場に到着した。というのも、判決が出され、あとは政府が上告断念の決断をするだけであったが、あまり期待の持てる状況ではなかった。何かできることはないだろうかと思案しながら総会の会場に向かう途中で考えていたが、思いつきではあるが、厚生労働副大臣の佐藤茂樹議員の事務所が大阪市内にあるので、手紙を書いて事務所に届けようと思った。南海線の天下茶屋駅で急ごしらえで手紙を書いて、事務所に持っていった。しかし、年末の土曜日ということもあって誰もおらず、とりあえずポストに入れて帰ってきた。それがどのようになされたかは私の知るところではない。

実はそれ以前、10月31日に田村厚生労働大臣に

も手紙を書いて渡している。これは本人に直接である。田村大臣は私の通う千葉大学のOBである。その関係もあり、秋の大学祭に記念講演をしに来るということを知りつけた。講演のある大学内の会場の前で大臣が来るのを待っていると、学長をはじめとする大学関係者や大臣の秘書のような方も含めて10数名で会場に向かって歩いて来たところを大臣めがけて歩いていき、陳情書とか要望書というのも場の雰囲気合わないで、「ファンレターです」と言って本人に渡した。しかし、筆者の稚拙な文章では、やはり上告を断念を決断させるまでの説得的な力がなかったのだろう。残念な思いとともに、力量の不足を悔やむところである。

筆者が原告団総会に到着したのと入れ替えて、原告の井上國雄さんが体調を悪くして退席するところであった。数年前、岸和田にある井上さんの自宅には何度もお伺いして、石綿工場を経営していたときの話を聞かせてもらい、そのときは非常に元気であったが、現在は車椅子での生活となっている。

総会が終わって、原告の原まゆみさんに声をかけられた。彼女は第1陣地裁判決後の政府に控訴断念を求めた東京での行動には参加していたが、今は体調の関係で上京は困難となっている。彼女にとってはじめて東京に来たのがその行動であった。厚生労働省の前で、雨の降る中、そびえ立つビルを見上げて訴えをしていた様子は今でも記憶に残っている。2012年2月、岡田春美さんが亡くなり、その告別式後に彼女も含め、他の原告と簡単な食事をしたのだが、別れ際に「また会いましょうね」と声をかけてもらった。彼女は特別に何かの思いをそこに込めていたわけではないと思うが、筆者としては岡田春美さんが亡くなった直後ということもあり、誌面上で書くのは不謹慎かもしれないが、「原さんともあと何度会えるかな…」と複雑な感情を抱いた。幸い、あれから2年近くが経ち、彼女が大きく体調を崩しているわけではないが、総会終了後に声をかけてもらった時には、少し痩せたような印象を持ち、不安な気持ちになった。

内閣総理大臣への建白書

1月4日か5日のことだったと思うが、柚岡氏から電話があり、「建白書を官邸に持って行こうと思うから一緒に来てほしい」という趣旨の内容で連絡があった。どうやら弁護士には何も伝えなくて、原告団以外は柚岡氏と岸和田在住の支援者である中村千恵子さん、原一男監督の撮影班、筆者だけであった。原告では南和子さん、湖山幸子さん、満田ヨリ子さん、藤本幸治さんがいた。10時半過ぎに国会議事堂前駅に集合した。

駅を出て、首相官邸側の歩道へ渡り、10数メートル先の官邸入口に向かおうとすると、警備の警察官に止められた。建白書を持参したので首相に届けに来た旨を伝えると、官邸職員で警備主任の植田さんという方が出てきた。「今までこのような前例がないので」という返事に対し、「上告期限が迫る中で日にちがないから直接訴えにきた」という原告団とのやりとりが、植田氏が上司に対応を確認するための連絡も含めて約1時間にも及んだ。結局、道路を挟んで向かいの建物に入っている内閣府へ持って行ってほしいと、通常どおりの対応をするように言い続けられ、内閣官房へと持っていくことにした。植田氏は原告団を内閣府の受付まで案内すると、ひっそりと早足で官邸へ戻っていった。

内閣府に行ったはよいが、ここでも担当の市村さんから「首相のお部屋に持っていくには2日くらいかかります」と言われたので、「それでは遅い」、「首相がちゃんと目を通すのですか?」といったやりとりをしたが、「緊急事情を考慮し可能な限り速やかに官邸に届ける」ということで決着した。

それでも収まりが悪かったので、再び官邸前に行き、植田氏を呼んだところ、いないというので上司の安原さんという方が出てきた。彼とも上記のようなやりとりをし、最後は柚岡氏が内閣府に提出した建白書の写しを読み上げ、内容を首相に近いしかるべき人物に伝えるようお願いした。

建白書は、「裁判を起こして以来7年有余が経過しました。小さな原告団ではありますが、この間に13人が死亡、生存者は半数を切りました。残る患者原告も日に日に病状が進む中で、苦境に耐えています。「一部不満は残るが、なんとか生きています。一部に確定判決をいただきたい」というのが、原告と

家族に共通した願いであります」と結ばれている。

国の上告

原告団の上告断念を求める行動も虚しく、1月7日午前の厚労大臣定例記者会見で、田村大臣は「被害者の方々の御心情というものはわれわれも理解をする」としつつも、「第1陣と第2陣の同じ高裁での判決があまりに違って」といとし、「上訴をせざるを得ない」として上告の方針を示し、その日の午後には正式に上告した。

大量のアスベスト粉じん数メートル先にいた同僚の顔がはっきりと見えなかったという環境の中、各原告がさまざま背景を抱えて泉南の工場で働いた。例えば前述の、原田モツさんと禰占マスさんは、鹿児島から泉南の地に出てきて働いた方々のうちの一人である。島根県隠岐島からも多くの方々働きに来ていた。原告の石川チウ子さんはその一人で、患者原告の中では唯一東京での行動に参加できるが、日々の症状の変化やまわりの原告が死亡していく状況の中、常に不安を抱えて生活している。

昨年の夏にも原告が亡くなっている。彼は、2005年以降に泉南での被害者救済の取り組みがはじまり、労災認定されるようになるまで生活保護を受給していた。いつ会っても優しい笑顔が絶えない方であったが、誰にも看取られることもなく、死亡から数日後に腐敗が進んだ状態で発見された。

また、戦前の10代前半から工場で働いていた、朝鮮半島にルーツを持つ原告もいる。彼は酸素吸入器をつけながら療養しているが、数年前には比較的外出できていたものが今では少し困難になっている。彼の両親も兄弟も石綿作業が原因で亡くなっている。戦前に行われた国の健康調査の報告書を見ても、朝鮮半島にルーツを持つ者が多数いたことがわかる。

このような個人が抱えてきた、そして抱えている生の中での思いにどれだけの理解を示して今回の決定に至ったのであろうか。そして国が重ねてきた違法性を十分に認識していたのだろうか。今回の判決は、原告・被告双方が第1陣高裁判決時とは違い、質・量ともに高い水準の証拠を積み上げた

上で出されたものであるという点も指摘しておきたい。しかし、粗悪な原告逆転敗訴の第1陣高裁判決を持ち出し、「あまりにも開きが、同じ高裁の中でございますので、われわれとしては、上訴、上告をせざるを得ない」という大臣の言葉からは不安を感じずにはられない。

厚生労働省前で上告断念を求めている原告団も、その知らせを聞いて肩の力を落としていた。原告の湖山幸子さんが、「なんで上告されたんやろ?」と筆者に聞いてきた。正直なところ、国の上告はある意味においては常識の範囲内の対応であり、弁護士や支援者も想定をしていたわけではあるが、原告の中には今回の判決を受けて国が上告を断念してくれるのではないかと信じている方もいた（もちろん弁護士も支援者も、その常識をなんとか覆せないかということでも活動していた）。被害者として、ある意味では素直で、自然な思いだろう。しかし、原告たちは、役所の論理や裁判闘争の論理ではなく、自分の思いに素直に向き合い、それをできる限りの人に伝えてきた。だから、その思いがなぜ受け止められなかったのか、という気持ちになったのだろう。

湖山さんの問いに対しては、厚生労働大臣に被害を理解する力が欠けている、と言うこともできたかもしれない。しかし突き詰めれば、原告側が大臣を含めた意思決定権のある政府関係者を説得できなかったということでもあり、その中における筆者の力量不足も否めない。湖山さんには「なんでですかねえ?」と答えるので精一杯だった。

それから一週間ほど後、泉南を訪れた。しばらくお会いしていなかった原告に会いに行った。彼は数年前から、仲間の原告が亡くなると「次はわしの番や」と言っていたが、酸素吸入器をつけながら奮闘を続けている。彼が通院している病院に行っても会ったのであるが、その日の体調の良さもあったのかもしれないが、想像していたよりは元気そうで何よりであった。最高裁の判断がいつ出るかと聞かれたが、筆者はもちろんのこと、弁護士にもわからないことであったので大した返答もできなかった。

今後の司法・行政・立法における役割

第1陣とあわせて、第2陣も最高裁の判断を待つ状況となった。先行して最高裁に係属していた第1陣訴訟との関係で、最高裁がどのような手続きを行うのかについては原告側代理人の中でも議論があるので、判断時期等の見通しについては何も確定していない。司法においては最高裁の判断を待つだけとなったが、「工業発展及び産業社会の発展を著しく阻害するだけでなく、労働者の職場自体を奪うことにもなりかねない」という立場の第1陣高裁判決を支持していくのか、行政の規制を「生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することを主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである」とする第2陣高裁の立場を支持していくのか、今後の司法の姿勢を見守っていく上でも重要な判断になるだろう。

しかし、今回の判決でもあったように、「原告勝訴」の判決であっても、死後から提訴に至るまで20年を経過しているという理由で除斥となって請求権がないとされた原告や、第1陣地裁・高裁で敗訴した近隣ばく露等の労働者以外の被害など、仮に今回の判決が確定していた場合には政治救済も視野に入れた対応が必要となってくる被害者もおり、最高裁の判断の如何によっては重要な課題となる。加えて、前述のように、泉南地域の石綿紡織工場で働きながら裁判をしていない被害者が泉南地域はおろか、島根や鹿児島などにいる。その被害者たちの救済にも対応していくことが求められていくだろう。間違っても、その責任を再び司法に押し付けてはならない。

また行政としても、水俣病事件のように再三、最高裁の判断を受けてもなお、積極的な救済に乗り出さない姿勢を本件についても繰り返すことは避け、原告の後ろにいる泉南地域の被害者の救済も求められていることを忘れないでほしい。2014年1月24日付の川田龍平議員が提出した「大阪・泉南アスベスト訴訟第二陣訴訟の判決及び上告に関する質問主意書」では、泉南地域の被害の実態を政府が明らかにするように求めている質問事項があるが、『アスベスト被害者』が具体的に何を指す

のか明らかでない」といった政府答弁では今後が不安である。

おわりに

原告団は、2月中旬に慰労も兼ねて弁護団や支援者と日帰り温泉に行く計画もしていたようであるが、解決に向けて再度、一致団結しなければいけないということで、勝利解決を目指す集會に衣替えしたという。個人的には、温泉でもよいとは思いますが、集會が解決に一步でも近づくものになることを期待したい。

今回の判決は、自公政権になってはじめてのものであった。2010年5月19日の第1陣地裁判決以来、本誌でも何度か報告している。政権が変わってはじめて、本件におけるそれぞれの政権下における良い点と悪い点が少しみえてきた。国会議員が入り替わり、残念ながら本件に尽力してくださっていた方々の中に落選してしまった方もいる。あらためて、そのような奮闘をしてくださった方々のありがたさも再確認できた。また、幸いなことに秘書の中には、雇用主を替えて居残っていたりする方もいたので心強い面もあった。

一方で、今回は政権交代以前にはほとんど面識

のなかった議員さんやその秘書の方にご尽力いただくこともあった。ほぼ飛び込みで協力をお願いしたにも関わらず、解決に向けての方策に関する助言をくださった方もいる。国の上告発表があった日に、原告の南和子さんと満田ヨリ子さんと御礼も含めて議員会館の部屋にうかがった際、彼女たちの切実な思いを正面から受け止めてくださった与党の秘書の方もいる。議員さんや秘書の方の中には、立場上の関係で政府と原告の挟み撃ちに合ってしまった方もいるが、ご尽力していただいたこと、原告の思いを真剣に汲み取ってくださったことは決して忘れない。今後も引き続きご支援して下さることを望みたい。

判決時から国の上告を受けての原告の会見までがいくつか動画資料として記録されている。一部、有料のものもあるが、「泉南アスベストUSTREAM」や「泉南アスベストIWJ」で検索していただければ出てくるので、機会があればご覧いただきたい。また、メールマガジンで定期的に原告の動きなどについて情報発信をするのでご関心のある方は「大阪泉南アスベスト勝たせる会」のホームページから登録をお願いしたい。



泉南石綿国賠訴訟第二陣大阪高裁判決

2013年12月25日

平成24年(ネ)第1796号 大阪高裁第13民事部

判決骨子

第1 省令制定権限不行使による国の責任の存否について

1 局所排気装置の設置の義務付けの不行使の違法性

労働大臣は、昭和33年5月26日までは、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)による改正前の

労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく省令制定権限を行使して、事業者に対し、局所排気装置の設置を義務付けるべきであり、昭和46年4月28日まで上記省令制定権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠くもので、あって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

2 石綿粉じん濃度規制の不行使の違法性

労働大臣は、昭和49年9月30日までは、日本産業衛生学会の勧告値(1cm³当たり2本)を抑制濃度とする特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)(以下「特化則」という。)に基

づく告示の改正を行うべきであり、昭和63年9月1日まで告示の改正を行わなかったことは、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

3 防じんマスク使用等の使用者に対する義務付けの不行使の違法性

労働大臣は、昭和47年9月30日には、特化則を改正して、使用者に対し、石綿粉じんによる健康被害発生の危険性が高い業務に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを義務付けるべきであり、平成7年4月1日まで義務付けなかったことは、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

また労働大臣は、上記の昭和47年の時点で、防じんマスクの使用徹底を図る補助手段として、特化則を改正して、使用者に対し、石綿関連疾患に対応した特別安全教育の実施を義務付けるべきであり、平成7年4月1日まで、これを怠ったことについては著しく合理性を欠くものというべきである。

第2 因果関係、損害等について

1 国の責任期間内の元従業員らの石綿粉じん曝露と石綿関連疾患の発症との因果関係

元従業員らが国の責任期間内に石綿粉じん曝露していれば、国の責任期間内の元従業員らの石綿粉じん曝露と元従業員らの石綿関連疾患との相当因果関係は高度の蓋然性をもって立証されていると認められる。

2 運送業者従業員との関係における国の責任

運送会社に勤務して石綿原料を石綿工場に運送する業務に従事していた元従業員らも損害賠償の保護範囲に含まれる。

3 基準慰謝料額

第1審原告らの中に、労災保険給付、石綿健康被害救済法に基づく給付、厚生年金保険法等に基づく公的年金給付、健康保険法等に基づく給付を受けている者が存在していることをも前提に、基準慰謝料額は、じん肺管理区分等に対応して、1100万円から2600万円とする。

4 国の責任範囲

国の規制権限不行使の不法行為と第1審原告

らの損害全部との間に相当因果関係があるとは直ちに認め難いことその他諸般の事情を考慮して、損害の公平な分担の観点から、国は、国の責任が肯定される第1審原告らに対し、その損害の2分の1を限度として賠償すべき義務があると解するのが相当である。

判決要旨

第1 省令制定権限不行使による国の責任の存否について

1 違法性の判断基準

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)による改正前の労働基準法(昭和22年法律第49号)(以下「旧労基法」という。)及び労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)は、使用者、事業者に対し、労働者の石綿粉じんを含む粉じん等による被害を防止するために必要な措置を講じることを義務付けているが、その具体的な内容は、労働省令に委任している。

そして、旧労基法及び安衛法の目的、上記各法が省令制定権限を付与した趣旨にかんがみると、上記各法に基づく省令制定権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することを主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである。

したがって、国の旧労基法及び安衛法に基づく省令制定権限の不行使が上記の観点から、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法上違法となると解するのが相当である。

2 石綿関連疾患の医学的知見の確立

我が国において、石綿粉じん曝露により石綿肺が発症することについての医学的知見は、戦後の昭和27年頃からの各地における石綿粉じん被害の実態調査を踏まえて、遅くとも、昭和31年度から

昭和34年度までに実施された労働省の労働衛生試験研究のうち、昭和31年度及び32年度の「石綿肺の診断基準に関する研究」によって明らかにされたと認めるのが相当であり、したがって、昭和32年度の研究報告がされた昭和33年3月31日頃には、石綿肺に関する医学的知見が確立したと認めるのが相当である。

また我が国において、石綿によって肺がんを発症することについての医学的知見が確立したのは、労働省において、石綿粉じんの発がん性を前提とした昭和46年通達を発出した昭和46年頃であり、石綿粉じん曝露と中皮腫との関連性に関する医学的知見が確立したのは、IARC（国際がん研究機構）が石綿により中皮腫が発症することを明示した昭和47年頃であるとそれぞれ認めるのが相当である。

3 局所排気装置設置等の技術的基盤の形成

昭和32年9月に発行された昭和32年資料によって、局所排気装置設置に向けた理論面、実用面からの詳細な検討結果が示されるに至って、局所排気装置の設計法が標準化され、一般の作業場であっても、局所排気装置を設置し得るだけの技術的基盤が形成されたと認めるのが相当である。

また、昭和33年当時、労研式塵埃計及び労研式ろ紙塵埃計により、石綿工場において石綿粉じん濃度を測定する技術的基盤が形成されており、当時、一般の作業場の粉じん濃度を測定できる測定機器と測定技術が存在し、粉じん濃度を評価する指標も存在したのであるから、これらを利用して抑制濃度のような局所排気装置の性能要件を設定することは技術的に可能であった。

さらに、我が国において、防じんマスクの技術的基盤が形成されたのは昭和25年頃と認められる。

4 局所排気装置の設置の義務付けの不行使の違法性

昭和33年3月31日頃には石綿肺の医学的知見が確立し、昭和32年9月頃には、局所排気装置の技術的基盤も確立して、労働大臣は、昭和33年通達が発せられた昭和33年5月26日までに、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、事業者に対し、局所排気装置の設置の義務付けを行うこ

とが可能であったから、昭和33年5月26日以降、昭和46年4月28日に特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）（以下「旧特化則」という。）を制定して局所排気装置の設置を義務付けるまで、労働大臣が旧労基法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

5 石綿粉じん濃度規制の不行使の違法性

労働環境技術基準委員会の報告において、石綿粉じんの抑制の濃度として日本産業衛生協会（学会）が勧告する許容濃度を利用することが適当とされ、同学会が昭和49年3月31日に従来の許容濃度の勧告値を大幅に見直して1cm³当たり2本を勧告したにもかかわらず、昭和50年9月31日の告示の改正によって1cm³当たり5本とされたにすぎず、同学会の勧告どおりの1cm³当たり2本に告示が改正されたのは、同勧告から14年以上経過した昭和63年9月1日であり、これは欧米諸国と比較しても、10年以上規制が遅れており、遅きに失する。

労働大臣は、遅くとも日本産業衛生学会の新たな勧告がされてから6か月後の昭和49年9月30日までは、新たな勧告値（1cm³当たり2本）を抑制濃度とする特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）（以下「特化則」という。）に基づく告示の改正を行うべきであったから、昭和49年9月30日以降、昭和63年9月1日に石綿粉じんの濃度規制が1cm³当たり2本に強化されるまで、労働大臣が安衛法に基づく省令制定権限を行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

6 防じんマスク使用等の使用者に対する義務付けの不行使の違法性

労働大臣は、昭和47年9月30日には、鉛中毒予防規則及び有機溶剤中毒予防規則において、鉛や有機溶剤による健康被害発生の危険性が高いと考えられる業務を特定して、使用者に対し、当該業務に従事する労働者にマスク等の呼吸用保護具を使用させることを義務付けている。この時期に石綿粉じん作業についても同様の義務付けを行う

ことが困難であったという事情は認められず、また、鉛や有機溶剤による中毒と比べて石綿粉じん曝露による健康被害が重大でないともいえないことは明らかであるから、労働大臣は、遅くとも上記各規則の制定と同時期には、特化則を改正して、使用者に対し、石綿粉じんによる健康被害発生の危険性が高い業務に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを義務付けるべきであり、平成7年4月1日まで義務付けなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。

また労働大臣は、上記の昭和47年の時点で、防じんマスクの使用徹底を図る補助手段として、特化則を改正して、使用者に対し、石綿関連疾患に対応した特別安全教育の実施を義務付けるべきであり、平成7年4月1日までこれを怠ったことについては著しく合理性を欠くものというべきである。

第2 因果関係、損害等について

1 国の責任期間内の元従業員らの石綿粉じん曝露と石綿関連疾患の発症との因果関係

石綿関連疾患の発症には、石綿粉じん曝露について、いずれも量-反応関係があり、累積曝露量が多くなればなるほど、発症のリスクは確実に高まるということが認められるから、国の責任期間内において、元従業員らが石綿粉じんに曝露していれば、その曝露により元従業員らの石綿関連疾患の罹患リスクは高まっており、国の責任期間内の石綿粉じん曝露と国の責任期間外の石綿粉じん曝露の両者が不可分一体となって元従業員らを石綿関連疾患に罹患させたと推認するのが相当である。したがって、元従業員らが国の責任期間内に石綿粉じんに曝露していれば、国の責任期間内の元従業員らの石綿粉じん曝露と元従業員らの石綿関連疾患との相当因果関係は高度の蓋然性をもって立証されていると認められる。

2 運送業者従業員との関係における国の責任

旧労基法や安衛法に基づく規制権限不行使については、石綿工場の労働者のほか、職務上、石綿工場に一定期間滞在することが必要であることにより工場の粉じん被害を受ける可能性のある者

も損害賠償の保護範囲に含まれると解するのが相当である。

したがって、運送会社に勤務して石綿原料を石綿工場に運送する業務に従事していた元従業員らも損害賠償の保護範囲に含まれる。

3 基準慰謝料額

包括一律請求は適法であり、本件においては、第1審原告らの中に、労災保険給付、石綿健康被害救済法に基づく給付、厚生年金保険法等に基づく公的年金給付、健康保険法等に基づく給付を受けている者が存在していることをも前提に、基準慰謝料額は、以下のとおりとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) じん肺管理区分の管理2で合併症がない場合 | 1100万円 |
| (2) 管理2で合併症がある場合 | 1400万円 |
| (3) 管理3で合併症がない場合 | 1600万円 |
| (4) 管理3で合併症がある場合 | 1900万円 |
| (5) 管理4、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚の場合 | 2300万円 |
| (6) 石綿肺(管理2・3で合併症なし)による死亡の場合 | 2400万円 |
| (7) 石綿肺(管理2・3で合併症あり又は管理4)、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚による死亡の場合 | 2600万円 |

4 国の責任範囲

国の規制権限不行使を理由とする国家賠償法1条1項に基づく責任は、使用者の労働者に対する安全配慮義務とは別個独立であり、被害者に対する直接の責任であるから、国は、第1審原告らに対し、労働大臣の規制権限不行使の不法行為と相当因果関係の認められる損害について、その全部を賠償する責任がある。

しかしながら、労働大臣の省令制定等の規制権限は、その性質上、使用者に対して義務を課するという形で行使され、使用者がそれに応じて義務を履行することによって初めて規制の目的が実現されることになるから、本件において、労働大臣による省令制定権限不行使の違法がなければ、元従業員らの石綿関連疾患による被害の拡大を相当程度防ぐことができたとはいえても、元従業員らの被害がすべて回避できたとはいえず、規制権限不

行使の不法行為と第1審原告らの損害全部との間に相当因果関係があるとは直ちに認め難い。

上記のほか、諸般の事情を考慮して、損害の公平な分担の観点から、国は、国の責任が肯定される第1審原告らに対し、その損害の2分の1を限度として賠償すべき義務があると解するのが相当である。

5 基準慰謝料額の減額要素の検討

合併症のないじん肺管理区分の管理2、3の者、国の責任期間内における粉じん曝露期間が短期間の者や曝露量が少量の者、喫煙歴のある者について、基準慰謝料額から特に減額しない。

労災保険給付等との調整についても、基準慰謝料額自体がそれを前提とした金額であるから、さらなる調整は行わない。

6 損益相殺

石綿粉じん被害の関係で、使用者から解決金等を受領した第1審原告らについては、原判決と同様に、損益相殺を認める。

7 除斥期間

石綿関連疾患においては、損害の発生時が不法行為の損害賠償請求権の除斥期間の起算点となるというべきである。

そうすると、原判決と同様に、元従業員らのうち2名については、その死亡日から20年以上経過してから本件訴訟が提起されているから、損害賠償請求権は消滅している。

原告団・弁護団声明

泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会
泉南地域の石綿被害と市民の会

1 本日、大阪高等裁判所第13民事部（山下郁夫裁判長、神山隆一裁判官、内山梨枝子裁判官）は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟2陣（一審原告58人・被害者33人）控訴審において、国に対して総額3億4474万円の支払いを命じる一審原告勝訴の判決を言い渡した。

2(1) 本判決は、①国は、昭和33年5月までには、

局所排気装置の設置を義務付けるべきであった、②昭和46年以降も昭和49年9月までには、日本産業衛生学会の勧告値（1立方センチメートル当たり2本）を抑制濃度とする特化則に基づく告示の改正を行うべきであった、③また、昭和47年9月には、特化則を改正して、防じんマスクを使用させることを義務付けるべきであり、さらに、使用者に対し、石綿関連疾患に対応した特別安全教育の実施を義務付けるべきであったとして、国の責任を厳しく認めた。

(2) 国の責任について、「使用者の労働者に対する安全配慮義務とは別個独立であり、被害者に対する直接の責任」とし、石綿被害についての国の責任の重大性を指摘し、全損害の2分の1を限度として賠償すべき義務があるとした。

(3) 基準慰謝料額自体も、筑豊じん肺の訴訟基準から各疾病において100万円増額した。

3 本判決は、泉南アスベスト被害について、1陣、2陣訴訟の各大阪地裁判決に続き、三度、国の責任を肯定し、さらに、高等裁判所として、初めてアスベスト被害に対する国の責任を認めたものである。

そして、2陣地裁判決が認めた昭和35年における国の責任のみならず、昭和46年以降に規制を強化しなかったことの責任を認めており、規制権限不行使の時期・内容、義務違反の程度などの点において、厳しく国の責任を認める内容である点に大きな意義がある。

また、本判決が雇用関係にない出入り業者に対する国の責任を認めた2陣地裁判決を是認したことも高く評価できる。

4 大阪泉南地域は、100年に亘る全国一のアスベスト産業の集積地である。石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需を、戦後はわが国の経済成長を支えてきた。石綿紡織工場の労働者、周辺住民、その家族らは、大量の石綿粉じんにはく露する中で、戦前から現在まで、地域ぐるみの深刻な石綿被害が発生し続けた。国は、70年以上も前に自ら行った調査によってその被害の重大性を確認しながら、規制や対策を長期間に亘って怠ってき

た。泉南地域は、わが国のアスベスト被害の原点であり、国の加害の原点でもある。

本判決は、泉南アスベスト国賠訴訟1陣最高裁の判断に大きな影響を与えることはむろん、全国6箇所建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟、さらには原発被害等で国の責任を追及する訴訟の原告らを大いに励ますであろう。そして、泉南地域のアスベスト被害の救済はもとより、全国に広がったアスベスト被害について、国の責任の明確化と被害救済のあり方の抜本的な見直しを迫るものである。

- 5 本判決が、アスベスト被害の深刻さに正面から向き合い、至高の価値である生命・健康を護る国の役割の重大性を改めて確認した意義は極めて大きい。本判決は、2006年5月の1陣提訴以来7年半に及ぶ本事件審理の集大成であり、本判決によって、泉南アスベスト被害について国の責任を認める司法判断は固まった。

裁判の長期化によって、1陣、2陣訴訟の原告のうち裁判係属中に12名が亡くなり、提訴前の死亡者とあわせて被害者の6割近くがこの世を去っている。また、生存原告も日々、高齢化と病気の進行、重篤化に苦しんでいる。「命あるうちに解決を」は原告らの切実な譲ることのできない願いであり、「泉南アスベスト被害の早期全面解決」は広範な世論である。

私たちは、国が、三度に亘って厳しく断罪されたことを真摯に受け止め、自らの責任を認めて原告ら被害者に謝罪し、正当な賠償金を支払うこと、そして、1陣訴訟を含めた泉南アスベスト被害者全員の早期救済に応じることを強く要求するものである。

2013(平成25)年12月25日

原告団・弁護団声明

(国の道義なき不当上告に断固抗議する)

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団

- 1 昨年12月25日、大阪高裁(第13民事部)は、1陣地裁判決、2陣地裁判決に続いて、三度、国の

規制権限不行使の責任を認める判決を下した。これに対して、国は、本日、上告する旨を明らかにした。

原告団と弁護団は、国の道義なき不当上告に断固抗議するものである。

- 2 2006年5月の第1陣訴訟の提訴以来、本判決までに12名の原告が死亡し、さらにこの上告期間中にも1名の原告が死亡した。生存原告らも病状の悪化に苦しんでおり、「命あるうちの解決」は、文字どおり原告らの待ったなしの切実な願いである。国の上告は、原告らの願いと期待を大きく裏切るものであり、断じて許すことはできない。
- 3 この間、118名の与野党の国会議員から「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」への賛同が寄せられ、12月25日には全野党の国会議員らが連名で、26日には自由民主党・公明党のアスベスト問題の責任者が、それぞれ上告断念を含む早期解決の決断を要請した。泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決は、世論はもとより、政治においても多くの支持を得ている。
- 4 原告・国の双方は、本判決に至るまで7年半にわたり主張、立証を尽くした。そのうえで、本判決は、国の責任逃れの主張を完膚なきまでに退け、国が依拠した1陣高裁の不当判決(2011年8月)を完全に否定した。国は、本判決を謙虚かつ真摯に受け止め、早期に被害者救済に踏み出すべきであった。

国の上告は、国民のいのちと健康を守る責務を放棄し、いたずらに被害者の苦しみを引き延ばすものでしかない。このような国の姿勢は、いのちや健康よりも産業発展が優先するという1陣高裁判決にすぎるものであり、そこには何らの大義も道義もない。

- 5 原告団と弁護団は、引き続き、「命あるうちの解決」を実現するため、国に対して、泉南アスベスト被害の早期全面解決を強く求めると共に、最高裁においても全力で闘い抜くことを表明する。

2014(平成26)年1月7日



東急車両石綿損賠訴訟が和解 大阪●相談から約5年半、遺族らが会見

東急車輛製造株式会社（現・株式会社総合車両製作所）に対して石綿被害の損害賠償を求めた裁判（以下「東急裁判」）が、2013年11月12日、大阪地裁で和解した。和解したのは、旧帝国車輛-東急車輛製造の大阪製作所（堺市）で鉄道車両製造に従事し、石綿疾患を発症し死亡した3名（Aさん-石綿肺、Iさん-中皮腫、Tさん-中皮腫）の男性の遺族。

和解内容は口外禁止条項が付けられたため明らかにされないが、和解後記者会見した弁護団によれば、評価できる和解内容であった。

本人、遺族からの関西労働者安全センターにはじめて相談があったのが2008年4月はじめ。本人、遺族がアスベストユニオンに加入し、会社に団交要求をしたのが2009年5月。東急車輛はユニオンの要求に対して、社内の補償制度を作ったものの、実に差別的な低額補償を回答したため、やむなく損害賠償を提訴したのが2011年4月。鉄道車両製造会社の石綿被害を訴える初めての訴訟となった。

手探りではじまった裁判だったが、地道に立証・主張を積み重ねた。裁判の終盤、旧帝国車輛時

代に故Iさんと一緒に働いたBさんが証言台に立ってくれたことは大きな力になった。

そして2013年11月12日、実質的に勝利と言える和解となった。あしかけ約5年半の道のりだった。

原告、弁護団に深く敬意を表

するとともに、あらためて、鉄道車両製造現場でのアスベスト被害の大きさを訴えたい。なお訴訟までの詳細は、本誌2012年3月号56頁を参照していただきたい。

ご遺族のコメントにあるように、東急裁判に至る端緒に、2008年3月28日、石綿労災認定事業場情報公開を厚生省が再開したときのリストに「東急車輛製造大阪製作所」の名前があったことがあった。

このときの大阪製作所の労災認定累計は中皮腫7件だったが、これが2014年度までの累計では

＜東急車両石綿訴訟にかかわる経過＞

- | | |
|-------------|---|
| 2008年3月28日 | 厚生労働省労災認定事業場情報公開再開、東急車輛大阪製作所中皮腫7件認定判明、これをみてAさん遺族が安全センターに相談 |
| 2008年8月11日 | Iさんの胸膜中皮腫に労災認定 |
| 2008年11月17日 | 故Aさんの石綿肺死亡に石綿救済法の救済認定【時効救済】（堺労基署、以下同じ） |
| 2008年12月 | 神戸地裁、ひょうごユニオンの住友ゴムとの団交権認める判決（住友ゴム事件、退職者労働組合の団交権認める初めての司法判断） |
| 2009年5月2日 | アスベストユニオン、東急車輛製造に対して団交要求 |
| 2009年7月26日 | Iさん死亡 |
| 2009年10月13日 | Tさんの胸膜中皮腫に労災認定 |
| 2009年12月 | 大阪高裁、住友ゴム事件で神戸地裁判決を支持する判決 |
| 2010年5月12日 | 東急車輛が制定した補償制度に基づく低額・不当回答 |
| 2010年6月20日 | Tさん死亡 |
| 2011年4月4日 | 大阪地裁に損害賠償裁判を提訴 |
| 2011年11月 | 最高裁、住友ゴム事件で大阪高裁判決支持する決定 |
| 2013年11月12日 | 東急裁判和解成立 |

合計16件と、倍以上になった。

埼玉(1件)、横浜(10件)の工場を含めて東急車輛製造全体で27件、日本車輛製造69件、近畿車輛30件、川崎車輛(現川崎重工工業兵庫工場)58件、汽車製造(東京・大阪工場-現川崎重工)16件、日立製作所24件、富士重工14件と、これらの鉄道車両製造の石綿労災認定件数の合計は240件にのぼる。

主な原因は、鉄道車両内部に使用された吹きつけ石綿とみられるが、溶接作業で石綿布を養生に使用していたことなども他の原因もあったとされる。

【故Aさん遺族のコメント】

2008年3月29日の新聞記事で東急車輛が載っていたのを見て、そこから闘いがはじまりました。

父も肺の病気で亡くなり、父の部屋に何故かレントゲンフィルムがあったり、また、父が生存のとき、会社に抗議しに行ったこと。このとき、私はカセット録音係として行きました。内容は、どういうことなのかわからずでしたが、このときの父はかなり激怒していました。また、労働基準監督署に行ったこともあり。それぞれのことが気になり、新聞記事に載っていた安全センターに連絡しました。

安全センターの人から、何か父の物が残っていないか、と言われ、実家にあるレントゲンフィルムを見たとき、その袋の中には、病院のじん肺健康診断書、労働基準局へのじん肺管理区分決定申請書の用紙が入っており、診断証明書には「石綿肺の所見と

考えられる」と書いてありました。

父が亡くなったとき、アスベストのことをまったく考えたこともなく、いま思えば、いま私たちが闘ってきたことをやりたかったのだらうと思います。

ここまで来るのに本当に苦しく辛い思いが何度も何度もありました。毎日新聞に取り上げてもらいましたが、入院時のカルテがましくて、カルテの保存期限が過ぎていくとわかっていても、どうしても何度も何度も頭を下げ足を運びお願いしましたが、「保管期限が過ぎているので処分しています」と同じ返事ばかりでした。

しかし、安全センターの方や弁護士の先生だと、一軒の病院だけじゃなく、二軒の病院から入院時の一部のカルテ、手術時の標本や報告を手に入れることができ、もう一軒の病院では入院時の全カルテをもらうことができました。もし、いま同じような人がいるなら安全センターに相談して下さい。必ず力になってくれます。

今回和解というかたちで終わりましたが、自分の中では納得していません。どんな結果であれ、父は戻ってきません。入院中、一時帰宅の際、父から実家に来るよう呼び出され、会話することすら苦しい状態なのに、自分が死んだら「後のこと、会社への連絡、母親を頼む」と言われ、自宅に帰り号泣しました。本当なら、定年を迎え、やっと自分たちの時間がもて、ゆくりできるはずだったのに…。

私自身、何ひとつ親孝行できないまま、父は苦しい姿で逝ってしまいました。息を引き取る前、苦し

くもがいている父から私の手を強く握りしめられたことは、いまでも忘れられません。亡くなった後、整理していたら、父からの遺言がカセットテープに録音されており、父が生存時にどうしてこの闘いをしなかったのか、当時わかっていれば、父の口から詳しいこと、事実を聞いて、もっと早く解決できたのにと、とても悔しい気持ちでいっぱいです。

私に託された闘いは5年と半年で和解となりましたが、父が亡くなり19年、ここまでやってこれたのは安全センターの皆様、弁護士の先生のお陰です。本当にありがとうございました。感謝の気持ちでいっぱいです。まだまだアスベストのニュースをよく見ます。このニュースがなくなることを強く願っています。

【弁護団のコメント】

関係機関の支援、被告会社の英断、その他関係者の努力によって、鉄道車両製造工場におけるアスベスト曝露の事案につき、本日和解に至ったことは、評価に値する。和解内容を公表することはできないが、原告被告双方が歩み寄り、本件訴訟については一応の解決を見ることができた。

曝露から発症まで長時間を要することから、今後も過去の曝露による新たな被害者が、多様な業種の工場労働からだけでなく、周辺住民にも出てくることは必至であるし、また、震災・原発の復興、廃炉その他の作業における曝露による発症も危惧されるところである。

2006年に成立施行された石綿健康被害救済法による救済の拡充とともに、民事賠償において

も被害者救済の観点が強
く要請される。



(関西労働者安全センター)

全国で続く対ニチアスの闘い 奈良・岐阜・岡山●損賠裁判・労働委員会

日本最大、最古のアスベスト企業ニチアスは、多数の被害者を発生させながら、被害者に誠実に対応することなく、様々に被害を隠し、日本のアスベスト被害が社会的に明らかになることを妨げてきた。全造船ニチアス・関連企業退職者分会、全造船アスベストユニオンは、ニチアスに対して団体交渉による石綿被害への対応を要求してきたが、ニチアスは団交拒否や不誠実団交を繰り返している。ニチアスに対する闘いが各地で進められている

ニチアスに対する損害賠償請求訴訟は、札幌地裁で全面勝利和解が勝ち取られたあと、奈良地裁、岐阜地裁、岡山地裁で取り組まれている。

奈良地裁での11月14日第16回弁論において、原告3名の証人尋問の実施とその日程が決まった。一方、ニチアス側から「申請されていた元社員1名から証人を断られたので代わりの人を探している」との表明があり、裁判所も驚く一幕があった。結局、ニチアス側証人未定のまま、原告3名の証言が今年3月27日一日かけて行われることになった（ニ

チアスの証人が見つからなければ、予定よりも早く終わる予定）。奈良裁判の最大の山場。多くの皆さんの傍聴支援を訴えたい。

また、奈良地裁からニチアスに対して出された文書提出命令について、大阪高裁で命令が確定したにもかかわらず、ニチアスは拒否を決めた。裁判戦術を優先した企業倫理をかなぐり捨てた対応で、社会的には許されない行為といえるだろう。

岐阜地裁の12月3日弁論では、前回までに原告山田益美さんの症状悪化（じん肺管理2から管理4へ）に伴う損害額変更を原告側から主張した点について、新たに裁判所に提出された山田さんのカルテなどをもとに、ニチアス側が、山田さんが過去に結核にかかっていた疑いがあり、症状悪化は虚偽の疑いがある、という悪意に満ちた主張が行われた。今後、これに対して原告側から反論していくこととなった。

また、新たなに原告となったTさんのじん肺について、在職時の1978年にすでに管理3イの管理区分決定を受けていたことが、今回、ニチアスがしぶしぶ提出して

きた管理区分決定通知で明らかになった。ところが、この通知は、当時ニチアスに岐阜労働基準局から送られてきた管理区分決定リストであって、Tさんのほかにも多数の労働者が管理区分決定を受けていたことも同時に明らかになった（ただし、Tさんのほかはすべて黒塗りされていた）。そのときからすでに多くの被害者を出していたのである。今後、Tさんの作業実態などに関する陳述書が提出される予定。

岡山地裁でのニチアスと下請会社中原築炉を相手取った裁判は、2012年3月に提訴して以来、10月15日までに8回弁論を積み重ねている。原告のSさんは、肺がんとじん肺管理区分4の被害の損害賠償を求めている。ニチアスはSさんが働いていた時期はノンアスに切り替えていたと主張、中原築炉も自社以外での粉じん曝露であると主張してきている。不埒としか言いようがない。おかもやま労働安全衛生センターや中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会岡山支部から多数傍聴参加を得て、ニチアス・中原築炉包囲体制を構築し頑張っている。

2008年7月24日、奈良県労働委員会は、ニチアス分会からの団体交渉要求に対し、ニチアスが交渉を拒否したのは不当労働行為に当たるとして救済命令を出した。

ところが、中央労働委員会はこの命令を棄却（2011年3月31日）。これに対し、分会は、東京地方裁判所に行政訴訟を提訴。東京地裁は訴えそのものは退けたが、ア

スベスト退職者の団体交渉権は認められた(2012年5月16日)。

そこで分会は11月14日、東京高裁への控訴は取り下げ、新たにニチアスへ団体交渉の開催を要求した。そして、ようやく2012年9月3日、第1回団体交渉が開催された。しかしニチアスは「組合員個人の問題についてしか答えない」という回答を繰り返し、組合からの要求についてまったく回答しようとしなかった。10月29日に行われた第2回団体交渉でもニチアスはまったく同じような対応だった。そこで2013年1月30日、再度、

奈良県労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行い、現在、審理が進行中で12月26日証人尋問が行われる。

岐阜地裁の両原告が加入しているアスベストユニオンも、ニチアスとの団体交渉を3回を行ったが、ニチアス分会への対応と同じだった。2012年8月1日、アスベストユニオンは神奈川県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行い、調査の後、2013年10月11日に結審となった。

(全造船ニチアス・関連企業退職者分会/アスベストユニオン)

求するため会社に丁寧に事業主証明を依頼した。いろいろな書類のやりとりも含め、かなり時間がかかったあげく、会社から、「請求対象となっている傷病の原因等が、請求人の担当業務との間に相当因果関係があると判断できないため、請求書への事業主証明の捺印が行えない」という文書が戻ってきた。7月に、事業主証明のないまま労災請求を行った。

一方で仕事はさらに忙しくなり、このまま働き続けることは難しいと考えたKさんは、会社に、職員の増員や業務の軽減を要請した。それが実現しないと、休業を余儀なくされ、場合によっては雇い止め解雇の恐れもある。労働基準監督署に早期の労災認定を要請したところ、10月初旬に労災認定された。

本当は、会社や本人の状況をもっと詳しく報告したいのだが、上記のような事情を理解してもらいたい。

正社員よりも労働時間が短いパート労働者でも、会社が因果関係を認めなくても、Kさん自身がきちんと治療と仕事をする中で労災認定を勝ち取った画期的な取り組みといえよう。

(神奈川労災職業病センター)

コンピュータ入力作業でけいわん

神奈川●パートで会社は因果関係認めず

コンピューター入力作業等に従事するKさんは、2013年4月から担当する仕事が増えたが、人が減り、責任も業務量も大幅に増加した。以前から少し痛かった腕の痛みが強くなり、整形外科に通いながら働き続けていたが、偶然、十条通り医院(神奈川県大和市)を知り、針きゅう治療をはじめた。

医師の診断は「頸肩腕障害」。仕事の原因であることは明らかだったが、労災請求して業務上認定されるかは微妙な問題があった。実は、Kさんは6か月契約のパート労働者で1日5.5時間で週4日勤務。仕事が増えたといっても1日6時間で週5日就労な

ので、単純に正社員に比べると、決して労働時間が長いわけではない。また、半年ごとの契約のため、労災請求を嫌がるかもしれない会社に雇い止めされる恐れもあったため、会社との関係を悪化させないように慎重に動く必要があった。

5月になってKさんは、労災請

二大工場惨事被災者が団結

バングラデシュ●被災者ネットワークを結成

2013年12月14日、バングラデ

シュ労働安全衛生環境財団がま

とめ役になって、ラナプラザ[2013年4月24日のビル崩壊-1,129人死亡・約2,515人負傷]とタズリーン[2012年11月24日の工場火災-少なくとも117人死亡・200人負傷]災害の150人の被害者・家族が参加した集会が開催された。

この被災者集会の目的は、①両事件の被災者・家族に対する補償・社会的リハビリテーションに関して国によってとられた対策の有効性をレビューし、②(現場調査に基づき)OSHEが国及び関係機関が被災者の補償・リハビリテーションに対処するためにつくりあげた被災及び死亡した労働者に関する詳細なデータベースを引き渡し、③労災被災者の権利のための運動・ネットワークを促進するとともに、それらを様々な開発プロセスに引き上げることであった。

両惨事の被災者・家族は、「ラナプラザ・タズリーン被災者ネットワーク」を設立、15人の役員を選出するとともに、様々なレベルの補償・リハビリテーションの対話・交渉にあたることを決定した。ラナプラザ事件の被災者でネットワークのリーダーに選ばれたKohinur Akterさんは、「これは

ラナプラザ災害被災者・家族にとって重大な瞬間だ。ネットワークは被災者を代表して補償や福祉の問題について様々な対話・交渉に参加する新たな突破口になる」と語った。タズリーン災害の被災者で同じリーダーに選ばれたJorina Begumさんは、「集会の開催と被災者ネットワークの設立は、工場の中間管理職たちが私たちが代表しているかのようにふるまうのをやめさせ、私たちが自分自身を代表して、国や様々な交渉相手に直接私たちが抱えている問題を訴え、要求できるようにするものだ」と述べた。

集会の開会式では、OSHE事務局長のRepon Chowdhuryが司会を務め、来賓として労働雇用省のFojur Rahman共同次官、アジア・モニター・リソースセンター(AMRC)のSanjiv Pandita、国際労働組合総連合(ITUC)バングラデシュ評議会のMojibur Rahaman Bhuyan事務局長が挨拶を行った。

労働雇用省、全国及び衣料部門の様々な労働組合、使用者団体(BGMEA)、NGO、各国の駐バングラデシュ公館、市民団体の代表らも集会に参加した。

ン」(<http://www.cqzq.org/>)を創設した。

1993年11月19日、香港の経営者が経営する深セン致麗玩具工場で火災が発生し、87人の命が奪われ、51人が負傷した。陳玉英(小英)はもっともひどいやけどをした一人だ。全身がただれて病院のベットで治療を受けている時は、誰もが彼女は生きられないだろうと噂していた。左足首と左手首はほほますべてが焼けてなくなった。しかし、7年の間に37回の手術を行い、生き延びることができた。

火災で被害者が拡大したのは、商品の盗難を防ぐために、労働者の安全を完全にないがしろにして工場の窓に盗難よけの鉄柵をとりつけていたからだ。火災が発生したとき、四つある出入口はひとつだけが開錠されていたことから、多くの労働者たちはこの出入口を目指して殺到し、階段で寿司詰め状態になり逃げるができなかった。後に、経営者には4年の禁固刑と300万余元余りの賠償金を支払ったが、死傷者の家族らは数千～数万元しか受け取ることができなかった。この玩具工場は有名ブランドのChiccoの玩具を製造していた。当初、Chiccoは賠償責任を曖昧にしていたが、民間団体やイタリアの労働組合が圧力をかけたことで、1997年と98年にあわせて20万ドルを被害者に賠償した。

全国を震撼させたこの惨劇によって、政府は労働者の権利を重視せざるをえなくなった。この惨劇が「労働法」の制定を加速

農民工から新工人・新市民へ

中国●致麗工場大火災から20年

致麗[ジリ玩具工場]大火災で生死の境をさまよい、その後回復

した小英は、「重慶忠県自強労災後遺障害者サービスステーショ

させたとも言われている。中国では1956年に「労働法」が起草されたが制定には至らなかった。1979年にふたたび「労働法」が起草されたが、ここでも制定には至らなかった。90年代初め、三度「労働法」が起草され、1994年7月5日に全人代常務委員会で採択され、95年1月1日に発効した。それは中国労働法制が歴史の新段階に入ったことを象徴した。

労働法制はいくらかは改善されたが、出稼ぎ労働者はいまだ本当に自由に往來することができなかった。2003年の「孫志剛事件」が「農民工」の移動を不当に制限している実態を明らかにした。当時の法律では、本籍地ではない住民は暫定居住証を持っていなければ不法滞在となり、強制送還されることもあった。2003年3月、湖北省黄冈市が本籍の孫志剛が、広州市の司法機関に三無人員（許可書、住所、収入がない）を理由に拘留され、暴行を受けて死亡した事件が全国の関心を集めた。同年、國務院は21年間実施してきた強制送還制度を廃止するとともに「都市野宿者救済管理規則」を公布した。これにより出稼ぎ労働者が本当に自由に都市と農村を行き来できるようになった。

1980年代の沿海の都市部における経済開放以降、小英と彼女の同僚、そして幾千幾万の労働者は生計を改善するために多大な代償を払ってきた。また社会的進歩の促進のために力を捧げてきた。小英は2002年に「重慶忠県自強労災後遺障害者サー

ビスステーション」を創設し、出稼ぎ労働者や労災被害者、職業病患者や後遺障害者など、社会的弱者にサービスを提供してきた。オクスファムは2003年からこのサービスステーションへのプロジェクトを開始し、資金や能力開発などで支援を行ってきた。オクスファムは農村での貧困支援と開発にかんするプロジェクトを展開しているが、それ以外でも出稼ぎ労働者や流動人口にも注目してきた。これらの人々は中国の貧困支援と発展にとって重要な社会的グループのひとつだからである。

過去20年、出稼ぎ労働者は世界の工場としての中国の発展における大黒柱であった。2013年9月、国家衛生計画生育委員会が発表した報告では、2012年には全国で2億3600万人の流動人口があり、平均年齢は28歳で、半数以上の流動人口が1980年以降に生まれている。この「新世代農民工」の背景や必要性は、上の世代の農民工とは異なるところがある。新世代農民工は学校を卒業してそのまま都市で就職するので、農業経験がなく、農村へ戻って農業に従事することが難しく、農村でも十分な就業機会を提供することはできないことから、かなりの部分が都市部で生計を立て、生活基盤を築く必要がある。しかし、生計基盤のもろさ及び社会保障の不安定さが、新世代農民工に将来への不安もたらしている。

実際のところ農民工はもう農民ではなく、新しい労働者（新工

人）であり、産業労働者の主要な構成部分であり、サービス業ではほとんどの部分を占めている。また、彼ら彼女らは新市民でもある。合理的な都市化は内需と経済成長につながるとともに、社会の健全な発展にも有利である。しかし核心は、出稼ぎ労働者らが都市部で安心した雇用と生活を享受することにあり、彼ら彼女らに本当の市民的地位を付与することで、権利としての社会保障を保障し、都市生活における障がい低減することができる。先日開催された中国共産党18期3中全会では公共サービスの均等化を進め、農民が近代化の成果を享受できるような政策が強調された。今後、この方面について実質的改善が行われることを期待する。

致麗大火災を記念することは、再び悲劇を起こさないためであるが、働く人々がこれまでに多大な代償を払ってきたことを忘れないためでもある。新工人、新市民の処遇改善は中国社会の進歩にとって重要な構成要素である。



※稲垣豊さんの翻訳を了解を得て掲載：www.ngocn.net/?action-viewnews-itemid-88736
20周年記念シンポ(映像)：v.youku.com/v_show/id_XNjM5NDkzMjEy.html
陳玉英さんが2013年「Women Media Award」を受賞したという知らせも伝わっている。
lady.163.com/13/1210/00/9FMLVKIN00264NMD.html

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内
TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8
TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町6-1 アンビシャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-1-17 西浦ビル2階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタクウクリニク
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283番地25
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒902-0061 那覇市古島1-14-6
TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432

